

第八五回  
國會參議院商工委員會

第一二号

七

○委員長(福岡日出彦君) 次に、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。河本通産大臣。

○國務大臣(河本敏夫君) 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。  
わが国の小売商業は、事業所数で約百六十万、就業者数で約五百六十万人と我が国経済の中で大きな比重を占めておりますが、その大部分はきわめて零細であり、百貨店、スーパー、ショッピングセンター等の大型店の進出によつて著しい影響を受ける場合が少なくありません。  
特に、最近における経済の安定成長への基調変化の中にあって、大型店の出店が増加している一方、いわゆる中型店をめぐる紛争も増加する傾向にあります。  
このような状況にかんがみ、国会においても小売商業調整制度のあり方について、その抜本的対策を講ずるよう特別決議がなされたところであります。さらに中小企業政策審議会と産業構造審議会との合同小委員会におきまして今後的小売商業政策のあり方について検討が行われ、本年四月に意見具申がなされたところであります。  
本法案は、この意見具申の示した方向に沿つて、関係者の意見をも徴しながら作成したものであります。第一に大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部改正、第二に小売商業調整特別措置法の一部改正をその内容とするものであります。  
次に、法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、第一条は大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律、いわゆる「大店法」の改正であります。

行い得ることいたしております。  
その他これらの方正に伴う所要の改正を行うこととしております。

その一は、調整対象面積の引き下げを行うことがあります。現行の大店法の調整対象となる大規模小売店舗は、千五百平方メートル以上（十大都市にあっては三千平方メートル以上）のものであります。最近の小売業をめぐる紛争の実態に適切に対処するため、これを五百平方メートルを超えるものにまで引き下げるなどいたしておりま

その二は、大規模小売店舗の調整問題につながる。都道府県知事の関与を強めたことあります。すなわち、千五百平方メートル未満（十大都市については三千平方メートル未満）で、五百平方メートルを超える範囲の店舗につきましては、その調整の権限を都道府県知事に委任することとしたっております。また、通商産業大臣が調整に当たる五百平方メートル以上の店舗につきましても、これについての届け出を都道府県知事を経由して行わせることとし、その際都道府県知事は、通商産業大臣に対し意見を申し出ることができる」とする等、国の商業調整に際しても地域の意向が十分反映できるよう配慮いたしております。

その三は、店舗面積に係る調整措置の強化であります。本法の調整対象となる店舗面積が引き上げられる結果、通商産業大臣の調整に係る店舗を含めて、一つの建物の店舗面積が全体として五五五平方メートルになるまで勧告、命令が可能となるとともに、大規模小売店舗に入居する個々の小売業者に対して必要に応じて厳しい調整措置を講じることができるることを明確にするため所要の改を行ふこととしております。

その四是、調整期間の延長等に関するものであります。最近における調整期間の長期化等にかがみ、届け出から勧告までの期間を、現行の三ヶ月から四カ月に改めるとともに、必要に応じてさらに二カ月の範囲内で延長できることとし、他特に問題のない案件については勧告期間の短縮

○衆議院議員(中島源太郎君) 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商店開設特別許可法の一部を改正する法律案

その二は、大規模小売店舗における小売業の調査を行った結果、これを五百平方メートルを越えるものにまで引き下げる」といたしております。

に対する衆議院の修正につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

整について都道府県知事等の関与を強化したこと  
であります。小売業の調整に当たっては、流通近  
代化施策との整合性に十分配慮する等、全国的視

修正点は、まず大規模小売業者による販路開拓の事業活動の調整に関する法律の改正部分について、ましては、大規模小売店舗に係る届け出から徴生までの期間を延長することができるのが「二ヵ月」以内となつておりますのを「四ヵ月」以内に改めたこと等であります。

野に立つてこれを用ひ必要があると同時に、小売業が製造業等に比べ地域的特性が強く、地方行政とも密接な関連を有するところもあることから、國と地方自治体との行政の有機的な連携が必要とされるものであります。このため、大規模小

次に、小売商業調整特別措置法の改正部分に  
きましては、第一に、小売市場に関する規制を

売店舗のうち店舗面積が千五百平方メートル（大都市にあっては三千平方メートル）未満で、五百平方メートルを超えるものを第二種大規模小売

来どおり許可制に戻したこと  
第二は、大企業者による小売店舗の進出に対  
する調査、調整及び勧告の諸規定を現行法どおり

店舗とし、これについては従来の調整実績等も考慮し、都道府県知事が市町村長から申し出のあつた意見を踏まえ調整を行うこととしております。

活させるとともに、その申込出資額は既存の資本  
振興組合等を加えたことになります。

また、店舗面積が千五百平方メートル（十大都市にあっては三千平方メートル）以上であるものを第一重大規模小売店舗とし、これについてでは従

○委員長(橋岡日出麿君) 次に、補足説明を取  
いたします。島田通産大臣官房審議官。

来どおり通商産業大臣が調整を行うこととしています。届け出については都道府県知事を経由しますが、届け出は原則として都道府県知事に提出することとされています。

る小売業の事業活動の調整に関する法律及び小商業調整特別措置法の一部を改正する法律案をつきまして、提案理由の順序に従つて若干の補足

て行なつた。市町村長は通商産業大臣に対し意見を申し出るが、これがくることをとすることにより、國の商業調査局がなされ、これがその旨をばくがくするようになつた。

明を申し上げます。

整に處しても其の意向が一分戻らぬままでござります。

法」の改正に関するものであります。  
その一は、調整対象面積を引き下げたことがあります。現行の大店法の調整対象となる大規模

小 め  
ことであります。本店の調査結果によれば、この結果を引き下げた結果といたしまして、店舗面積に問題する変更勧告、変更命令につきましては、第一種に見えて、(略)として、一つの建物のすべて

売店舗は、その店舗面積が千五百平方メートル（十大都市にあつては三千平方メートル）以上のござりますが、最近このへては、これを下回

大規模小売店舗が普及してくるにつれて、通商産業大臣が直接削減し得ることとなるほか、舗面積が全体として五百平方メートルになるまで、

のでありました。最初は、この問題が、規模の店舗の出店とこれをめぐる紛争が増加し、おり、このような実態に適切に対処することによって、中小企業の事業活動の機会を確立して、真正面から対処するべきである。

大規模小売店舗に入居する個々の小売業者に対しては、現行法の規定が「店舗面積を減少すべき」と勧告、命令できるとなつておりましたので

り中小企業の事業活動の機会に対する付加価値を考慮する観点から調整対象面積の見直しについて慎重

「店舗面積を削減すべきこと」と改めることに

り、必要に応じ、周辺中小小売業に対する影響を除去するに十分な厳しい調整措置をとり得ることを明確しております。

その四は、調整期間の延長等に関するものであります。最近の大規模小売店舗の出店規制の大型化等により中小小売業に及ぼす影響が広域化しているとともに、都道府県知事及び市町村長等の意見を十分考慮して調整を行う必要があることから、勧告を行うことのできる期間を現行の三ヶ月から四ヶ月に改めるとともに、必要に応じてさらにおよび二ヶ月の範囲内でこれを延長できることとしております。他方、大規模小売店舗に入居する中小小売業者の入れかえのように、特に問題のない案件については勧告期間を短縮し得ることいたしました。

次に、第二は、小売商業調整特別措置法、いわゆる商調法の改正に関するものであります。

御承知のとおり、現行の小売商業に関する調整法は、大店法と商調法の二法により行われておりますが、この二法は、相互に密接な関連性を有しております。今回の法改正の趣旨は、大型店規制の強化という点にあり、その観点から大店法についてただいま御説明いたしましたような改正を行っております。この二法は、相互に密接な関連性を有しております。今回の法改正に伴いまして、従来の商調法について、規制の重複の排除及び考え方の整理を行う必要が出てまいりましたが、これがために小売市場内の中小小売業の経営の安定が害されるという事態に対処するため、設けられたものであります。しかしながら、今回の大店法の改正により、調整対象面積が五百平方メートルを超えるものにまで引き下げられたことによいまして、小売市場に関しましても、周辺との過当競争の問題、すなわち商調法は、大店法により行うことが可能となると思われますので、小売市場の許可制について見直しを図ったわ

けであります。

したがいまして、小売市場の新設そのものを許可に係らしめる必要はなくなるのであります。

小売市場に貸し付け、譲渡を受けて入居している小売業者が零細であるという実態にかんがみまして、これらの零細な小売業者の保護を図るために、小売市場の定義を明確化するとともに、小売市場の開設等に当たつて、あらかじめ入居小売業者と締結する貸付契約、譲渡契約による貸付、譲渡条件を都道府県知事に届け出させることとしたものであります。また、届け出られた貸付条件等について、都道府県知事は、必要があれば、改善を勧告し、さらに公表という手段を講ずることができることとしております。

その二は、特定物品販売事業に関する調整の規定であります。この規定は、現行の大店法の基準面積未満の店舗における商業調整を行うことを主目的としているものでありますが、今回、大店法の改正により、調整対象面積を引き下げ、現行の基準面積未満の商業調整にも対処できることとしておりますが、この大店法の改正に伴いまして、従来の商調法について、規制の重複の排除及び考え方の整理を行なう必要が出てまいりました。

同じく、小売市場の規制につきましては、貸付契約等の事前届出・勧告制を廃し現行どおりの許可制を存続させるとともに、小売市場の定義として追加した店舗面積の区分を三十平方メートルから五十平方メートルにするよう改められておりま

す。同じく、削除することとしておりました大企業者の特定物品販売事業の調査・調整の規定につきましてもこれを存続させるとともに、申し出團体として商店街振興組合等を追加するよう改められておりま

す。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、本改正案の概要について御説明申し上げます。

○委員長(福岡日出磨君) 次に、小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(第八十四回国会参第七号)を議題といたします。発議者森下昭司君から趣旨説明を聴取いたします。

○森下昭司君 私は、提案者を代表いたしました。ただいま提案されました小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案につき提案理由及びその概要を御説明いたします。

昨年の第八十回国会におきまして、わが国の中企業政策に大きな転換期をもたらした中小企業の事業機会の確保のための大企業者の事業活動の調整法の一部を改正する法律案につき提案理由及びその概要を御説明いたします。

小企業政策に大きな転換期をもたらした中小企業の事業機会の確保のための大企業者の事業活動の調整法の一部を改正する法律案につき提案理由及びその概要を御説明いたします。

昨年の第八十回国会におきまして、わが国の中企業政策に大きな転換期をもたらした中小企業の事業機会の確保のための大企業者の事業活動の調整法の一部を改正する法律案につき提案理由及びその概要を御説明いたします。

小企業政策に大きな転換期をもたらした中小企業の事業機会の確保のための大企業者の事業活動の調整法の一部を改正する法律案につき提案理由及びその概要を御説明いたします。

次に、本改正案の概要について御説明申し上げます。

まず第一に、この法律におきましては、商店街振興組合と商店街振興組合連合会、事業協同組合と同連合会であつて商店街振興組合等の設立の要件に準ずるものとして政令で定める要件に該当するもの、さらには小売市場の事業協同組合と同連合会は中小小売業団体とみなし、調査・調整等の申出ができる団体にすることであります。

第二に、経過措置を設け、前述をいたしました組合及び連合会等の設立の認可の申請について、この法律の施行後六ヶ月までの間に申請がなされた団体については、組合の登記、または不認可の処分があるまで、中小小売業団体とみなし、第一組合及び連合会等の設立の認可の申請について、この法律の施行後六ヶ月までの間に申請がなされた団体については、組合の登記、または不認可の処分があるまで、中小小売業団体とみなし、第一組合及び連合会等の設立の認可の申請について、この法律の施行後六ヶ月までの間に申請がなされた団体については、組合の登記、または不認可の

組合及び連合会等の設立の認可の申請について、この法律の施行後六ヶ月までの間に申請がなされた団体については、組合の登記、または不認可の

組合及び連合会等の設立の認可の申請について、この法律の施行後六ヶ月までの間に申請がなされた団体については、組合の登記、または不認可の

組合及び連合会等の設立の認可の申請について、この法律の施行後六ヶ月までの間に申請がなされた団体については、組合の登記、または不認可の

組合及び連合会等の設立の認可の申請について、この法律の施行後六ヶ月までの間に申請がなされた団体については、組合の登記、または不認可の

組合及び連合会等の設立の認可の申請について、この法律の施行後六ヶ月までの間に申請がなされた団体については、組合の登記、または不認可の

組合及び連合会等の設立の認可の申請について、この法律の施行後六ヶ月までの間に申請がなされた団体については、組合の登記、または不認可の

組合及び連合会等の設立の認可の申請について、この法律の施行後六ヶ月までの間に申請がなされた団体については、組合の登記、または不認可の

組合及び連合会等の設立の認可の申請について、この法律の施行後六ヶ月までの間に申請がなされた団体については、組合の登記、または不認可の

です。

以上、この法律案につきまして、補足説明をいたしました。

以上、

売店の進出を調整することにより、中小小売業の事業機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を図ることを目的に施行されました。

しかしながら、このような法的にもかかわらず、法制定以降も大型店は激しい進出を続け、さらにコンビニエンスストアなどによる大企業の小売業への進出も著しくなりました。その結果、多くの中小小売業者が売上減による経営難や転廃業に追い込まれております。また、大型店の激しい進出は、中小小売業者の経営破壊のみならず、自治体の都市計画や住民の生活環境をも乱し、商業労働者の労働条件を著しく悪化させるなど大きな社会問題にさせなっており、近年大型店進出に当たって各地で紛争が相次いでいることは周知のとおりでございます。

これらの現状は大型店や大企業の小売業への進出に対する規制が現行法による対象や届け出制による自由進出方式では法的目的を十分に達成できないことを如実に示しております。この改正案は、以上の現状にかんがみ、真に大資本、大企業の小売業分野への横暴な進出を抑えることにより、中小小売業者の経営と生活の安定に資するため、必要な改正を図ることとしたとしております。

以下、改正案の要旨を申し上げます。大規模小売店舗法改正案の第一の改正点は、本法による規制対象を店舗面積五百平方メートル以上の小売店舗に拡大した点であります。第二の改正点は、大規模小売業調整協議会及び関係市町村の意見を聞くとともに、都市計画や環境保全、周辺中小小売業者の影響等について審査し、許可、不許可の処分を行うようにいたしております。なお、許可に際しては条件を付することができるようになっています。

第三に、大規模小売店舗の進出の調整のため、都道府県、市町村、特別区に条例に基づいて小売

商業調整協議会を設置するものとし、その構成に当たっては、消費者を含む関係者の意見が十分反映されるものといたしております。

第四に、大規模小売店舗の営業時間を午前八時より午後七時までの間、休日は週一日以上とし、特に事情のある場合は、申請の特別の許可を得なければならぬものとするにより、中小商店の事業機会の確保、大型店等の労働者の健康維持を図るよういたしております。

第五に、許可制の採用に伴い不服の申し立ての規定を設けております。また消費者を含む関係者が、大規模小売店舗の開店後の営業行為について、都道府県知事に対して意見を申し出ることができますよういたしております。

以上が大規模小売店舗法改正案の主な内容であります。

小売商業調整特別措置法改正案の改正点は、大企業者が小売業を営む場合、その店舗面積の大きさにかかわらず、店舗ごとに都道府県知事の許可を受けなければならないものとし、以下手順につきましては、さきに述べました大規模小売店舗法改正案に準じて行うよう改正いたしております。

以上、大規模小売店舗法改正案並びに小売商業調整特別措置法改正案の提案の理由及びその要旨を御説明申し上げました。

なお、政府も両法の改正案を提出されておりましたが、中小小売業の事業機会を適正に確保し、小売業の正常な発展を図るために、ただいま御説明申し上げました主旨の改正がどうしても必要になつております。

委員各位の御審議、御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(福岡日出磨君) 次に、金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。河本通産大臣。

○國務大臣(河本通産大臣) 金属鉱業事業団法の一項を改正する法律案につきまして、その提案理由

及び要旨を御説明申し上げます。

金属鉱業事業団は、金属鉱産物の安定的な供給を目的として、昭和三十八年に金属鉱物探鉱融資

組、拡充され、現在では国内外における金属鉱物の探鉱を促進するための業務、金属鉱産物の備蓄のための業務及び金属鉱業等による鉱害を防止するための業務を行っております。

わが国の銅、亜鉛等非鉄金属鉱山の状況を見ま

すと、石油危機以降の国際相場の長期低迷と昨年の年半以来の急激な円の外債為替相場の高騰等

によりその経営は急速に悪化しつつあります。

このような状況に対処するため、政府といなし

ましては、従来から講じてきた国内外における

金属鉱物の探鉱、開発等に対する助成、税制、関

税等の諸施策を強化するとともに、本年からは、

円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法、特定不

況業種職業者臨時措置法の活用等、諸種の対策を講じているところであります。

しかししながら、鉱山経営の悪化による休閉山が相次ぎ、現状のまま推移すれば、わが国の銅、亜鉛鉱山は壊滅的状況になるおそれが生ずるに至ります。

鉱山は一たび閉山すれば、その後再開発はきわめて困難なため、金属鉱山の経営を安定化させることが急務となつております。また、鉱山の経営安定化を図ることにより現在深刻化しつつある地域社会への影響を最小限にとどめるとともに、鉱山技術の維持を図ることも緊密な課題であります。

このため、金属鉱業事業団を活用することとし、同事業団の業務として金属鉱業の経営の安定化のために必要な資金の貸し付け業務を新たに追加することにより、金属鉱業の経営の安定化を図りました理由であります。これがこの法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げま

す。

他方、海外の銅、亜鉛鉱山の新規開発も市況の

長期低迷により停滞しております。本年に入り、鉱山の休閉山が続出する一方、現存の鉱山においてもその経営は著しく悪化し、労働者の一時帰休等が広範に見られる実情となつております。

しかしながら、最近の銅、亜鉛鉱山業をめぐるコストの上昇により厳しさを加えております。本

年に入り、鉱山の休閉山が続出する一方、現存の鉱山においてもその経営は著しく悪化し、労働者の一時帰休等が広範に見られる実情となつております。

このため、金属鉱業事業団を活用することとし、同事業団の業務として金属鉱業の経営の安定化のために必要な資金の貸し付け業務を新たに追加することにより、金属鉱業の経営の安定化を図りました理由であります。これがこの法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げま

す。

このため、金属鉱業事業団を活用することとし、同事業団の業務として金属鉱業の経営の安定化のために必要な資金の貸し付け業務を新たに追加することにより、金属鉱業の経営の安定化を図りました理由であります。これがこの法律案を提案いたしました理由であります。

改定の要点は、金属鉱業事業団の業務に臨時の業務として、金属鉱業の経営の安定を図るために

必要な資金の貸し付けを行う者に対し、当該貸し付けに必要な資金の貸し付け業務を加えることであります。

以上のほか、新業務追加に伴う所要の規定の整備を行うことといたします。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(天谷直弘君) 次に、補足説明を聽取いたします。天谷資源エネルギー庁長官。

○政府委員(天谷直弘君) ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

国内の非鉄金属鉱山につきましては、非鉄金属資源の最も安定的な供給源であり、また海外資源開発推進の技術的基盤であるため、政府としてはいたします。天谷資源エネルギー庁長官。

○政府委員(天谷直弘君) 次に、補足説明を聽取いたします。天谷資源エネルギー庁長官。

○政府委員(天谷直弘君) 次に、補足説明を聽取

政府保証を受けて、市中銀行から五十三年度、五十四年度合計二百一十五億円を借り入れ、これを地方公共団体及び民間業界の出資または出捐によって設立される公益法人に融資を行うこととしたします。これを原資として当該公益法人は、二年間で据え置き二年返済の償還条件により金属鉱業を営む者に融資するというものです。公益法人が金属鉱業に貸し付ける際の利率は、当初の一年半が1%、次の一年半が3%、残る二年間が6.5%という低利で行なうことと考へております。また、本融資の対象となる金属鉱業は、銅または亜鉛鉱業を営む者といたしております。

以上、この法律案につきまして、補足説明をいたしました。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

に、本融資の対象となる金属鉱業は、銅または鉛鉱業を営む者といたしております。以上、この法律案につきまして、補足説明をいたしました。

○委員長(福岡日出麿君) これより大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案の質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○森下昭司君 それでは、私は分野法等の関連から本改正案が提案をされておりまますので、最初に四件ほど実態をひとつ明らかにいたしまして、その上に立ちまして改正案の内容について質問をいたしたいと考えております。

まず第一の問題は、本年の五月ころ神戸に本社を設立して株式会社東食、これは資本金四十七億六千萬円、旧三井物産の食品専門商社でござりますが、この株式会社東食が神戸市にありまするタイヨー食品株式会社に役員並びに資本を出資をいたしまして、言うならば子会社、ダミーといふような形で豆腐の製造を行うということを計画をいたしました。これに対しまして、兵庫県のトーフ油揚商工業協同組合は分野法に基づく調査報告の申し出を行つたのであります。結果におきましては、近畿農政局からは子会社ではないということで、分野法の法律の対象にはならない

ないという見解を示されたわけですが、このいわゆる経過につきまして大筋、ひとつ最初に御説明をいただきたい。

○説明員(安達弘男君) 私ども承知しております  
限りでは、五月二十二日及び五月二十九日に大阪  
通産局の方から近畿農政局に御連絡をいただいて  
おります。で、私どもの出先でございます近畿農  
政局におきましては、近畿農政局の方に出向いて  
いたくよう言つていただきということで御連  
絡をしたと聞いております。  
○森下昭司君 そういういたしますと、事実としては  
五月下旬にそういう事態があるということは、近  
畿農政局においては承知をしておったということ  
になるのじやないですか。  
○説明員(安達弘男君) そういう事態ということでござ  
りますけれども、確かにタヨー食品が豆  
腐を製造しようとしてる、それから兵庫県の  
トーフ油揚商工業協同組合がこれについて問題を  
感じておるということでござりますので、まずそ  
の当事者から具体的な事情をお伺いし、必要な指  
導等を行う、こういう考え方でございますので、  
承知していたと申しましても、具体的な内容につ  
いては六月二日以前は掌握しておらなかつたとい  
うことでござります。  
○森下昭司君 そこで、六月二日の日に近畿農政  
局へお伺いをいたしましたが、課長が不在だとい  
うことと、正式な分野法に基づく調整の申し出を  
正式に受理ではなくて仮受付をしたというふうに  
聞いておりますが、それは事実ですか。  
○説明員(安達弘男君) 分野調整法によりま  
すと、まず分野調整紛争につきまして、私から申し  
上げるまでもないことですが、自  
主的解決の努力がまず図られるという前提に立ち  
まして、調査のお申し出があつた場合には、相当  
の理由があると認められるときに調査を行うと、  
こういうふうになつておるようになりますが、  
そこで、兵庫県トーフ油揚商工業協同組合の  
事案につきましても、まず御説明を伺うというつ  
もりでおつたようでございまして、六月二日に近

農政局といたしましては初めて文書をお持ち願つた。そこで、その辺につきましてタイヨー食品が分野調整法上の大企業者に該当するのかどうかというような点も、まず第一に問題になる点でござりますので、とりあえず調査の申し出書をお預かりしたというのが実情でござります。

○森下昭司君 これは第五条と第四条との関係の問題でありますて、私はいわゆる分野法が施行されましてから非常にまだ期間が短いので、いろいろな問題が派生的に出てくるのではないだろうかと、いうふうに考へておるわけであります。いまのようないく御説明でまいりますと、調整の必要が出てきた、調査の申し出をしたい。しかし、自主解決のため努力をしなさいということになりますれば、その自主解決の努力といふものは、双方が行うに当たっては相当私はむずかしい。つまり、自主解決の努力すらでき得ないような条件下にあるのではないかと思うんであります。私の私見ではあります、五条の調査の申し出があれば申し出を受け付けて、その受け付けの中で問題を解決する中で、第四条の自主的解決を、局なりにお話があつた市なりが中に入つて進めていくと、いうような事務手続をするのが妥当ではなかつただろうかというふうに思うわけであります。

それでは時間がありませんから余り触れておきませんが、そこで、いわゆるダメでないといふふうに御判断なさつた根拠はどういうことですか。

○説明員(安達弘男君) ただいまの点につきましてでございますが、六月二日に調査の申し出書を兵庫県トーフ油揚商工業協同組合が持参しましたので、直ちにタイヨー食品に対しまして事情説明会に来るよう求めまして、六月七日にタイヨー食品の柏原社長から事情聴取を行つております。さらに近畿農政局長名の公文書をもちまして、タイヨー食品の資本構成及び役員構成につきまして、これが分野調整法上の大企業者に該当するか否かとの判断に必要でございますので照会し、回答をもらつておりますほか、同社並びに調査の申し出書

に記載のございました東食その他の関係会社の法

人登記簿謄本を取り寄せまして、確認をいたしました。  
ということでございます。

○説明員(安達弘男君) 私どもの承知しております  
○森下昭吉君 そういたしますと まず三月臨時株主総会で東食がいわゆる資本投下をいたし、聞くところによりますと、タイヨー食品の言うならば資本金の二〇%が、東食が改めて增资をしたというふうに言われているわけであります。三月段階で、当時の東食の神戸支店の次長が、いわゆるタイヨー食品の会社の役員になつたという事実があるんですね。ありますが、その点は登記簿上御確認になります  
たか。

す範囲では、三月下旬でございますけれども、役員構成を変更いたしまして、東食の職員が役員の過半になるというような形の役員の変更がございました。

○森下昭司君 資本の關係についてでは御講査したが、  
らなかつたんですか。  
○説明員(安達弘男君) 資本につきましては三日  
の段階では三千万円。で、先生のお話にございま  
したように約二〇%程度東食の資本がございま  
した。その後減資をいたしておりまして、増資をし  
たという経過でございます。

○森下昭司君 三月の段階で登記をされました東食の代表取締役など役員の多數は、これが六月の五日付で再び変更になつているといふうに私認為おるんですが、その事実は御確認なさつてい

○説明員(安達弘男君)　五月の二十六日に役員の構成が変更を行つております。従来五名のうち三名が東食の職員でございましたが、その後四名の役員が構成になっております。その中には東食の職員はおりません。

○森下昭司君　問題は、言うならば資本構成もいままお話をありましたし、それから役員に東食の人々が過半数を占めたという事実は明らかであります。ところが、五月の下旬に兵庫県トーフ油漬協同組合が、分野法に基づく調査の申し出をする

ダミーを使って行おうとしている。しかし、いち

す。

○政府委員(左近次郎君) 中小企業者に対する影響でございまして、中小企業者としては地域の経済を深く根ざしております。したがいまして、

市町村なり、都道府県の地方の自治体とのいろいろな連絡があるわけでございます。したがいまして、この運用に当たりましては、やはり十分そういう地方の自治体との連絡をするようなふうに配慮しておるわけでございますが、今後も十分それができるような形で運営ができるよう、主務大臣間でいろいろ御相談を申し上げたいというふうに思っております。

して、高度化資金を受けて協同組合が共同施設を完成したにもかかわらず、正常ないわゆる営業は成り立たないというような問題等について若干お尋ねをいたしておきたいと思います。

古屋タクシーアソシエーションが協同組合の共同施設としてしましてLPGスタンドの建設のために高度化資金を申請をいたしたわけであります。しかし、その後二年余りの間これが放置をされまして、本年二月二十一日に許可をされまして、八月十二日に完成をいたしました。この経過につきまして、

なぜ二年余りも放置をされたままになっていたのか、そしてなぜそれが不和になったのか、この点について明らかにしていただきたい。

組合が自分の組合員の事業の合理化のためにLPGスタンードの建設を計画をしたわけでございますけれども、このスタンードの建設に当たりまして、まず第一次的に地元住民の反対がございました、それとの調整が必要でありました。それからもう一つは、やはり既存のLPGガスの販売業者から反対がございまして、これの調整ということにつきまして、この高度化資金を扱っております要知覧があつせんに入りましたて、問題の解決に努めたわけでございまして、その結果地元とも話がつき、それからLPGガス協会とも話がつきましたので、

今回高度化資金を出しまして、そして完成が、この八月十二日に営業開始ということになつたわけでございます。要するに、地元のいろんな L.P. ガスによる販賣につなげます。

件になつたのか、その内容を聞かないで、すべて県の行政的な第一義的な責任がありますから、県の処置に任したということでは、監督官庁として

わかつていいんですか。これは私、非常におかしなことだと思います。この点について重ねてお尋ねいたします。

で貸し付けをしたわけでございますが、今後こういう点につきまして、県とよく連絡を取りまして、中小企業の振興という方針に支障の生じない

ノベラントの設置についての反対がありました。それを愛知県がいろいろ調整をいたしまして、その調整が完了した上で高度化資金の貸し付けを行つた

の立場をお忘れになつたという答弁にしか私は受け取れないであります。細部を知らないというものは、うそじゃないですか。本当に知らないんで

○政府委員(原田稔君) このLPGガスのスタンダードの何と申しますか、関係の業者とそれから自動車タクシーの関係の今度の組合をつくりまして、其

ようにもいたしたいと、こう思います。  
○森下昭司君 そうすると、これからは愛知県と連絡をとつて中小企業庁みずからこの問題について

○森下昭司君 その調整の内容についてどういうふうにお聞きになつて いますか。

○政府委員(原田稔君) 大体のことは、私どももある程度は承知いたしておりますが、余り細部に

同施設として充てん所をつくつた、その方々との間で、LPGガスの販売のやり方をめぐりまして、いろいろと利害の対立がありまして、そのためには

て県を行政指導をして、両者が健全な展進ができるようにならなくてはならない。そのうえで、この問題を解決するには、やはり、県の行政指導が不可欠である。そこで、この問題を解決するには、やはり、県の行政指導が不可欠である。

○政府委員(左近友三郎君) L.P.ガス協会との調整につきましては、既存のL.P.ガス協会の方々が話し合いの結果、最終的には反対をしないということになつたわけでございますが、そういう形で今後同業者団体とも加入をしてうまく調整をとつ

わたっては実は承知いたしておりません。大体のことと申し上げますと、たとえば員外利用は認めないとか、あるいは營業時間は通常の範囲内とするとか、あるいは充てん能力というのを、たとえ六割に下るとか、こういったことをよくお聞きなさる

両者の間でいろいろと紛争があると、こういう状態だと私どもは聞いております。

○森下昭司君 私は、いま販売の方法についていろいろ紛争が起きたというふうにお聞きになつて

○政府委員(左近友三郎君) 中小企業庁の立場は、中小企業の健全な発展を図るための処置をするということでござりますが、本件につきましては、L.P.ガス自体のいろんな行政との関係もござ

○森下昭司君 そのためには、双方との間ににおいて話し合いが行われまして、幾つかの、言うならば条件というものが成立しているはずであります。その条件を聞いています。

○森下昭司君　まあそのほかに言えば、ダンピングをやらないでスタンダード協会のお決めになつていいの内容になつておつたようでござります。

いるというふうに、いまお答えをいただいたわけではあります、高度化資金を貸す貸さないの段階で、いわゆる反対というスタンダード協会の運動は、そういう問題も含めての私は反対ではなかつたかと思うであります。根本的には、それが一つの前提になつていていたと言つても過言ではないと想うのであります。そういうことを、先ほどもお話し

○森下昭司君 そこで、いわゆるLPGガススタン  
ド協会の問題についてちょっとお尋ねをいたして  
います。したがいまして、中小企業庁だけではこ  
れはなかなか解決しにくいと思いますが、関係の  
官庁とよく連絡をとって、中小企業が健全に発達  
するように努力をいたしたいというふうに考えて  
おります。

○森下昭司君 細部について承知してないのに、どうしてその高度化資金で許可の判断をお押しになるんですか。愛知県に許可の権限があるんですか。

ときには県の許可を必要とするとか、いまお話しがあつた充てん能力というのは、充てんの機械を少なくするということなんであります、そういうものをふやす場合は県の許可を必要とするとか、二、三いまお話しになつた点につけ加えられておられます。私は、そういうようなことででき上がつたものが、なぜ今日また再び紛争が起きているの

しになつたように、細部については承知していない、しかし、おおよそこんな話は聞いていた、この結果、名古屋タクシー協同組合がつくったスタンダードは、健全経営ができ得ないような状況下に洎い込まれつてあるのであります。これは中小企業振興といううだてまえで協同組合化を奨励し、協同組合の共同事業を積極的に支援するため高変化

おきますが、社団法人全国L.Pガスタンダード協会は、いつ連産大臣が設立を認可なさったのですか。

○政府委員(左近友三郎君) 高度化資金の貸し付けは県がするわけでございまして、その県が貸し付けをしたものについて当方がそれについての必要な手続をするということになつておりますので、第一次的な県が貸し付けをいたしましたので、その結果われわれの方は手続をしたわけでございます。

○森下昭司君 しかし、先ほど私が指摘し、あなたもお認めになりましたように、二年有余にわたって紛争があつたという問題でありますから、当然監督官庁といいたしましては、なぜ反対がとまたのか、なぜ高度化資金を貸し付けてもいい条

か、非常に不可思議に感ずるのであります。その点について、県当局はどういう御説明を中小企業廳になさっていますか。

○政府委員(左近友三郎君) われわれの方の聞いておりますところでは、この紛争が解決をしたので、今年八月十二日、営業を開始したということとでございまして、その後、もし紛争がありとすれば、われわれの方としてもよくまた事情を聴取してみたいというふうに思っております。

○森下昭司君 どうして八月十二日で、もうきよう十月でしょう。二ヵ月以上たちまして正常な形になつてないということが、なぜ函館省としても

資金をお貸しになると、いう趣旨と結果は、全く相反するような結果になつてゐる。名古屋タクシ協同組合の共同事業は、健全経営ができるない。同時に、中小企業者間におきましては、激烈な、競争にならば過当競争的な販売競争が引き起され、こういった事態は私は全く矛盾したことだと思うのであります。全然予想されなかつたことなんですか、一体。

○政府委員(左近友三郎君) この資金の貸し付けに当たりまして、いろんな反対闘争の事態が起りましたのですから、愛知県としては調整に努力をいたしまして、一方の解決を図ることによつて

○森下昭司君　いま保安の確保というお話をありましたので、業務の内容はそれが主であるというふうに私は理解をいたしますが、全国L.P.ガスタンド協会と愛知県支部との関係はどうなるんですか。

○政府委員(原田稔君)　この全国L.P.ガスタンド協会には、全国で九つの地方本部がございまおります。その傘下に四十七都道府県支部が組織されて構成するものでございまして、地方本部、支部に

ントの保安に関する指導ですとか、調査ですか、そういうふたよな業務を行つてゐる、こういう関係になるわけでございます。

をいたしておきたいと思うのであります。が、從來、名古屋地方におきましては、たとえばある商事会社は月間千六百トンもいわゆる委託制度、つまり自分のところでは充てんをさせるスタンドがないで、委託充てんで商売をおやりになつてゐるところもございます。あるいは一千二十トンとか、というようだに、言うならば約三千トン以上の量といふものが委託充てん制度によつて販売をされてゐるというような現状下に實は置かれてゐるわけであります。

が一方的に委託充てんを打ち切つて、これは契約の違反の問題は後にあります、委託充てんを打ち切つて、パロマ、鈴木産業あるいは東海興業に対しまして、宝産業から委託充てんを受けておったものは、これは断れ、拒否をしろということに実はなったわけであります。そのためには申し上げたような紛争が起きておる、こういうふうに私は理解をいたしております。

ただ問題は、なぜそういうことが起きるのか、これは過当競争やシェアの確保とかいろいろな問題でござります。

社まで出向いて供給を中止しろという圧力をかけている。こういうようなことは、私は独裁法の非常な対象になるのではないか。不公平な取引にならぬか、あるいはカルテル行為になるのか、そのことは別にいたしまして、ガススタンド協会の支部の総意で言うならば決定している。鈴木産業等は宝産業の委託充てんは継続する、そういう立場をとつておる会社に対して、いま申し上げたような妨害行為をする、ここが私非常に大きな問題点ではないかと思ふんであります。

○森下昭司君　そのような委託充てん制度といふものが、制度と申しますか、委託充てんといふものが行われておるということは聞いております。

す。  
ものは、現在のスタンドの施設、位置、位置が主に問題になりますが、位置、能力など、あるいは大都市における広域的な立場、タクシー会社の所在地などなどによって私は生じたと思うのであります。どういうふうにそういうふうなもののが出てきたか、お考えになつていていますか。

○政府委員(神谷和男君) LPガスにつきましては、どのスタンドを利用するかといふのは、本来的にはユーチャーの選択すべきものである、こういふふうに考えております。特殊な事情がございまして、スタンドあるいは自動車保有会社の関係で委託契約が行われるというケースは、当事者の間で、周辺の状況を勘案して、適当と認めて行われるものと、こういうふうに了解いたしておりま

○森下昭司君 そういたしますと、委託先でん制度というものは、言うなれば現行の社会情勢の中においては、これはやむを得ざる販売方法である。それは不当なものではないという理解でいいですか。

をいたしておきたいと思うのであります。が、從来、名古屋地方におきましては、たとえばある商事会社は月間千六百トンもいわゆる委託制度、つまり自分のところでは充てんをさせるスタンドがなくて、委託充てんで販売をおやりになっているところもございます。あるいは一千二十トンとかいうように、言うならば約三千トン以上の量というものが委託充てん制度によって販売をされておるというような現状下に実は置かれているわけであります。

そこで、いまお話をありましたように、委託制度そのものが問題ではないということになりますれば、私は、やはりこの名古屋タクシー協同組合のスタンドができ上がったために、この委託充てん問題が、先ほど原田審議官がお答えになりましたように、新しい販売の一つの紛争の実は種になりつつあるわけであります。簡単に言うと、名古屋タクシー協同組合のスタンドができる前には、宝産業といふいわゆる販売会社がございました。これは昭和四十七年までスタンドを持つて充てんをいたしておりますが、国道一号線の拡張のために、スタンドが拡張用地として買収をされましたために廃業をいたしました。しかし、当月間四百トンの販売量を持っておりましたので、その販売をそのまま東邦液化燃料株式会社に委託充てんで契約を取り交わしたわけであります。その委託充てんを受けた東邦液化は、再び鈴木産業、パロマあるいは東海興業という三つの会社に再委託充てんを頼んだわけであります。そのいわゆる三つの会社に宝産業が扱つておりまするタクシー会社、ユーモーですね、ユーモーが委託充てんあるいは再委託充てんでプロパンガスの供給を受けていたわけであります。ところが、先ほど御説明あつたように、協同組合のスタンドができた、協同組合の有力なメンバーである、これ

が一方的に委託充てんを打ち切つて、これは契約の違反の問題は後にあります。が委託充てんを打ち切つて、パロマ、鈴木産業あるいは東海興業に対しまして、宝産業から委託充てんを受けておったものはこれは断れ、拒否をしろということに実はなったわけあります。そのためいま申し上げたような紛争が起きておる、こういうふうに私は理解をいたしております。

ただ問題は、なぜそういうことが起きるのか、これは過当競争やシェアの確保とかいろいろな問題で当然予想されるのであります。が、一つは委託充てんをいたしますと、粗利益の約五〇%が言うならば委託充てんの会社から、この場合は東邦液化燃料から宝産業に支払われるわけであります。それから再委託をいたしましたパロマとか鈴木産業とか東海興業、こういった会社に対しましては、東邦液化は九十銭あるいは六十銭という単位で粗利益から、言うならば委託手数料というものを取つておるというような販売形態が実はとれでいるわけであります。私は、これは一つの商慣習であるからいたしかたないといったとしても、こういうような中で、ひとつ問題点として今回公正取引委員会にお聞きをいたしたいのは、このようない行為が、先ほど申ししたように、ただ単に契約的な立場で一方的な契約問題として行われたのではなくて、プロパンガススタンド協会愛知県支部の役員会が開催をされまして、その役員会の席上で、支部長であります東邦液化燃料株式会社の代表が提案をして、それをいわゆる宝産業等の代表がいない役員会で決めて、それを鈴木産業やパロマやあるいは東海興業に対しまして圧力をかけている。現に鈴木産業の社長は私に対しまして、はつきり申し上げまして、東邦液化燃料株式会社の者が来て、あなたのところに対しましては、ガソリンスタンドの経営については東邦液化燃料は協力をしてくれるけれども、この協力を断つて経営が成り立たないようにする、あるいはあなたのところのプロパンガスの仕入れ先であります二つの商社がござります、名前は控えますが、その商

社まで出向いて供給を中止しろという圧力をかけている。こういうようなことは、私は独禁法の非常な対象になるのではないか。不公正な取引によるのか、あるいはカルテル行為になるのか、そのことは別にいたしまして、ガスタンダード協会の支部の総意で言うならば決定している。鈴木産業等は宝産業の委託充てんは継続する、そういう立場をとつておる会社に対して、いま申し上げたような妨害行為をする、ここが私非常に大きな問題点ではないかと思うんであります。

こういうような商行為、それから委託手数料の問題、それから員会で決めて圧力をかける、そして宝産業関係の再委託は全部拒否してしまおうというようなやり方が独禁法上の立場から見てどうなるのか、ひとつ具体的にお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(妹尾明君) 独占禁止法の八条に、事業者団体は事業者に不公正な取引方法を用いるようになしてはならないという規定がござります。不公正な取引方法につきましては別に規定がございまして、その中の一つに、どういうものが不公正な取引方法に当たるか定めてあるわけでございますが、その中に不当な取引拒絶というものがござります。公正な競争を阻害するような意図なり効果を持つような取引拒絶をしてはならないということでございます。典型的に申し上げますと、たとえば既存の業者が新規参入者を阻止するためには、新規参入者の原料供給先であるとかあるいはその購入先に対して取引をさせないようにする、そういうふた場合がこれに近いような場合でござります。

それで、ただこの取引拒否の問題につきましては、一つは、基本的に取引先選択の自由という問題があるわけでございます。すべての事業者皆商業の自由ということで、自分の適当と考えるところと自由に取引ができると、こういう問題が一つございます。それからもう一つは、その取引拒絶の効果といいますか、取引を拒絶された先がそれのかわる取引先を事業活動を行へます上に

支障なく見つけることができるかどうか、この二つの点が不當な取引拒絶に当たるかどうかということを判断する上に重要なポイントでござります。

ただ、事業者団体がその構成事業者であるとかあるいは構成事業者の取引先である事業者に対しまして、そういった先ほど申し上げましたような新規参入者を妨害する、阻止するというふうなはつきりした目的をもちまして、そういうふうな、これに売るとか、これから買ってはならないといふふうなことをさせるということになりますと、これは独占法との関係ではなはだ問題になる行為でございます。

○森下昭司君 私は、事実関係を申し上げますと、いま申し上げたように、名古屋タクシー協同でござります。

と、いま申し上げたように、名古屋タクシー協同組合のスタンドが営業を開始したので、宝産業関係の委託充てんをやめると、やめるということを決めましたのは、本年九月六日の支部役員会であります。

それからまた、九月二十七日にも同じように、今度はオーナー会議というものを開いているのです。これは役員会議と同じような内容で、各会社の代表がお集まりであります。その席上でも、全体の会議の総意いたしまして、鈴木産業株式会社の者に対しまして、期日を切つて速やかにひとつ委託充てんをやめろということを実は強要をいたしているわけであります。

私は、こういつたようなやり方は、いまお示しになりましたように、役員会なりオーナー会議と  
いうもので全体で決めて、そして従来の契約を一  
方的に破棄して物を売るなというようなことを要  
求することは、明らかに独禁法の、いわゆるお示  
しになつたような疑惑を十分持つてゐるのではないか  
といふふうに思つてゐます。

そこで、ひとつこれは中小企業庁といふより  
も、原田謙官の方にお伺いをいたしておきたい  
と思うんであります。私は、スタンダード協会の  
愛知県支部の定款を見てみますと、おかしなこと  
に理事会だとか常任理事会というものが書いてど

さいますが、このいわゆるタクシースタンドの協同組合のスタンドができまして以来、言うならば理事会なり常任理事会というものは余り開催されないんです。過去は二月に一回ずつ開催されましたが、最近は半年に一回ぐらい。そして、先ほど申し上げたように、事実上は役員会と称する名前で物を決めてそれを実行なさっている。これは明らかに私は会の支部の運営上から、定款の上からも一つの疑義を呼ぶものではないだろうか。ある意図から判断をすれば、独禁法上の対象になるのを恐れて定款上の正規の機関を開かないで、任意の会合で決めるというような形でおやりになつてゐるんじゃないだろうかというように、意図的に見ればとれないこともあります。こういうように、正常に過去に開かれておりました理事会なり常任理事会というものが現在は半年に一回とか、ひどいときには八ヶ月に一回ぐらいしか開かれていませんが、こういうような状態を比較なさつて、これが妥当な県支部の運営であるというふうにお考へてござりますか。

○政府委員(原田稔君) 私ども、この名古屋支部の具体的な理事会の開催の仕方、運営の方針等について細部までは存じ上げていないわけでございますけれども、あくまでもこのL.P.ガススタンド協会と申しますのは、L.P.ガスについての保安の確保という観点が主たる任務でございますから、私どもいたしましては、その保安の確保という観点から協会の運営が適正になされるということを期待していきたいと思っております。

○森下昭司君 そういたしますと、こういうような販売問題に協会の支部が結束をするとか、あるいはお互ひに、細かいことを言うと、シェアまでみんな相談して決めているんだそうであります。が、そのことはともかくいたしまして、こういふいわゆるスタンドの、中小企業協同化の資金を借りたスタンドの建設をめぐって、そしてこっちには販売の問題をめぐって、このように県支部は、結束というとおかしな話であります、一會社をボイコットするというようなことに血道を上

いとお考えですか。

○政府委員(原田稔君) 協会の活動としてそういうことを行なうというのは、先生御指摘のとおり、具体的な状況よくわかりませんけれども、協会の活動としては多少いかがなものかなという感じは否めないと恩います。

○森下昭司君 そこで、きょう公益事業部長ちよつと私呼ばなくして申しわけないんでありますから、石油部長でいいんですけれども、東邦液化燃料といふ会社は、これはもう株式の、私どもの調査によりますとほとんど全部と言つていいと思うんであります。表現としては、私の調査では九四・二五%まで東邦瓦斯株式会社の出資による子会社です。いま現在、東邦液化燃料株式会社は八千万の資本金あります。それがいま申しあげたように東邦瓦斯株式会社の出資になつてゐる。しかも役員五名のうちだらけで、取締役五名のうち四名までが東邦瓦斯。社長の鶴田さんも取締役になつていて、それから監査役、これも東邦瓦斯の監査役がそのまま兼任なさつてゐる。完全な子会社ですね。こういう公共事業をおやりになる東邦瓦斯株式会社の子会社が、ガソリンスタンド協会県支部を牛耳つてゐる。しかも、自分のところの販売のシェアを確保するために他スタンド業者、しかもこの場合は、何處でも申上げますが、協同組合の高度化資金まで借りた中小企業振興の政策に対して反対なさる。公会が一私益法人の立場に立つて、人格が違うからと言つたって資本全部出しておいて、一私益法人の立場に立つてこういう御運動をなさることが妥当とお考えですか。

○政府委員(神谷和男君) 東邦液化燃料株式会社が東邦瓦斯の関連会社であるということまでは、われわれの方も承知をいたしております。ただ、LPGガスのオートスタンドにつきましては、タクシー等あるいはトラック等、自動車にLPGガスを充てんするスタンドであるという特性から、一般的に申し上げまして、それを利用する会社といふ

のもの比較的の固定されておるわけございまして、そういう意味で自動的に申しますか、事実的にはかなりの取引先というものが通常のガソリンスタンドと違つて固定的であるという事実は否定できませんと考えますが、ただやはり基本的にほどのスタンドをだれが利用するかというのは、あくまでもこれはユーザーの決めるべき問題でございまして、スタンド業者がそのようなものを決めたり話し合つたりすべき性格のものではないというふうにわれわれ考えております。ただ、われわれが現在まで聽取しておるところでは、協会の中で特定の社をボイコットするという決定が行われたという事実はつかんでおりません。

それから、先ほど公取の方からお話をございましたよろ、不当な取引拒絶が独禁法上の問題になるかならないか、これは公正取引委員会の方でお調べいただく問題でございますが、LPGガスの流通そのものに大きな問題があれば、これはわれわれの流通問題としてやはり取り扱わなければならぬ問題でございますので、この点はさらに対観を調査してまいりたいと思っております。ただ、私どもが現在まで調べております感じでは、やはり当事者間の契約の問題というものが中心にありますような感じがいたしますので、その点、やはり当事者間でよく話し合うということが第一義的に必要ではないかと、こういうふうに考えております。

○森下昭司君 当事者間の問題だと言われると、契約上の問題という点については納得できません。契約はちゃんと三ヶ月前に通告をして供給なら供給を断る。この場合は全然供給を断る旨の申し出は東邦液化燃料からあるわけじやございませんから、契約の問題という考え方方は私は納得できません。

そこで、私のいま聞いておりますのは、公共事業を営みまする東邦瓦斯、これは東京、大阪に次ぐ日本の三大ガス会社の一つです。その公共事業を営む東邦瓦斯がほとんど全額を出資しておる子会社、形の上では別でしょう。ところが、同じ

内容です、法人格別ですが、役員が五人のうち四人

公正取引委員会は結構でございます。

人までが全部東邦瓦斯の社長以下かなでいる。事実上一体化だ。名前が違っているだけだ。そういう公共事業会社が名前が違った子会社をつくつと作るようなことが、社会的責任の上から許されないのであるのかどうかという点を私は聞いていい。——ちょっと待ってください。それは大臣に聞かれて、それは、ガス事業法の第十二条に、いわゆる一般ガス事業以外の事業というものについては非常な制限を設けております。私がいま申した形形式的には別会社、別人格、しかし実質的には東邦瓦斯がやっているんですよ。三十八条に一つの規定がござりますけれども、とにかく十二条で一般ガス事業者はいわゆるガス事業以外の事業を営んではならないという大原則があります。これは私は公共事業としてのガス事業者の社会的責任、あらゆる意味をここに集約をしておると私は思うんですよ。先ほどから大臣、経過をずっとお聞きになつて、大体およその御輪郭は私はつかんでいただいたいと思うんであります。私はこういう点については、東邦瓦斯に対しまして何らかの私はやつぱり指導が必要ではないかと思うんであります。が、この点について大臣のひとつ見解を聞いておきたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君)　いま大体の経過は質疑応答を通じましてわかりましたが、なお、通産省としては、大体およその御輪郭は私はつかんでいただいたいとして正確な事実関係を調査の上で善処したいと思います。

○森下昭司君　くどいようでありますが、私は事実関係を御調査になつて明らかになりますれば、何らかの指導は東邦瓦斯会社に対して行つていただきたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君)　事実関係を正確に調査をいたしまして適切な指導をいたします。

○森下昭司君　次に、第三の実態といたしまして、大店法の現在の運用問題についてお尋ねをいたしております。

実は、先日、神奈川県藤沢市に開店をいたしました藤沢西武についてであります。これは大店法に基づきまして第五条申請を行つた際に、事前の商談協議に提出をいたしました売り場構成の内容と、実際に営業を行つた内容が全然食い違つて問題になつてゐるわけであります。大店法では調整の対象に取り扱い物品は実は入つております。したがつて、言葉を変えて言えば、いわゆるどんなうその書類をつくつて通産省に提出をいたしましても、法的には問われないとということに実はるのであります。こういった事例を考えてしまりますと、大店法に取り扱い物品を調整の対象に加えることが必要ではないかというふうに思つてあります。藤沢西武の内容につきましては、私から御説明するまでもなくおだくの方でよく御存じだと思いますから、時間の関係で省かせていただきますが、この点についてまず所見を伺いたいと思います。

た。書類を見ますと、本屋さんは六階のこく一  
部しか賣きませんよという申請だった。それで、  
事前の商調協でもその程度ならその付近の本屋さ  
んには影響ないだろうというような話になつたわ  
けであります。それが開店しますと、六階の全面  
積が全部本屋さんになつちやつた。それで、付近  
の本屋さんは大変な打撃を受けたということがあ  
るといふ判断をする場合、私はやはり物品の内容  
も明らかにしないと、特定物品の販売業者が非常  
でなくつて、そういうものを調整をいたしませ  
んと、要するに中小企業者に影響するおそれがあ  
れば、いま神田から秋葉原の方に参りますと電氣  
器具屋が多いんです。まあ、一つのビルに  
全部電氣器具を販売する店もある。あの辺はそ  
ういうことでなつてきた経緯がありますから問題  
にはなりません。あいつものがたとえば町の中  
にばこんとでき上がる。そうなりますと、電氣器  
具という関係からまいりますと既存の業者は非常  
な影響を受ける。家具も、最近は非常に店舗面積  
が広くなつております。郊外にどんどん新しい店  
舗ができる。そういたしますと、私はやはり一つ  
の規制という考え方からまいりますれば、面積と  
同様にそういう売る物品そのものも大店法の中で  
判断の基礎に入れなければ、付近の中小企業者に  
影響を与えるか与えないかわからなくなるといふ  
ような感じがいたすわけあります。しかも、い  
ま言つたように、こういふものも売ります、あ  
いうものも売りますという申請を出しておいて、  
そしてふたを開けてみたら中は全然違つておつ  
た。これでは、事前に商調協を開く意味もないと  
私は思ふんであります。しかも、法的には罪に問  
われない。こういうことが横行するようでは私は  
問題があるのでないかと思うんでありますが、  
そういう点はどうですか。

合に、その販売品目というのも含めて考えないといけないのではないかという御指摘だと思ひます。おっしゃる点は確かに一つの御懸念としてはよくわかるわけでございますが、ただ法律的な構成として考えました場合に、御承知のように大店法では建物の届け出、公示、それからそこに入る小売店舗、こういうかつこうになっております。したがいまして、先ほども申しましたように業種的な概念というものを、その段階、この体系に組み入れるということは非常に構成上むずかしいということが一つ。

それから、実際問題としまして、この大店法の大部分の対象というのは、いわゆる各種物品の販売業が主になるわけでございますが、そういった場合に、そのお店の中の個々の売り場、そこで扱う商品、売り場ごとに考えていくと、いうような構成をとりますと、実際上最近の状況は御案内のように、消費者の需要というのもいろいろ変化しています。それに応じて、やはり事業としては、それぞれのニーズに合ったニーズを中心の売り場構成をとっている形態が多うございます。したがいまして、商品別の売り場というような考え方を導入することは、実際問題としても非常にむずかしいといふふうに考えております。

じゃあ、そういった問題が現実に出てきた場合にどうするのかということでございますが、實際上たとえば申請の説明の段階で言つておったことと、實際に後ですぐ店を開いて、とたんにそれが全く違つておつたというようなことになりますれば、これはやはりそれの地域で、その大規模な小売店舗が事業活動を維持していく以上、やはり

地域との共存共榮、地元からの信頼というものを受けなければ、円満な事業活動というのはできないわけでござりますから、意図的にそういうようなことをやるというようなことは一般的にはあり得ない。もしそういうことをやれば、かえつて後で非常に問題になると、いうふうに考えられますので、そういうことはないのではないか。ただ、実際問題として、その後の事情変化で構成が変わつて、それが周辺小売店への影響を及ぼすというような場合にどうするのかという問題につきましては、私どもは商調法十五条のあつせん調停という方法によって、具体的に問題が起きた場合に対処し得るのはないかというふうに考えておるわけでございます。

均衡をとれておれば、面積規制だけでも十分であるということにもなるわけでありますから、私はやはり法的にはどうというようなお話をあります。が、現実に藤沢西武でそういう問題が起きているということを考えますると、商品の種類規制あるいは商品の一品の販売面積についてはどの程度を超えていけないとかいうような問題は、考慮の由に入れていいのではないだろうかというふうに思っております。しかし、現実の問題としては、私は一度開店したものは相当むずかしい。たとえば、営業活動停止等も行えることになりますが、それでも、現実にはむずかしいのではないだろうかというふうに思うわけなんで、私見としていま言つたことは要望として申し上げておきたいと思うわけであります。

それから、このいわゆる藤沢西武の問題等を通して私どもは考えるのであります、一応こういった問題が出されましたときに、現実にはそれは大店舗の中にお出しになる各小売業の良識など、善意に期待する以外にないと、善意ですね、申請と実際に食い違ひはですね、それはもう善意に期待する以外にないと、良識だと、良識に期待するということになるわけですが、私はそういう違った状況になったときは、やはり商調協でもう一度相談をする場を持つ。あるいはその商調協の中で話し合いがいわゆる成立するまでは、言ふならばその売り場面積の開店についてはしばらくの間御遠慮願うとか、何らかのやつぱり実効的な措置、行政的な措置が必要ではないかと思うんですが、そういう点についての見解を承っておきたいと思います。

○森下昭司君 第四の東郷の問題をいたしまして、ダイエー熊本店の出店問題につきまして若干お尋ねをいたしておきたいと思います。

本問題は、五十年三月に、三条の届け出がなされまして、当時は四万四千平米の売り場面積、五条の仮届け出がなされ、事前商調協が開かれました結果、答申はゼロ回答ということに実は相なつたわけであります。その後五十二年四月に再び二万九千平米の五条仮届け出がなされまして、五十二年の十月に商調協におきましては、一つ、売り場面積は千五百平米、休業日数は年間二十六日以上、開店日は申請どおり、閉店時間は平日は夜十八時三十分、土、日曜、祝日は十九時、中元、年末は二十時まで、ただし年間六十日間、こういうような実は答申が行われたわけであります。ところが、ダイエー側は昭和五十三年六月十六日に福岡通産局に第五条の申請をして、これはいわゆる仮届け出ではなくて正式受理ということに実は相なつたわけであります。実はこの衆議院におきましては、昨年の五月十七日、最近の小売業の実情にかんがみまして、中小小売商業の振興政策に関する決議が実は行われております。あるいはいわゆる法改正までの出店の規制につきましては、通商産業局長名で各地方通産局に通達も出ております。また、この六月十六日におきましては、前国会の会期末でありまして、衆議院商工委員会に

おきましては駆け込み出店の規制を行うことを決議いたしております。こういった点等を考え合わせると、六月の十六日の福岡通産局で五条申請を受理したとか、国会の過去の決議あるいは通商産業局長通達、また同日ではありまするが、さきの国会における衆議院商工委員会の決議等の趣旨に反する結果になつてゐるのではないかと思うんですが、まず仮届け出をどうして正式の申請として受理したのか、その辺からちょっとお尋ねいたしておきたいと思います。

○政府委員(島田春樹君) 様、お答え申上げます。

いまお話をございましたように、この件につきましては、すでに五十年当時から長年にわたつて議論が行われてきた案件でございます。私ども、いま御指摘がありましたように、国会の御決議等踏まえまして一般的にその自肅をするようとにとう通達は出しておられます。そしてまた、事实上その実績を見ましても一般的に届け出というのはそれほど急増していないというより、むしろ若干減つているというような傾向を見ましても、おおむねこういったかくこうで自肅が行われているというふうに考へているわけでございますが、本件につきましては、いま申し上げましたように、長年にわたり、もう三年余にわたり地元で議論が行われ、商調協でも審議が行われてきたわけでござります。私どもといたしましては、出店者それから地元の関係者双方にできるだけこの問題について意見調整が行われて、円満に問題が解決されるよう指導、要請をしてきたわけでございますが、いまお話をありましたように、いろいろ経緯がありまして、現在なかなか意見の一一致といいますか、地元で円満に解決をするという状況には立ちつていなかつたわけでございます。したがいまして、出店者としましてはなかなか進まないということ、それから三年余にわたり検討が行われ、講論も相当尽くされたというところから五条届け出を出して、手続に従つて処理をしてほしいといふ強い要請もございまして、私どもとしましても、そういった先ほど申しましたようななかくこうの指

導はしてきたものの、もうこれ以上はその指導をするのは限界であるうとうに考へまして届け出を受理したということとござります。

○森下昭司君 まあ、届け出を受理したといいろんな御説明がいまございましたが、私は、先ほどから申し上げましたように通達を出されあることは国会の決議が過去数年間の経緯等があります、という点からまいりますれば、この正式な受理といふものは、地元との話し合いが完全にまだ合意に達していない、非常にかけ離れているといふような状況等から判断をいたしましても、やや正規な手続とはいふて若干妥当性を実際には欠いておつたものではないだらうかというような印象は実は免れ得ないわけあります。なぜならば、結果論からまいりますと、この大規模小売店審議会におきましては、この法の定めた三ヶ月以内にこの問題について結論を実は出すことができなかつたわけであります。その結果、いわゆるダイエーの申請につきましては、言うならばダイエー側を通産当局が説得をして取り下げをさせたといふような実はことにならざるを得なかつた。この事実を私は見ましても、二年間も仮届け出で措置として、正式に受理をして、しかも法に基づく手続を行つたにもかかわらず結論を見出しえることができなかつたということは、いま申し上げたように事実問題として正式な受理とはいひ、妥当性を欠いておつた一つの証左ではないかといふふうに見ているわけであります。しかし、なお私は問題になっていると思うのは、九月十四日に届け出書をダイエーが取り下げて、同日再び同じ内容のものを再申請したといふふうに聞いておりましたが、この再申請は事実ですか。

○政府委員(島田春樹君) 再申請は事実でござります。正確に申しますと、十四日に取り下げが行なわれ、十六日に申請が行われております。

○森下昭司君 そういういたしますと、これは五条の扱いになりますか。

○政府委員(島田春樹君) 法に基づく届け出でご

ります。

○森下昭司君 そういたしますと、旧法——改正案が通れば別でありますが、経過措置はまだ私認んでおりませんが、そういたしますとこれまで三ヶ月間、つまり十二月の十五日までに結論を出さざるを得ないということになるわけであります。が、十二月十六日までに結論を出す見込みはありますか。

○政府委員(島田春樹君) 私どもとしましてこの件につきましては、現在、地元の商調協で検討が、審議が行われているわけでございます。私どもはこの経緯を慎重に見守つておるところでございますが、いずれにいたしましても法の手続に従つて私どもとしては処理をしなければならない立場にあるわけでございます。

○森下昭司君 私は、取り下げをさせたということは、先ほど申し上げたように苦肉の策であると。こういうことをやりますと、この改正案で私質問をいたしたいと思うんですが、衆議院で原案の六ヶ月が八ヶ月になつたといふんであります。ですが、同じようなことが行われる可能性もある。つまり、三ヶ月の歴どめといふものが何回でも繰り返すことができる。すると法そのものが、事実問題として、形は別ですよ、法そのものは三ヶ月にしようが八ヶ月にしようが、これは何ら歴どめにはならないで、無期限に答申を、あるいは結論を延ばすことが可能だということになりますが、いまの法のままではございません。したがいまして、そういう意味でいわゆる勧告期間の延長といふような、今回の法律改正の制度とは全く性格が異なるものというふうに考えております。

○森下昭司君 まあしかし、この場合でもダイエー側は、聞くところによりますと、取り下げについては反対であります。答申をせび出してもらいたいという強い要望をしたにもかかわらず、結果におきましては、通産当局の圧力で取り下げに応ぜざるを得なかつたというよう私実は聞いているわけであります。したがつて、実際問題となりたいといふ強い要望をしたにもかかわらず、結果におきましては、通産当局の圧力で取り下げが、全國的にこういうようなものが頻発をいたしております。現状から判断をいたしますと、特異なケースが一般化する傾向を私は指摘せざるを得ないと思うんであります。

○政府委員(島田春樹君) いまの取り下げ、いまのケースに即して申し上げますと、御案内のように審議会で八月から九月の十一日まで慎重審議が行われたわけでございます。いま御指摘がありましした件につきましては、九月十一日に大店審の会長の発言ということで、商調協の審議は数字的検討も含めてなお検討すべき点も残されている。そ

れから、審議会としても論点が非常に多面にわたるところから、十分な審議を尽くす時間的余裕が必ずしも十分でないというような点から、もう一度おりませんが、そういたしますとこれまで三ヶ月間、つまり十二月の十五日までに結論を出さざるを得ないということになるわけあります。

本件につきましては、届け出者の方がこのよる大店審の考え方を理解しまして、自主的に届け出の取り下げも行い、再提出という手続をとつたわけでございます。したがいまして、一般的にそういうことがあります。したがいまして、一般的にそれが一致した場合に初めてできるわけでございますから、勝手にいまのような処置ができるというふうに考えております。実際問題としてこういったかつこうで行われるというのは、そういう事態についての届け出者も含めての認識が——そういうことで処理をするということについての認識が一致した場合に初めてできるわけでございますから、勝手にいまのような処置ができるというふうに考えております。実際問題としてこういったかつこうで行われるというのは、そういう事態についての届け出者も含めての認識

が——そういうことで処理をするということについての認識が一致した場合に初めてできるわけでございますから、勝手にいまのような処置ができるというふうに考えております。実際問題としてこういったかつこうで行われるというのは、そういう事態についての届け出者も含めての認識

○政府委員(島田春樹君) 本件のお尋ねは、いまちょうど地元で審議が行われておる、いわば手続が進行中の案件でございますので、仮に仮定のお話といつても、これについていろいろ申し上げることは、私の立場としては差し控えたいと思います。

ただ、一般的に申し上げますれば、先ほども申し上げましたように、取り下げをするというのは、やはり申請者が取り下げをするというかつてはできないと、そういうことでございますから、そういう点は、先ほど申しましたように、法律でございますので、そういう申請者の合意なくしてはできないということございますから、そういう点は、先ほど申しましたように、法律でございますので、そういう申請者の合意なくしてはできないと、そういうことでございますから、そういう点は、先ほど申しましたように、法律でございますので、そういう申請者の合意なくしてはできないと、そういうことでございますから、そういう点は、先ほど申しましたように、法律でございますので、そういう申請者の合意なくしてはできないと、そういうことでございますから、

○政府委員(島田春樹君) まあ私は、仮定の問題だということであれば、それは仕方がないと思うんであります。しかし、お話をせび出してもらいたいといふ強い要望をしたにもかかわらず、結果におきましては、通産当局の圧力で取り下げが、全国的にこういうようなものが頻発をいたしております。現状から判断をいたしますと、特異なケースが一般化する傾向を私は指摘せざるを得ないと思うんであります。

そのことは別にいたしまして、いまも現場の商調協で御相談なさつて、何らかのひとつ結論をとるという期待があるようありますが、これは私、特異なケースという前提でお尋ねをいたしておきま

すけれども、商調協で——まあ、これは仮であります、まだ答申が出ているわけじゃありませんが、第一回、第二回の仮届けの場合の商調協のよ

うな答申の範囲を出なかつた場合、そして特異なケースという前提でお尋ねいたしておきますが、大店審におきまして再びこの問題についての答申を延ばされる、つまり、また取り下げをさせていただけでございます。

されるというように私は期待をいたしておりますんであります。ですが、そのいわゆる大店審における地元の意向尊重というものについてはどういう御見解をお持ちですか。

ただ、大店法の一般的な運用の考え方といたしましては、これは申すまでもなく、大店舗審議会におきましては、商調協、商工会議所等から出されました意見につきましては、これを尊重することとでございますが、かつ大店審議会としては、法七条の規定に従いまして、公正妥当な判断を行つて通産大臣に答申する、こういう仕組みになつておりますので、その仕組みに従つて個別案件は処理され

○森下昭司君　まあこれは実際、私は取り下げをさせたという点については、大店審みずからがみずから権威を失墜した行為だと私は思うんであります。三ヶ月以内に答申をしなければならぬ、その答申をしないで、責任回避をして取り下げさせる、これは大店審があつてもなくともいいといふことにも通ずるんです。したがつて、私はやっぱり、大店審の存在理由が問われたという点が非常に問題が、その方が重大であるというふうに思うわけであります。そしてまた私は、地元の意見を尊重するというお話をありますが、改正案は、

商議協議会以外に、都道府県知事の意見の中に入っているわけであります。とすれば、さらにこのいわゆる地元の意見を尊重するという趣旨は、改正案の中にも盛られているわけであります。したがって、旧法で処置するにいたしましても、改正案が現実に提案をされ、いまやまさに決定されようという段階では、私は地元の意向尊重というものは非常に重要なウエートを持っているというような

理解に立つののが正しいのではないだろうかと思う  
んであります、改正案との関係におきましてど

うお考えか、重ねてお尋ねしておきます。  
○政府委員(島田春樹君) 大店法七条の運用に関しましては、今回の法律でも規定がちゃんとござります。地元商工会議所、あるいはそこに設置されている商調協の意見を聞くということになつておりますし、同時にまた、小売団体あるいは小売業者あるいは消費者、その団体その他の者で申し出をした者の意見も聞くというかつこうになつて、いるわけでございます。したがいまして、そういった各方面の意見というものが大店審に反映され、もちろん先ほど申しましたように、商調協の意見というのも非常に尊重されると。そういうたぐいの意見が反映され、それが大店審においてそいつたものをもとにして公平、適切な判断をしていくというかつこうで今後とも運用されるというふうに考えております。

る御指摘をいたしたわけであります、私はやはり非常に重要な問題は、流通対策に対する基本的な姿勢というものが若干私は通産省に欠けておるのではないかと。スーパー問題は、いま出店の傾向といたましても大都市から中小都市、そしていわゆる周辺の町村部まで店舗規模を小さくしてしまして出店をしているというような現象が続いているわけであります。こういうようないわゆるスーパー関係の出店戦略を拡大していくという経営姿勢、これに対しまして地元の中企業者は非常な犠牲になつてているというのが私は現状ではないかと思うんであります。

こういう流れ分野の変化ですね、変化といふものについて基本的にどうお考えになつてあるのか。これはひとつできれば大臣からお答えをいただきたいと思います。

済が高度成長から安定成長に基調が変化してきたということ。そういった中でいまお話をございましたように、大型店の出店というのが増加するという傾向が見られます。また、それからもう一つは、出店のパターンというのも郊外への立地あるいは地方中小都市への出店というような傾向が見られるというようなこと。それからまた、いまお話をありました中型店・基準面積未満の中型店といふものをめぐっての紛争というものが増加するというような傾向が一般的に見られるわけでございます。基本的には現在私、これは若干私見にわたりますが、この消費者のニーズというものが非常に変わってきております。非常に選択的意向も強まり、それからまた、消費者のニーズというのがきわめて多様化しておる。したがって、流通業界としましてはそういうものに対応するために、またいろいろ新しい業態のものが生じつたり変化しつつある、こういった傾向があろうかと思います。そういった傾向が、いま先ほど申し上げましたような大店法との関係で申しますと、先ほどのような傾向というものの原因にもなっているというふうに考えております。

まだ、先ほど申しましたように、最近の小先輩を中心ぐる環境の変化というものも勘案いたしまして、そういう新たな新しい情勢の変化に対応した小商政策のあり方というものを、昨年の七月、小売問題懇談会というのを開きまして議論をしていて、ただいま、さらに中小企業政策審議会及び商業構造審議会との合同小委員会で御審議を賜りまして、本年の四月に一応意見具申をいたいたたわけでござ

たりまして御検討をいただきたく、改正をしたいと考えておるところでございます。

ざいます。その意見具申に従いまして、私どもとしましては法案の作成作業を進めてまとめたのが、今回お願いをしております法案であるわけでございます。

なぜ弱めたかというお尋ねは、恐らく商調法部分についてのいわば改正との関係のお尋ねであるかと思いますが、細かくは申し上げませんが、うかといたします。

基本的に今回の大店法の改正で從来いろいろ議論のございました基準面積未満の店舗につきまして、これを五百平米まで引き下げるということにいたしたわけでございます。したがいまして、五百平米まで、そしてまた五百平米というのは、いろいろ私ども委員会で検討されましたところでは、大体その顧客吸引力というもののいわゆる品物について品ぞろえができる規模であり、したがって、ワン・ストップ・ショッピングの機能といふものを持ち得る規模になると、いわゆる品物から、それが、顧客吸引力というもので周辺中小売商への影響を及ぼすというふうに考えられる。それから、また現実に紛議の実情を見まして、大体その辺より規模の小さいものにつきましては、余りその紛争の実例が多くないというようなところを考えまして五百平米にしたわけでございます。したがいまして、そこまで大店法での調整対象を広げますと、一応周辺中小売商に影響を与えるような出店という問題は、大店法で調整ができるところになる。そうなりますれば、それとの関連で小売商業調整特別措置法というものをどう考えるかという見直しを行った結果、整理が行われたというふうな構成になつておると思いますので、決して今回の改正は、いわばその規制の緩和、あるいは後退というものでなくして、今回の法律の改正に沿つて周辺中小売業への影響といふものを除去するために、必要な手段の整備をしたというふうにわれわれは理解をいたしております。

○森下昭司君 次第であります。

○政府委員(島田春樹君) お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)

お答えいたします。

○政府委員(島田春樹君)



必要になるわけでございます。

今回の改正に当たりましては、そういうたて点、それから従来からの調整実績あるいは行政効率、こういったようなものも勘案いたしまして、いま申し上げましたように、第一種と第二種と分けたと、こういうかつこうになつておるわけでござります。

○森下昭司君 私は、実質的な審議をいたしますのは地元の商調協であるというような趣旨からまいりますれば、余り一種、二種に分けることは意味がないのではないだろうか。ある意味におまでは、都道府県知事の意見を十分尊重する、簡単に言えば、地元の地域的な特殊性というものを考慮するという点等を考えれば、むしろ私は、一種、二種ともども商調協で事前審議をするわけでありますから、県段階におろして、そしていわゆるその調整に当たるというようなこともあっていいのではないかと思うかというような実感は感じがる、やはり余り貌然としないものを実は持つてゐるわけであります。

そこで、お尋ねをいたしておきたいと思うのであります。法改正の中で、都道府県知事が要するに関係官庁の長に助言を求めることができるといふ趣旨が実は書いてあるわけありますが、この助言という問題はどの程度の範囲を具体的に指すのか。つまり、私は言葉をかえて言えば、助言を求めるとは、逆に言えば、意図的に関係官庁の長が諮詢するならば、行政指導という名前のものにおける要するに強化、どちらかと言えば、地元の意見を無視して、関係官庁の長の意見が前面に出るというような見えなしともしないのでありまして、助言とは一体具体的にどういうことを想定してお考へになつておるのか、この点ちょっとお尋ねいたしておきたいと思います。

○政府委員(島田春樹君) この助言、十五条の三でございますが、十五条の三の規定は、都道府県

知事が第二種の大規模小売店舗で審査を行う場合

に、参考とすべき事項で、都道府県知事が必ずしも詳細に把握してないというような情報があつた場合には、國の関係行政機関の長に対して助言を求める事ができる、こうしたこと、それによりまして調整の適正化を図るということを目的にしたものでござります。具体的にたとえどんなケースがあるかと言えば、ここで考えておりますのは、たとえば大規模な住宅団地とかあるいは工業団地の計画というものがどうなつておるか、あるいは交通整備計画の内容がどうなつておるだろか、あるいは他の府県の要するに類似都市の小売私企業に関するデータというようなものがどんなふうになつておるか、こういったようなことを知つておくことが、場合によつて審査のために必要でございます。そういうためにいろいろ必要があり、都道府県知事の方からこういったものを知りたいということに対しても助言をする、こういう規定でござります。御懸念のような規定ではないというふうに考えております。

○森下昭司君 最近は、実際、車の普及によりまして郊外型のスーパー等の出店がふえている。そして、郊外の市町村は商店も小さい。大手資本はぎりぎりいっぱいの、この場合は五百平米に近い店舗面積で開店をするというようになります。すると、小さな市町村段階におきましては、この法の対象外の面積ぎりぎりの店舗でも、相当付近の中小小売業者に影響を与えるのではないかだろうか。というようなことが、実は懸念されているわけであります。したがつて、答申では、意見具申では五百平米以下の出店によつて、商店の小さな市町村の小売商業者が影響を受けることがないとお考へになつておるのかどうか、この点ちょっとお尋ねをいたしておきます。

○政府委員(島田春樹君) 五百平米以下の店舗といふものが出てきた場合に、中小小売商に全く影響はないだろうか、こういう御趣旨であらうかと存ります。その点を考慮しておきたいと思います。

○政府委員(島田春樹君) いまの答申の趣旨に沿いまして私も検討いたしたわけでござりますが、現行の商調法の規定で対処し得るというふうに考へて、現行の商調法の規定を残したというかつこうでござります。

私たち、この法律、今回その審議会でもいろいろ御議論いただいたときに、どういうふうに考へるかということを検討されました際に、結局一般

に、参考とすべき事項で、都道府県知事が必ずしも詳細に把握してないというような情報があつたときには、国が関係行政機関の長に対して助言を求める事ができる、こうしたこと、それによりまして調整の適正化を図るということを目的にしたものでござります。具体的にたとえどんなケースがあるかと言えば、ここで考えておりますのは、たとえば大規模な住宅団地とかあるいは工業団地の計画というものがどうなつておるか、あるいは交通整備計画の内容がどうなつておるだろか、あるいは他の府県の要するに類似都市の小売私企業に関するデータというようなものがどんなふうになつておるか、こういったようなことを知つておくことが、場合によつて審査のために必要でございます。そういうためにいろいろ必要があり、都道府県知事の方からこういったものを知りたいということに対しても助言をする、こういう規定でござります。御懸念のような規定ではないというふうに考えております。

○森下昭司君 いまのお答えで、商調法と大店法といふお話をされますが、この意見具申の中では上記の調整対象店舗以外のものにかかる紛争、これは大規模小売店舗及び中規模小売店舗——一種、二種ですね、一種、二種以外のものにかかる紛争にも対処できるようになりますので、大店法、商調法両方で十分対処が可能ではないかというふうに考えております。

○政府委員(島田春樹君) いまの答申の趣旨に沿ってお考へになつておるのか、この点ちょっとお尋ねいたしておきたいと思います。

○政府委員(島田春樹君) いまの答申の趣旨に沿いまして私も検討いたしたわけでござりますが、現行の商調法の規定で対処し得るというふうに考へて、現行の商調法の規定を残したというかつこうでござります。

この申し出団体が商店街団体まで拡大されましておられます。したがつて、商店街団体での紛争の解決ができないようになりますので、大店法、商調法両方で十分対処が可能ではないかというふうに考えております。

○森下昭司君 念を押しておきますが、紛争の発生するふうな状態で申し出をすれば、あつせんまたは調停を商調法第十五条に基づいて行うことがあります。これがあるという状態で申し出をすれば、あつせんまたは調停を商調法第十五条に基づいて行うことがあります。この意見具申は尊重しないんです。

○政府委員(左近友三郎君) 紛争がまだ現実に発生しない段階では、やはり商調法の十四条の二

という「調査」という条文がございますが、その調査の申し出から始まっていくというふうに考えております。

○森下昭司君 そういたしますと、この十四条の二

二の「調査」を含めて十五条と併用しながら未然に一紛争の起こつた発生した後ではなくて、未然の段階で調停またはあっせんをするという理解でそれじゃいいですか。

○政府委員(左近友三郎君) そのような運用をいたしたいと考えております。

○森下昭司君 議事録に残りますので、もう一遍私確認しておきますが、先ほど十四条と言われましたが、調査は十四条の二ですね。

○政府委員(左近友三郎君) 十四条の二でございます。

○理事(古賀雷四郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時に再開することとし、休憩をいたします。

午後零時三十七分休憩

○委員長(福岡日出磨君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

○馬場富君 質問に入る前に大臣に最初に、質疑のある方は順次御発言を願います。

○馬場富君 質問に入る前に大臣に最初に、

休憩前に引き続き、大規模小売店舗における小売業の事業活動に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案の質疑を行います。

御存じのように、非常に円高が一段と厳しい情勢になつてまいりました。とりわけ世界の環境はドル離れというような状況から、非常にこの点について円を取り巻く環境というのはごく厳しいと見るべきだし、また長期化を見るべきだと、こういふうに昨今の状況から感ずるわけです。あわせまして、昨日、大蔵省が国際收支の上半期の黒字九十八億ドルの発表もありましたけれども、これらをあわせまして、非常に経済見通しについて、かつての政府計画よりは厳しい状況になつてきましたと、この点についての見通しを御説明願いたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君) 四相場は、きのうに比

べますときょうはやや小康状態でありますか、しかししながら、いずれにいたしましても、しばらく百九十円前後で落ちついておりましたものが百八十円近くなつたということは、これは日本経済にとって非常に大きな影響がござります。直接の動機はマルクの切り上げ、それといまお述べになりました最近の国際収支数字が発表されたということも、この二つであります。もうすでに百九十円の水準のころから日本の経済は円高で非常に困つておったわけであります。いまのようない相場中心の水準になつてしましました。こういう状態では、せっかく先般もいろいろ補正予算などを組みまして景気回復に対する対策を実施するようになつたわけであります。やはり相当足を引っ張るのではないかと非常に心配をいたしております。しかししながら、補正予算の審議を通じまして、経済の動きに対しても機動的に対処する、あるいはまた総合的に対処すると、こういうことも総理並びに関係大臣が繰り返し答弁をしておるところでございますので、もう少し動きを見ながら、やはり時と場合によりますと機動的な対応策が必要ではないかと、このように判断をいたしております。

○馬場富君 その関係で、特に内外情勢からいきますとやはり百八十四割るんではないかといふ情勢はかなり濃厚だと、こう私ども見るわけです。そういう点で、やはりここでかつて立てられた総合的対応策を通じまして、内需中心の経済、ここにはウエートをどうしても置く必要があろうかと考えております。

○馬場富君 ジャ、次に議案の質疑に移りたいと思います。

今回の法改正と衆議院の修正等によりまして、この法律も一步前進をしたという点では私どもも理解をするわけでございますが、特に中小小売業のはどうしてもこれは無理がきておるということを、われわれは内外の状況から感じなければならぬと思うのです。そういう点で、やはり内需中心の総合経済対策ですね、ここらあたりについてももう一段と、やはり輸出依存型の対策といふのはどうしてもこれは無理がきておるということを、われわれは内外の状況から感じなければならぬと思うのです。そういう点で、やはり内需中心の総合経済対策の一つは転換の考え方を持つべきではないか。あわせて、やはり二次補正等も場合に付けて何点か質問したいと思うわけです。

最初に、今回の改正によりまして対象店舗面積の引き下げ、あるいは都道府県知事の関与、あるいは調整措置の強化あるいは調整期間の延長等の改革がなされますが、従来の全国の中小小売業者が各団体とも声をそろえておったそのポイントは、やはり從来の届け出制に付けて何点か質問したいと思うのです。そういう点についての見通しを御説明願いたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君) 私もいまお述べになりましたことに對しては同感でございます。内需中

心の経済にさらにもう一段と転換をする必要があるようにお考へでしようか。

○馬場富君 ジャ、次に議案の質疑に移りたいと思います。

今回も一步前進をしたという点では私どもも理解をするわけでございますが、特に中小小売業者はどうしてもこれは無理がきておるということを、われわれは内外の状況から感じなければならぬと思うのです。そういう点で、やはり内需中心の総合経済対策の一つは転換の考え方を持つべきではないか。あわせて、やはり二次補正等も場合に付けて何点か質問したいと思うわけです。

最初に、今回の改正によりまして対象店舗面積の引き下げ、あるいは都道府県知事の関与、あるいは調整措置の強化あるいは調整期間の延長等の改革がなされますが、従来の全国の中小小売業者が各団体とも声をそろえておったそのポイントは、やはり從来の届け出制に付けて何点か質問したいと思うのです。そういう点についての見通しを御説明願いたいと思います。

○馬場富君 いまのこのようない声が消えないことは、やはり現行法の調整では両者の紛争解決に対して法的にも、一つはまた運用面に当たっても問題が多過ぎると、こうしたことについてのやはり小売業者間の私は不満から発生しておると思うのですが、この点通産についてはどのように理解されておりますか。

○政府委員(島田春樹君) 今回の改正では、今まで問題のありました、最近のいわゆる紛争の傾向で問題になつております基準面積未満のいわゆる中型店と申しますか、そういうものについても対処し得るように基準面積を五百平米まで引き下

に削減の仕方についても建物全体で五百平米とい  
うところまで削減し得るようなかつこうに規制が  
強化されておりましまして見ましたのは、場  
合、大規模小売店舗の進出が周辺の中大小売商に  
相当程度の悪影響を与えるおそれがある場合に  
は、それを除去するに必要な措置というものは十分  
担保されているというふうに考えておりますの  
で、こういった今回の改正法で中小企業との調整  
問題については十分対処し得るものと考えていま  
す。

（黒崎宣春）特に、大型店舗の出店によりまして、地元小売業者とのトラブルが非常に多くなつておるということはもう当局もお認めだと思いま

○政府委員(島田春樹君) 最近の大店法に基づく届け出件数の推移でございますが、五十年度が二百八十件、それから五十一年度が二百六十五件、それから五十二年年度は三百十八件、それから五十三年度に入りまして第一・四半期が五十九件、それから第二・四半期が四十三件というような状況でございます。

○馬場實君 売り場面積の最近の比重ですね。  
○政府委員(島田春樹君) 売り場面積、ちょっと手元に資料ございませんが、一般的な傾向としては、最近店舗の面積としましてはやや大型化しつつあるという傾向にあると思います。  
○馬場實君 また、全国の小売商の売り場面積等に対する大型店の割合というのは、どのように変化してきているか。

○政府委員(島田春樹君) 商業統計の数字で見ますと、たとえば売り場面積で見ました場合の逐年の構成比でございますが、百貨店とスーパーと一般小売店と、こういうふうに分けて整理してございますが、それで見ますと、売り場面積これ全体

○馬場富君 この改正案の目的の一つは、千五百平米以下の中型店の出店に伴う地元小売商との紛争の防止のためにあるというふうに理解してもらいたいと思いますが、そういう点で千五百平米以下の出店による紛争は全国で何例ぐらい起つておるのか、通産がつかんでいる数字を教えてもらいたいと思います。

○政府委員(島田春樹君) 私どもで四十九年の三月から五十二年の十二月までの間につきまして調査をしまして、こちらの段階でございまして、二千六百

争というのが、何らかの意味で当初の出店計画に對しまして、条例とか要綱というようなことで店舗面積等について調整が行われたものというものといたしまして、その間で合計で四百六十一件という数字になつております。これが基準面積未満の私どもが把握している数字でございます。

○馬場富君 そうすると、改正案は規制基準面積を五百平方メートルに引き下げておるわけでございますが、この範囲内に入るのは紛争例の何%ぐらいに入るかということです。

○政府委員(島田春樹君) もうちよつと詳しく申

しますと、いまの四百六十一件というの中でも五百平米未満という、今回引き下がったわけですが、それよりさらに下になるというものの紛争件数は合計で三十五件でございます。したがいまして、四百六十一件のうち四百二十六件でござりますか、これが要するに五百平米を超えた基準面積未満の紛争件数ということになります。

○馬場富君 私が調べた数字では、実は名古屋通産局管内の関係だけでもいま大型店舗数が三十六ございます。その中で未調整あるいは話し合い中で現在もめておるという状況が四十九件紛争問題があるわけですね。それでは、その四十九件

の中で三年以上の紛争を続けておるのが一件、二年以上が三件、一年以上が十四件と、こういうような数字が出ておるわけです。これは紛争が非常激しくて調整が最近長期化しておるというところを物語つておると思うんです。また別の数字では、紛争件数も五十年度はゼロになつてますが、五十二年では九件、五十三年では三十件、五十三年では四十一件と、五十年よりもみんな倍数的に増加しておると、こういうようなのが実は現場での数字の実態なんです。通産省においてはこのような紛争状況が起つておることについてどのように考え、またどのように対処してみますか。

○政府委員(島田春樹君) 全体の傾向といたしまして、最近において成長がいわば高度成長から安定成長に基調が変わつてきております。一方、消費者のニーズというのも非常に多様化しているというような関係がございまして、大型店の出店の増加という傾向が見られます。それからまた、その出店パターンというのも郊外立地あるいは最近では地方の中小都市への進出というような傾向が見られるわけでござります。

○馬場富君 それからもう一つは、最近いわゆる基準面積未満の中型店というものの紛争もふえておる、こういったところから、全体といたしまして各地に紛争が見られるというのが現状であろうかと思います。

○馬場富君 それで、この中でいろんな紛争がこのように年々激化し、大変その解決が未処理のまま現在まできておるというのが実は現場の実情です。そういう点で、この中で紛争のやはりなぜこのような状況が多いかという中の何点かひとつお尋ねいたしますけれども、まずこういう処理に当たつて、まず通産当局の体制でございますけれども、受け入れ体制がこれはぼくは大変お粗末ではないか、こう思ふんです。たとえば、このようないま私が示したような数字の解決に、大体名古屋通産局関係では六名の係員がこれに對しては対処しておる、予算的にも非常に無理な予算の中でこれを処理しておるというものが実情です。たとえば

の中で三年以上の紛争を続けておるのが一件、二年以上が三件、一年以上が十四件と、こういうような数字が出ておるわけです。これは紛争が非常激しくて調整が最近長期化しておるということを物語つておると思うんです。また別の数字では、紛争件数も五十年度はゼロになっていますが、五十一年では九件、五十二年では三十件、五十三年では四十一件と、五十年よりもみんな倍数的に増加しておると、こういうようなのが実は現場での数字の実態なんです。通産省においてはこのようないろいろな紛争状況が起こっておることについてどのように考え、またどのように対処してみますか。

○政府委員(島田春樹君) 全体の傾向といたしまして、最近において成長がいわば高度成長から安定成長に基調が変わってきております。一方、消費者のニーズというのも非常に多様化しているというような関係がございまして、大型店の出店の増加という傾向が見られます。それからまた、その出店パターンというのも郊外立地あるいは最近では地方の中小都市への進出というような傾向が見られるわけでございます。

それからもう一つは、最近、つゆる書店百貨店

五十二年度に、やはりこの名古屋通産局関係で商調協が開催されたのが百四十四回あるわけです。ところが、この中でやはり通産から当然参考人として出席しなければならぬわけですけれども、そういう人員の問題、予算の問題で通産側は八十回しか出席ができなかつたというのが現状なんですね。こういう点について、ますこらあたりから法改正をしても、現状が完全にそういう点で受け入れ体制ができるない、そこへ持ってきて法改正が行われれば、厳しいほど体制を強化していくべきなきやならぬと思うのです。こちらあたりがますできなければ、この法改正だって私は根なし草になつちゃうんじやないかと思うんです。この点どうでしようか。

○政府委員(島田春樹君) 御指摘のとおり、制度を動かすためには実際その裏づけが必要であろうかと思います。

通産局のいまお話しございましたけれども、大店法の運用に当たりまして各通産局で、たとえば届け出の受理の仕事とか、あるいはいまお話しございました商調協への出席等の業務がいろいろござります。そのために、確かにこの仕事というものは年々非常に紛争もふえておりますので、それに対する体制をとらなければならないといふうに考えておりまして、毎年人員の増員あるいは予算の増額について努力をいたしておりますところでございます。まだ、現状において私ども必ずしも十分であるとは全然思つておりません。今後ともさらには必要な人員、予算措置の充実につきまして私どもも極力努力をいたしたいと考えております。

○馬場富君 現行もそうですけれども、じゃ、法改正に対しての体制もやっぱり完璧に対処するお考えですかどうですか。

○政府委員(島田春樹君) 法律が改正されると、第二種につきましては都道府県の方にお願いをすることになります。そういうた關係もありまし、また仕事もそれだけふえてまいると思いまので、私どもといたしましては来年度の予算要求につきましては、さらに本年度よりも増額して

予算要求をお願いをしておるところでございま  
す。

なつてくる、感情もむき出しになつてくるという  
ような状況が実は起こつてくるわけです。そういう

が調整を受けるという仕組みになつてゐるわけですが、いきますから、そういう前提の上で、もし建物

すから、それは受理するということになります。

○馬場富君 次に、その点が通産側の受け入れですけれども、今度の改正では地方自治体の負担が

う点で、こらあたりの点に私は非常にこの運用についての問題点があるんではないか。だから結

を建てるとすれば建てるという問題でございま  
す。したがいまして、現在の法律の構成といたし

がた実際問題としては、その間に実際上の調整が行われるように運用が行われる、こういうことにならうかと思ひます。

やはり増大してくる、やっぱり二種等について地方自治体の解決にならなければ、そういう点についての助成策はどうに考えておりますか。  
○政府委員(島田春樹君) いま申し上げましたように、今回の大店法改正に伴いまして新たに第三種の大規模小売店舗につきましては、都道府県知事にこれをお願いするということになるわけでござります。したがいまして、私どももいたしましてはこの事務の施行に必要な費用につきまして、地方交付税の基準財政需要額の単位費用算出の対象としていたくように、関係省にこれからお願ひをしたいというふうに考えておるわけでござります。

局、片一方は建物を建ててしまつたと。よしなば、その後に五条を受けての勅告、命令等の段階になつたとしても、そのときに、それじゃ建物の半分は壊すのか、あるいは一部しか使えないのかといふ問題も大店舗の側に出てくるし、また小売業者の立場からいへば、法の順序に従つて、当然これにはやっぱり処置すべきだ、こういう問題等も起つてくるわけですね。そういう点でこのトラブルがよけい激化しておる、こういう点では、この点に一つは大きい私は扱いの中で問題があるのでないかと思うが、この点どうでしようか。

○政府委員(島田春樹君) 現行の大店舗法の考え方、御承知のように、建物といいますか、店舗

ましては、やはり建物の建築以前に、何といいま  
すか、調整を行うというかつこうの構成を法的に  
担保するというのではなくかしいのではないかとい  
うふうに考えております。

○馬場寅君 結局、私はだから、その運用じやなつて、法律的な解釈をいま聞いておるわけです。それで、それじゃ國は事前商調協の理解がなれば五条を受理しないと、行政指導をしていらっしゃるじゃないですか。これは法的に問題があつたんじゃないんですか。

また実際、今度第二種大規模小売店舗の調整に当たりましての基礎的な資料を整備する必要がござりますので、そういった資料を整備するためには、来年度の予算におきましては第二種大規模小売店舗の実態調査委託費というのを要求、これは当方で現在予算要求を行っているところでござります。

主義、面積店舗主義をとつておるわけでござります。そこで、最初にこの三条の関係で言いますと、現行法の場合、一の建物内の店舗面積の合計が五百平方メートル以上であるものの新設をする者は、その表示と同時に通産大臣に届け出なければならぬ、こういうかつこうになつてゐるわけで、建物改修につきましても、その建物をどう

が出てくるのが三条です。この営業をするかしないかはまた五条になるわけですけれども、そういうことで受理しての後の問題ですから、だからこうしたことについては私はその方法ではちょっとまずいんじゃないのか、答弁ではまずいんじゃないのかと。たとえばこのような事前商談協で調整ができるずに長

○馬場富君 そのために、先ほど私が話しました  
ような紛争の長期化のために、二年、三年もの紛争  
があつたと。そういうような実情から、ちまたには  
わざでござります。これはあくまで運用の問題で  
あるわけでございます。

○馬場寅君 次に、三条と五条の届け出の問題で  
すけれども、現行法の運用では、三条による大型  
店舗の建物の届け出は、先に受理してから五条の

○政府委員(島田春樹君) 大店法三條に基づくま  
加付をした場合です。じゃ結局五条の届け出と  
いうのはいつまでも法的に拒むことができるんで  
すか。

やはり大型店舗寄りの行政省庁といような声も、一つは起こつてゐるわけですけれども、現行法で、この問題に対処できるかどうかということです。

やはり調整が行われるという矛盾点があるわけですか。そのため三条を受けて、そして大型店舗についてはその建築にかかっちゃうわけです。そうすると、ここで事前商談等が行われて調整が行われるわけですけれども、これがなかなか問題点があつてうまくいかないということで長期化していく。私の調べでは、先ほど御説明したように、長いのは三年にもかかるておるというような状況のものもあるということになつてきますと、結局五条の届け出の以前にやはり建物ができ上がつてしまつて、そしてここからくる一つは両者間の、店舗側と小売業者とのあつれきもますます激しく

規模小売店舗に該当する建物であるのかどうかといふものはわからないわけでございます、外的的に。したがいまして、まず建物の段階では大規模小売店舗、この建物をつくる人が届け出をし、公示をし、そこから今度は調整が始まるというがつこうで、三条、五条というかこうの仕組みをとつておるわけでございます。したがいまして、いまお詫びの、建物を先に建ててしまふという問題は現実に確かに議論があるわけでございますが、これは實際には建物を建てましても、法的には建物所有者は後で調整を受けるという仕組みになつておるわけでございますから、その中にに入る小売業者

す届け出が出来まして、そして現在の運用では商調協で調整、議論が行われ、そして五条の届け出と  
いうかつこうのケースが多いわけでござります。  
いつまでも届け出を拒むことができるかという  
お尋ねでございますが、私どもいたしまして  
は、できるだけその調整を、地元における調整とい  
うのを円滑に行なうことが本法の運用にとつて非常  
に重要であると考えておりますので、できるだけ  
商調協において調整が行なわれるよう指導をする  
わけでございますが、法的にはもちろん届け出と  
いうことは、これは届け出者が届け出を出すとい  
うことであれば、法律上これは届け出でございま

的には五条の届け出に対し、その届け出の内容が七条の規定にありますように、それらの周辺小商に相当程度の影響を及ぼすおそれがある場合にそれに対応するための助告、命令を出すことができるという、そのため審議会は関係の商工会議所の意見を聞く、商工会議所はその場合に商調協というものを活用して意見を述べる、こういうような仕組みになっておるわけでございます。したがいまして、問題はそういうシステムで運用することによりまして、この実務的な面調整をいろいろと日骨に亘りて、

たいと考えているわけでございますが、問題はそ  
の商調協の運用というのがうまくいかなくて、い  
たずらに長期化し結論が出ないというようなこと  
では問題があるではないかといふ趣旨のお尋ねか  
もしれません。私どもいたしましては、三年余  
の商調協の運用の実績というものにかんがみまし  
て、その問題のみならずいろいろな点で商調協の  
運用について、なおいわばより適切なものにして  
いくと、いう余地があるのでないかといふ点で、  
今後検討したいと考えております。

○馬場富君 私はこういうやはり今までの実情  
等を考えてみたとき、やはり五条により調整が終  
わるまでは建築にからせないというような運用  
方法か、もしくは改正かがなければ、この三  
条、五条の間のトラブルと、やはりここから起こ  
つくる問題点というのは私はよけい複雑になつ  
てくるんじゃないかといふふうに現状を見て思  
われます。この点どうでしようか。

○政府委員(島田春樹君) 建築につきましては、  
御承知のように建築基準法等建築関係の法規によ  
りまして規制が行われているわけでござります  
が、その間たとえば安全とか防災とかいったよう  
な見地から、いろいろ規制が行われているわけで  
ございますが、その制度とこの商業調整の制度と  
を法的にリンクするということは非常にむずかし  
いというふうに思います。この二つの制度の間に  
はそれぞれの目的の違いといふものがござります  
し、これを二つを絡ませた場合には商業調整とい  
う調整の仕方といふものが、調整といふものが何  
と申しまじょうか焦点がはけると申しますか、よ  
り構成がむずかしくなると思いますので、法的に  
はそういうかつこうでのリンクといふのがむずか  
しいというふうに考えております。

○馬場富君 何かその点につきまして、この矛盾  
というのを解決する一つの考え方をやつぱり持つ  
べきだと、いままではそのため困っておるんだ  
から、小売業者の方も店舗側も両方ともやはりこ  
らあたりのところに一つは結局はこの矛盾のため  
にみんな困つておる点がずいぶん出てきておるわ  
けですよ。この点どうでしようか。

○政府委員(島田春樹君) 問題はその法の運用に  
あるかと思います。実際問題として大店法の仕組  
みというものを十分理解して、その仕組みに従つ  
て調整が行われるということを理解した上で、建  
物の何といいますか、建設というものを考える  
うことであるならば、いわば予想しなかつた不  
運な事態になつて非常に後建物所有者が困るとい  
うことは避けられるわけでござりますので、いわ  
ばそういう点につきまして建物所有者の方にも大  
店法のシステム、そしてどういう場合にどういう  
側の事態になつて非常に後建物所有者が困るとい  
うのが、一つの方向かと思ひます。

○馬場富君 それからもう一点は、先ほどの国が  
事前商調協の理解等がなければ五条は受理しない  
といふこの行政指導は、やはり一つは法的な根拠  
ではないと、こういうふうにやはり理解されるわ  
けですけれども、その点どうでしようか。

○政府委員(島田春樹君) 先ほど申し上げました  
ように、法律上は五条の届け出が行われまして、  
そして一定の期間内に調整が行われるわけで、現  
行であれば三ヶ月、調整が行われるわけでござ  
います。したがいまして、私どもいたしま  
しては、そういった特に大規模小売店舗の出店の  
場合、それが周辺小売業にどの程度の影響を及ぼ  
すかという点につきましては、きわめて複雑な要  
因というのが絡み合つておりますので、そういう  
ものを見定していく場合に、地元の関係  
者で十分話し合いが行われていくことが相  
互にとつても好ましいというふうに思われますの  
で、いまのような運用をしておるわけでございま  
す。ですから、これはいわば法を円滑に運用する  
ための一つの運用の方法としてとつておるとい  
うことでござります。

○馬場富君 これはこの程度にいたしまして、次  
に現場での紛争の中にはわれわれも入りまして、次  
に感ずるのは、そのポイントとなつて動いてお  
るものが商調協の活動だらうと思うんです。先ほど  
来話したように、通産は、法律はあるけれどもこ  
れから——いま局長が予算を出し事業を考えると  
ます。そういうかつこうで法律上はリンクをして  
いるということでございます。

○馬場富君 ところが、それと全然違つて、その  
五条の受理前に実質は——そのいまあなたの言わ  
れるのは、法的な裏づけのものと商調協が動く方  
向なんですよ。ところが、事実は、実際は現場で  
は五条の受理前に事前商調協が開かれておるでし  
ょ。そこで紛争がほとんど主体ですよ。その  
ときに通産は、その調整がうまくいかない場合は  
五条は受理しないと行政指導しておるんじゃない  
んですか。この点は、ぼくは法的な裏づけとい  
うのはなんじやないかといふふうに見ておるんで  
すか、どうですか。

○政府委員(島田春樹君) いま法律的には先ほど  
申し上げましたようなことでございますが、実際  
にその仕組みをうまく動かしていくためには、そ  
の事前に商調協において地元での意見の調整とい  
うものを行つておくと、これが円滑に運用して  
いく上で非常に重要であるというところから、い  
まのお話のように事前に商調協いろいろ意見調  
整が行われるということの運用をしておるわけで  
ござります。したがいまして、私どもいたしま  
しては、そういった特に大規模小売店舗の出店の  
場合、それが周辺小売業にどの程度の影響を及ぼ  
すかという点につきましては、きわめて複雑な要  
因というのが絡み合つておりますので、そういう  
ものを見定していく場合に、地元の関係  
者で十分話し合いが行われていくことが相  
互にとつても好ましいというふうに思われますの  
で、いまのような運用をしておるわけでございま  
す。ですから、これはいわば法を円滑に運用する  
ための一つの運用の方法としてとつておるとい  
うことでござります。

○馬場富君 これはこの程度にいたしまして、次  
に感ずるのは、そのポイントとなつて動いてお  
るものが商調協の活動だらうと思うんです。先ほど  
来話したように、通産は、法律はあるけれどもこ  
れから——いま局長が予算を出し事業を考えると  
ます。そういうかつこうで法律上はリンクをして  
いるということでございます。

○政府委員(島田春樹君) 先ほど申しましたように、  
七条の関係で大店舗審議会の意見、その大店  
舗審議会が商工会議所または商工会の意見を聞か  
なければならぬということになつてゐるわけで  
ございまして、この際に、その商工会議所、商工  
会が意見を述べる場合、どういうかつこうでや  
るがいいかといふことになつてゐるわけでござ  
いまして、この際に、これは百貨店法時代からの経緯  
もあるわけでござりますが、商工会議所、商工  
会に商業活動調整協議会というものを設けて、そこ  
で消費者、学識経験者、小売業者というようなも  
ので構成されるそういう組織でいろいろ検討を  
して意見を述べるといふのが適当であろうとい  
ふことです。そこで設けられたものだと承知しております。

○馬場富君 この大店法についてのものでもそ  
うされども、商調協というものは百貨店法時代の  
調整のためにできた組織でしよう。どうなんです

おっしゃつたが、いままでは名古屋通産局六名で  
やつておるわけですよ。そうすると、複雑な調整  
なんかになつてくると地元商調協に任せると  
のがほとんどじゃないかと私は思つうんです。ここ  
らあたりに私は、この法律の中に商業としては出  
てこなければども、陰の力としては商調協が大きい  
と思います。そういう点で、商調協について局長  
の見解をひとつ説明してもらいたいと思います。  
○政府委員(島田春樹君) 商調協についての見解  
を一つの組織といふことでございます。ただ、実  
際上、先ほど申しましたように、本法の運用に當  
たりましてこの商調協といふのは、実際上は重要な  
役割を從来も務めてきたわけでござりますし、  
商工会議所の意見を聞く場合に、商工会議所で設置され  
る一つの組織といふことでございます。ただ、実  
際上、先ほど申しましたように、本法の運用に當  
たりましてこの商調協といふのは、実際上は重要な  
役割を從来も務めてきたわけでござりますし、  
商工会議所の役割りと、いふのは大きいといふふうに考  
えております。

○馬場富君 それじゃ商調協は、まず第一歩から  
聞きますが、何のためにできたんですか。

○政府委員(島田春樹君) 先ほど申しましたように、  
七条の関係で大店舗審議会の意見、その大店  
舗審議会が商工会議所または商工会の意見を聞か  
なければならぬといふことになつてゐるわけでござ  
いまして、この際に、これは百貨店法時代からの経緯  
もあるわけでござりますが、商工会議所、商工  
会に商業活動調整協議会といふものを設けて、そこ  
で消費者、学識経験者、小売業者というようなも  
ので構成されるそういう組織でいろいろ検討を  
して意見を述べるといふのが適当であろうとい  
ふことです。そこで設けられたものだと承知してお  
ります。

か。そういう点で、いまの大店法についても、やはりこの組織が調整のために非常に必要だということからこれがそのまま使われたり、あるいは、ないところについてはつくられたりしてきたというのが商調協の行き方じゃないか。そういう点では商工会議所や商工会の中から発生してきたものであって、自然発生的で、法的な根拠を持つて生まれたものではないということに私はこれは見たわけですからとも、その点はどうでしょうか。

○政府委員(島田春樹君) 商調協というものが法律上の制度であるかというお尋ねになるわけでございますが、法律上いわゆるこの根拠条文というのがあるかないかという意味では、それはそういう根拠条文はないわけでございます。ただ、商工会議所あるいは商工会というの、当該地域における商工業者の団体、これは会議所法なり商工会法にござりますが、そういう法律の趣旨から見まして、大店舗審議会から意見を聞かれたときに、その地域における商業活動の調整のあり方にについての見解を取りまとめて意見を提出するという立場には最も適した機関であるわけでございます。そういう機関でございますので、そこに意見を見聞することにしているわけですが、その商工会議所の意見を述べる場合に、やはり一つの何といいますか、運用といたしまして商業活動調整協議会といつたようななかつこうで消費者、学識経験者、小売業者の代表、その人たちがそれぞれの意見を広く代表する立場でここで意見調整を行うというようなシステムとしてできた、こういうふうに考えております。

○馬場富君 だから、発生は商工会議所あるいは商工会の中にできた組織だけれども、百貨店法のときの調整方法としてできました。だが、現在いわゆる大型店舗の全国的な進出によつてこれが非常に大きい役割りを果たしてきました。まだ、ないところについてはこの組織化が通産省から指導されて全國的にもできてきた。そういうことで、現在は発生については自然発生的な発生をしたわけだけれども、現状については結局大店法の調整の中の大

きい役割りを果たしておるというのが現在の私はあります。この組織が調整のために非常に必要だということからこれがそのまま使われたり、あるいは、ないところについてはつくられたりしてきたものが商調協だと、こう思っています。そういう点について、発生の時代といまとは全然状況が変わつてしまつて、いわば通産の直系的な機関のような活動をしておるというふうに見ていいんじやないか。また、そういう人員等の不足からして、現在まであって、自然発生的で、法的な根拠を持つて生まれたものではないということに私はこれは見たわけですからとも、その点はどうでしょうか。

○政府委員(島田春樹君) 商調協の何といいますか、位置づけと申しますか、そういうものについてどういうふうに考えていくかという問題でございますが、いま申し上げましたように、一応会議所というのが地域の商業活動についての意見を取りまとめて提出する立場にあるという認識のもと

○政府委員(島田春樹君) いま御指摘のありますか、つまりこうをとつておるわけでございます。したがいまして、制度上はその地元の意向というのは会議所等の意向を尋ねれば一応把握できる、こうあるといふように見るのが妥当ではないか。そういう点で、やはりこの商調協を重視して、そういう体制をとらなければいかぬというふうに思ふんですが、どうでしょうか。

○政府委員(島田春樹君) いま御指摘のありましたように、運用の実際上の問題としまして、商調協というのは非常に重要な役割りを果たしておるのではなくて、その運営の運営といふものにつきまして、私どもいたしましても十分配慮いたしまして、これの運用が先ほど申しましたように円滑、公正に行われるよう、今後なお改善の余地がないかどうかといふことを検討してまいりたいと思うわけでござい

ます。

○馬場富君 この商調協の組織についても、通産は全然関知しないんですか、それともその点で接觸があるんですか。

○政府委員(島田春樹君) 商調協の運用につきましては、一応どういったような、何といいますか、組織のあり方がいいかというものにつきましては、私どもの方で一応通達を出しておまりまし

たが行われるように私の方としても指導してまいりたいと思います。

○馬場富君 その運用のあり方については私自身、商工会議所や商工会を差しのけるということではなくて、もちろんその中の一つの組織だけれども、やはり立場がそういう重要な立場にある。

○馬場富君 これは通産から出た通達ですけれども、これにもやはり委員の任命等については、一  
つは通産に要請をするというか、これを届け出をしておるという、そういう通達が出ておるんじやないですか。これは接触はないわけですか。

○政府委員(島田春樹君) 商調協の委員の委嘱は、商工会議所の会頭あるいは商工会の会長が委嘱するということになつておりますが、その了承を得て行うというような運用にいたしております。

○馬場富君 それから次は、商調協の活動はそ

うように重要な活動ですけれども、予算措置で

す。

○馬場富君 これはもうあなたのいま言われたとおり、地元商工会議所や商工会に任せ放しということです。そういう点で、それに對して、通産がこの商調協に対し資料作成費として一件当たり十万元程度の費用を払つておるようですが、これも、これまで相済まぬことじやないかと私は思うんであります。そういう点で、それから次は、商調協の運営といふものにつきまして、私どもいたしましても十分配慮いたしまして、これの運用はほとんど会議費や調査費にもならぬし、紛争状況が多くなつて会議等が詰まつてきたり、これはとてもじゃないが予算の中に入つてくる問題じやないですか。それで、この予算措置等についてもひとつ今後どのように考えていくか、局長とあわせて大臣からも答弁いただきたいと思うんであります。

○政府委員(島田春樹君) いまお話をございましたように、商調協の設置されております商工会議所に對しまして、大規模小売店舗法に基づく勧告等の審査を行つたための資料作成についての委託費といふかつこうで、予算措置を講じておるわけでござります。これにつきましては、今後何といいますか、調整案件もふえてくることも考えられます

ので、そういった今後の法の施行の実態に合わせ





ます。しかし、一方におきまして、小売商業といふのは製造業に比べまして地域的な性格も強いし、またその商業施設というものが都市機能の重要な翼を担っている、先ほどもお話をございました。そういった点を考えました場合、調整に当たるまして地域的な観点というのも必要なところでありますかと思います。したがいまして、私ども今回の法律の改正につきましては、大規模小売店舗のそういう実態に即しまして、適切な調整が行い得るよう、それからもう一つは、從来からの調整の実績及び行政効率というようなものも勘案いたしまして、相対的に影響の範囲が大きいと第一種大規模小売店舗については通産大臣、それから第二種につきましては都道府県知事が調整を行つておられます。

○市川正一君 そうしますと、各自治体は現に自

治的な必要性もあって、それぞれ条例とかあるいは要綱といふふうのものをつくつて、地域経済社

会との整合性を図る努力を行つております。たと

えば、これは一例でありますけれども、大阪の豊

中市では、ここでは条例を設けて、二百平米以上

の新設店がある場合には、メンシユ方式といふ

うに呼んでおりますけれども、地域を縦横五百

メートルの網をかぶせて、そしてコンビニーター

によつていろいろ研究を行つて、そして地域との

整合性を重視した対応を定めるといふうな努力

を行つております。あるいは三重県の北勢町で

は、ここでは消費者、中小業者、行政、この三者

で町づくり実行委員会といふのをつくつて、大型

店舗の進出に対する対応策を研究しております

が、こういったそれぞれの地方自治体のいわば條

例あるいは要綱、これは大いに尊重して、今後も

行政の上で生かして指導に当たつていくといふ

見られないといふこと、それから出店をめぐる紛

うに考へてよろしうございますか。

○政府委員(島田春樹君) 現在、私どもが承知し

ております範囲で、店舗面積が五百平米以下であ

る建物というのを調整対象にしております条例を制定しておりますのは、三県十四市町村――条例でございますが、になっております。私どもの考

え方といたしましては、今回の改正に当たりま

す。

うに考へてよろしうございますか。

は、必要な場合にはそういう調整ができるというたてまえであるというふうに考えておりますので、許可制でなければそういうふうにはできないのではないかというふうには必ずしもならないのではないかというふうに思います。

ただ、それから、今回改正をお願いしているわけでございますので、最近におけるいろいろな新しい情勢というものに対応して、たとえば基準面積の引き下げ等とさらに新しく調整の強化というものを図つておるのは、この最近の実態に合わせてそういうふうにしておるわけでございます。

○市川正一君 島田さんは、午前の森下委員とのやりとりの中でも、許可制は原則禁止であるからまずい、しかし、原則自由の届け出制でちゃんと運用面で許可制と変わらない厳正な運用をしていくから心配ない、こういうふうにお答えになつたし、いまもその趣旨をおっしゃつたんですが、これは事実の問題を私繰り返し言つているだけです、論理的にも重要なすりかえがあるわけですね。第一に、われわれも、いわばこれは法律用語ですからあえて使いたくはないんですけど、原則禁止の許可制であるからすべて不許可にするというようなことは一度も言つていません。私たちの提案している法案もそうあります。その点は、あなた方が原則自由だからといって届け出さえすれば何でも許可すると言つていいというところと同じなんですね。ですから、その消費者利益あるいは地域経済、生活環境などとのつり合い、あるいは周辺中小零細企業への、あるいは業者への影響を考慮して整合性のとれた大型店の出店計画があれば、それは必要に応じて許可するといふのは少しも不都合でないわけです。だから、こういう立場は、何かすべて禁止がもう前提であるというふうなすりかえをされるのは、はなはだ論理的にもそれこそ整合性が合わない。実際、この五年間の運用の中で、そういう実態に即して多くの関係団体が届け出制から許可制への移行といふもの強く要求してきたことは御承知のとおりですね。たとえば、全日本商店連盟あるいは全

国商店街振興組合連合会等々、いずれも重要な関係団体であります。最近まで一貫して小売七团体が許可制を要求してこられたこと、これも御承知のとおりであります。しかも、もともと大店法は中小小売業者の事業活動を適正に確保することを大きな目的としておられたわけであります。また、きょうの政府趣旨説明の中にも、これは島田さん御自身が補足説明で述べられた一項目であります。そこで力説されたことは記憶に生きしいところであります。そうであるならば、今日多大の被害を受けている中小小売業者の事業活動をいわば適正に確保するためにも、届け出制でなく許可制にするということは、こういう五年間の経過、そして今日のこの実態から見て当然の帰着する結果だと私は確信するんですが、その中には許可制に答えるべきだと思います。

○政府委員(島田春樹君) 若干繰り返しになるか

ここに私持つてまいりましたのは東洋経済の統計月報でありますけれども、七月号、ここで興味あるアンケート調査が出ておりますが、全国の商工会議所、ここで調査を行つたいわば現行大店法に対する考え方であります。どう考えるかといふのは一般的、抽象的な説問に對しても、圧倒的

多数が現行法の抜本的強化を要求していまます。そ

して多くの商工会議所が明確に許可制への移行を切望しているわけであります。第一線でこれまで調整機能を実質的に果たしてきた商工会議所の調査結果を見ても、許可制こそがいわば時代の流れであり、要望であるということを示していると思

うんであります。

そこで、河本通産大臣にぜひお伺いしたいんで

すが、大臣のいわば地元でもあります姫路市です

ね、この姫路の商圏、いわば商業エリア、ことに、

御承知思いますが、三十にわたる大型店が進出

しております。さらにこれにニチイとかあるいは

ジャスコとか両方で三万六千坪という超大型店

の進出計画があつて、そのために国鉄の姫路駅前

の面から見ても、これは許可制への一つのバリ

エーションだと思ふんですが、実際にお詳しいこ

の姫路の状況、これは当然あの地域の加古川とか

高砂とか、あるいは龍野、あるいは相生一帯を含むエリアであります。よく御承知の大臣いかがでしようか。

○國務大臣(河本敏夫君) 姫路は、いまお述べべ

なりましたように、たくさんのお店がスープーがありま

して、さらにそこへ新しい計画もござりますが、

これは何分にも戦後五万であつた町がいま五十万

に近づいておりまして、しかも新しい都市計画、

地域開発もいまどんどん進んでおるという状態で

あります。いまお述べになりましたニチイなど

は、東洋紡の工場の跡地を市が買収しまして、そ

こへ新しい都市改造計画を進める一環として新

しいスーパーの誘致をしておると、こういうこと

であります。私はやはり何と申しましても、地

域開発もいまどんどん進んでおるという状態で

あります。いまお述べになりましたニチイなど

は、東洋紡の工場の跡地を市が買収しまして、そ

こへ新しい都市改造計画を進める一環として新

しいスーパーの誘致をしておると、こういうこと

であります。私はやはり何と申しましても、地

域開発もいまどんどん進んでおるという状態で

あります。私はやはり何と申しましても、地

域開発もいまどんどん進

でございますけれども、現行の大店法では、大規模小売店舗にテナントとして小売業者が入居する、その入居した小売業者が入れかわる、これは単純な入れかわりといったような場合でも、一応現行のたてまえでは、したがって入れかわり、したがつて、それからまた実態的にも周辺の中小売商に及ぼす影響がほとんどない、全く実態は変わらないというような場合でも、現行法では五条の規定の関係からしまして、四ヶ月間は営業開始ができないということになっておるわけでござります。今回の改正では、調整期間をさらに十分確保するために、五条の届け出時期というのを四ヶ月前から五ヶ月前というふうに一月延ばしておるわけでございますが、そいつたかこうにいたしました反面、いま申しましたよなことで実態的には全然問題のない場合について、ただその法律の規定の関係から一定期間営業開始ができないというのは、これは当事者にとって非常に過大な負担になるというふうに思われますので、そういうわけでございます。しかし、実際に営業が開始できるよう手当てを、一方では調整期間の延長をやると同時に、片一方ではそいつたような配慮をするという意味で、この勧告期間の短縮の規定を設けたわけでございます。

○市川正一君 そうすると、具体的にはたとえば中小売業者による、俗に寄り合い百貨店というふうな言い方もありますが、そいつたケースを指しておられるわけですか。

○政府委員(島田春樹君) 寄り合い百貨店だけではないと思ひますけれども、実際上、いま申しました趣旨からいたしますと、本規定の適用といふのはテナントが中小売業者の単純な入れかわりというような場合を主として想定しておるというふうに考えて差し支えないかと、要するに周辺に影響を及ぼさないということでございます。

○市川正一君 そうしますと、中小売業者の場合だけだというふうに考えて差し支えないわけですね。先ほどのお答えで私もそういうものとして理解して、時間がないので進めたいんですが、よ

ろしうござりますか。

そこでもう一つお伺いしたいんですが、今度の規定によつても、先ほども若干のやりとりがございましたが、商調協はなくならないわけでございませんが、商調協はなくならないわけでございませんね。

○政府委員(島田春樹君) さつきの規定のとあわせてお答えいたします。

さつき申し上げましたよなことで、この四条の規定を見ますと、当該届け出に係る事項が直ちに実施されても、その届け出に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動が、その周辺の中小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがないことが明らかであると認められる場合、こういうことでござりますから、そいつた実態を備えているものというこになると、中小企業に限るというわけではございませんが、実態的にはそういう場合であろうと、うふうに考えます。

それから、いまの商調協の問題でござりますが、商調協は今後残るかということになると、河本通産大臣も姫路の問題に例を引きながら、地元の了解なしにやつてはいかぬと、十分話し合つてやれとかから申しましても商調協というのは今後も残したい、残すということでござります。

○市川正一君 そうしますと、運用上の問題であ

りますけれども、これまでいわゆる事前商調協ということがございましたけれども、商調協が現に残り、そしてたとえば第三条に基づく大規模小売店舗の建物の申請が出た段階で、いわゆる事前商調協が動き出すということは、これも今後も当然あり得ることだと思いますが、そいつふうに理解していいですね。

○政府委員(島田春樹君) 大店法の現在の運用におきましては、商調協での地元の調整というのが実際に重要な役割りを果たしておるということはもうたびたび申し上げておるところでござりますが、なぜそういう運用をしていくかということですが、これはやはり非常に複雑な要因の絡み合つており、相当程度の影響を及ぼすかどうかといふ判断をする場合に非常にむずかしい問題もいろいろあります商業地区問題の調整といふものにつきましては、やはりそういう点について地元の関係者の間で十分に意見の交換というのがなされることがあります。それが問題を円滑に処理し、実際問題としての判断をしていく上に、そういうかつこうで議論を詰めていくことが望ましいというふうに理

考しているわけでございまして、そういう意味で商調協といふものを今後も残していきたいというふうに考へておられるわけでござります。

いまの地元の了解というお話をございました。

○市川正一君 そうしますと、今までの、政

府、通産省も御承知のように、中小売店の業者の方々が大規模店のいわば無秩序な進出はある程度抑制してきたのが、こういう事前商調協の論議の中で、いろいろいわば五条申請を抑えてきたと改訂によつても、先ほども若干のやりとりがございましたが、商調協はなくならないわけでございましたが、商調協はなくならないわけでございませんね。

さつき申し上げましたよなことで、この四条の規定を見ますと、当該届け出に係る事項が直ちに実施されても、その届け出に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動が、その周辺の中小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがないことが明らかであると認められる場合、こういうことでござりますから、そいつた実態を備えているものというこになると、中小企業に限るというわけではございませんが、実態的にはそういう場合であろうと、うふうに考えます。

それから、いまの商調協の問題でござりますが、商調協は今後残るかということになると、河本通産大臣も姫路の問題に例を引きながら、地元の了解なしにやつてはいかぬと、十分話し合つてやれとかから申しましても商調協というのは今後も残したい、残すということでござります。

○市川正一君 そうしますと、運用上の問題であ

りますけれども、これまでいわゆる事前商調協といふものが、やはり非常に複雑な要因の絡み合つており、相当程度の影響を及ぼすかどうかといふ判断をする場合に非常にむずかしい問題もいろいろあります商業地区問題の調整といふものにつきましては、やはりそういう点について地元の関係者の間で十分に意見の交換というのがなされることがあります。それが問題を円滑に処理し、実際問題としての判断をしていく上に、そういうかつこうで議論を詰めていくことが望ましいというふうに理

考しているわけでございまして、そういう意味で商調協といふものを今後も残していきたいというふうに考へておられるわけでござります。

○政府委員(島田春樹君) 若干誤解があるといひませんので申し上げますが、大店法の仕組み、先ほど懸念があると申されましたけれども、大店法は届け出を出して一定期間たてば自動的に認めら

れるという仕組みにはなつてないのは御承知のとおりでございまして、その届け出の内容を審査をいたしまして、七条の要件に合致する場合には必要な勧告あるいは命令を審議会に諮りまして、通産大臣が出すという仕組みになつておるわけでございます。したがいまして、届け出が出されたから、もう当然にそれは認められてしまふんだということではない、そこは法律の要件に従つて調整が行われるということであるというのが法律のたてまえでございますので、届け出がされたからといって直ちに云々ということには当たらないというふうに私は考えております。

それから、商調協の運用につきましては、先ほ

ども申し上げましたように、そういうかつこうで調整をしていくこと、そして当事者間でいろいろ話し合つて意見の交換をして、意見の一致を見るように努力をするということが非常に大事であるという点につきましては私も異存がないわけでございますが、そのやり方につきまして法律上ただまえというものとの関係等もいろいろ考え、運用につきましては、今後さらに検討したいといふうに考えております。

○市川正一君、衆議院などでも地元意見をよく反

映して、そして勧告あるいは命令などによって店舗面積の全部の削減あるいは無制限の開店日の繰り延べということも可能であるというふうにおっしゃつているわけですから、したがつて、私はいままの運用の面、その根本の精神において地元の意見もよく聞くというふうなことを、いわばトータルして、その基本点は積極的に理解したいんであります、しかる現実には島田審議官も御存じでありますけれども、結局このトップセンターが大規模小売店舗でない、つまり千五百平米以下の店舗だと偽つて、開店してみると百平米以下のお店舗は二千七百平米あったという、いわば悪質な違

法行為を行つておるわけですね。しかも重要なことは、第一に地元商店は開店前から、これは大規模店だから指導するようだ大阪の通産局に陳情したことですね。ところが、通産局はこれを放置したんですね。ところが、通産局はそれを放置したという点があるわけですが、第二に、こういう違法を行つておきながら法律上勧告、命令の対象となりない五条二項に基づく申請が行われて、通産局もこれを受理しておるというような、現に一つの例であります、起つてあるわけであります。先ほど私、矢野局長から伺つたでは、幸い近く通産省の御指導によつて関係者の協議が始まつて、そういうふうに伺つておりますので、まことに結構であります、私はこういうことからも、やはり勧告、命令の問題もそれが本当に生かし切れるかどうかは、こういう地元の意見をよく聞く、それを大いに尊重するということがなければ生かされないと思うんであります。

○政府委員(島田春樹君) 全般的にまずお答えい

りますと、私ども再々この委員会で申し上げておきますように、商調協の運用というものが本法の何といいますか、円滑な運用のためにはきわめで重要な役割りを果たしておるという点につきましては、私どももそういうふうに理解をし、そ

ういう運用をしておるわけでございますので、そ

ういう趣旨について各通産局ともその趣旨を誤解し

て重要な役割りを果たしておるという点につきま

しては、私どももそういうふうに理解をし、そ

ういう趣旨をしておるわけでございます。

○市川正一君、衆議院などでも地元意見をよく反

映して、そして勧告あるいは命令などによって店

舗面積の全部の削減あるいは無制限の開店日の繰

り延べということも可能であるというふうにおっ

しゃつしているわけですから、したがつて、私はい

ままの運用の面、その根本の精神において地元の意

見もよく聞くというふうなことを、いわばトータ

ルして、その基本点は積極的に理解したいんで

あります、しかる現実には島田審議官も御存

じでありますけれども、結局このトップセンタ

ーが大規模小売店舗でない、つまり千五

百平米以下の店舗だと偽つて、開店してみると百平米以下の店舗は二千七百平米あったという、いわば悪質な違

法行為を行つておるわけですね。しかも重要なこ

とは、第一に地元商店は開店前から、これは大規

模店だから指導するようだ大阪の通産局に陳情し

たんですね。ところが、通産局はそれを放置した

という点があるわけですが、第二に、こういう違

法を行つておきながら法律上勧告、命令の対象と

ならない五条二項に基づく申請が行われて、通産

局もこれを受理しておるというような、現に一つ

の例であります、起つてあるわけであります。先ほど私、矢野局長から伺つたでは、幸い近く通産省の御指導によつて関係者の協議が始まつて、そういうふうに伺つておりますので、まことに結構であります、私はこういうことからも、やはり勧告、命令の問題もそれが本当に生かし切れるかどうかは、こういう地元の意見をよく聞く、それを大いに尊重するということがなければ生かされないと思うんであります。

○私、最近報告を受けた問題で、名古屋の通産局

で、これ九月一日のこととありますけれども、大

規模小売店舗審議会地方部会に、これは豊橋の商

調協の答申、それも十三対一で決定された答申を

全面的に否定して、そして出店者側の申請を全

て認めると、全く地元意見を無視した決定を

行つた例があります。それだけでなしに、豊橋の

商調協の委員が、それじゃ一体どういうことかと

いうことで、名古屋の通産局の益戸商工部長に説

明を求めたところ、この部長が私の言つことに逆

らうやつは民間が共産党だ、豊橋商調協がなくて

も困らぬというような驚くべき暴言をはいており

ます。これは中日新聞の九月二十五日付の報道

がこれを事実として示しております。私はこうい

う一連の事実が示しているよ、いわば地元意

見を十分反映して勧告もいたしますと言つても、

思つております。

それから、大店法全体の運用につきまして重ねて申し上げますが、私どもいたしましては、先ほどもお答えいたしましたように、法七条の精神といふものをお忠実に運用していくふうに考えておるわけでございます。

○国務大臣(河本敏夫君) いずれにいたしまして

も、真相をよく調べまして誤解を生ずることのないような言動をするように、十分注意をいたしましておるわけでございます。

○市川正一君 私、いろいろお伺いしまして、結論としてやはり都道府県知事の許可制などを柱としたわが党の改正案こそが、いまの情勢にこたえ

答えていただきたいし、加えて、わが党もあるい

ことを指摘して、質問を終わらせていただきます。

いがかり、この商工部長に対しては厳正なる措置

をとるべきであるということを私は強く要望いた

しますし、この点については大臣の御見解も承り

たい。

○政府委員(島田春樹君) 全般的にまずお答えい

りますと、私ども再々この委員会で申し上げてお

きますように、商調協の運用というものが本法の

何といいますか、円滑な運用のためにはきわめ

て重要な役割りを果たしておるという点につきま

しては、私どももそういうふうに理解をし、そ

ういう運用をしておるわけでございます。

○それから、いまのお話のありました豊橋の件に

つきましては、そういう新聞報道が行われたよう

でございます。私どもが知つております限りにお

りでございます。私どもが知つております限りにお

を用いていただかなければ、またぞろ一年を経過せずしてこの法律を見直さなければならない。あるいは法律は一人で歩いておるんだけど、別な道を行政が歩くというような複雑怪奇になれかねないと思いますので、その辺をまずもつて御注意申し上げ、冒頭に審議官のお考えを聞いておきたいと思います。

も申し上げましたようにいろいろな意見があつた  
わけでござります。したがいまして、これについ  
ては御承知のように昨年、小売問題懇談会で学識  
経験者に集まつていただきまして問題点の整理を

行い、さらに本年に入り、中政審及び産構審ないし合同小委員会で議論をし、各方面的見方につきまして議論をしました結果、一つの意見具申というものを得た。それをもとにして法制定化したということになりますので、いろいろな意見といふものを総合的に取り入れて今回の改正を行つたものというふうに考えております。

○政府委員(島田春樹君) 法律的な根柢といふことになりますと、御承知のように、商調協といふのは、法律上は先ほどもお答えいたしましたように、七条の規定のところを通産大臣が勧告をする場合、あるいは命令をする場合——七条は勧告の場合ですが、その場合に大店審の意見を聞く。大店審が今度は商工会議所または商工会の意見を聞くということになつておるわけでございます。商工会議所、商工会の意見を聞くという場合に、これは百貨店法時代からの経緯もあるわけでございまが、商工会議所、商工会に設置しております

商調協、商業活動調整協議会というところで、消

○政府委員(島田春樹君) これは一種の事実たるのか。  
○藤井恒男君 商調協はそうであろうが、私が言っておるのは、いわゆる事前商調協。いわゆる事前商調協というものは何に基づいて行われておる協の意見を聞くというところがスタートになると思います。

慣行というふうに考えていいんじゃないかと思ひます。

○藤井恒男君　この事実たる慣行は、今度の法改正後も引き継がれるのであるかないか。  
○政府委員(島田春樹君)　先ほどもお答えいたし

ましたけれども、大店法の運用をしていく場合に、商調協というものが実際上従来の運用におきましては非常に重要な役割りを果たしてきたわけですが

ざいます。それはやはりこの大店法の運用、特に商業調整といふものの実態にかんがみますすれば、いわゆるどこに行こうかはまつたく決まる

消費者、小売業者それから学識経験者というような構成からなるこの商調協で意見調整を行い、これをスムーズに行うためにはその地域における

十分問題点を詰め、意見の調整を図るということが、法の運用を円滑にする上に非常に重要なと考へておるからでございます。

ただ先ほども申し上げましたが、今回改正が行  
われますし、それから従来三年余の実績といいうも  
のがござります。その間のいろいろな諸問題の裏

のかるとして、その間のいろいろな面接者の意見の交換による実態の把握をもとに、この商調協の運営というものをより適切にしていく

く余地があるのでないかというふうに考え、そういう点について検討はしたいということは先ほどお答えしたところでございます。

○藤井恒男君 私は法に基づくこのいわゆる地元

民主主義、しかも大型店と中小店が共存共榮の実

を上げるための建設的な話し合いということはきわめて重要であるし、必要だと思うんだけど、いま私が指摘した事前商調協、それは法律に基づく

ものではなく、単なる行政介入として手を染めた結果が、あたかもそれが法律に基づくがごとく全國をひきこなしてくる、いつから貴子に下さるやう

自分の仕事しておる。それが何物かと云ふものが、あつて、これはきわめて問題であるといふうに思うんです。うまくいっておるところであれ

ば、それはそれなりによかろうけれど、たとえば別な見方をする人もおるけれども、私は熊本のダイエー出店問題などを見る限りにおいて、その商

調協が必ずしもうまくいくとは思わない。私の手元にこれ九州の大学の教授四十名が連名してそのことを旨箇してあります。大本、まだ大学

の教授ということになれば、学識経験者、俗に第  
三者と言わわれている方たちですから、その人が四

十名もこぞって世にアピールしなければならない  
ということは、私は憂慮すべき問題だと思いました。  
す。

なお、県が公式に行つたところの世論調査においても、自由に進出した方がいいという数字が五三・一%という数字が出ておる。これは県民意識調査

調査です。しかも、十六万に及ぶ署名といふものも現に出ておる中から、三度にわたってゼロ回のもと、二十二回のものとして、直ちに

答：ということは、一株これはどういう運営なのか  
というふうに私は思うんです。そして、それがいい  
わゆる法の根拠に基づかないまあ慣行と称する事

前商調協として効力を持つていいとするならば、一体消費者利便というものはどうなつておるんだろう。消費者の声というものはどこから反映され

るだらうという疑念を持たざるを得ません。したがつて、このことについて私は掘り下げてお答えを乞ひます。こう一考思ひましたしが、二つからぬ方に多く

の法律が歩き始めた後、私は行政面でつかり者を得ようと、とも思いましたが、これがどうのどうで、正直にいって、つかり者をつけていたときも、思っていたとおりです。

そこで、次に御質問申し上げますが、衆議院の今回のこの審議過程で、削減命令に関して通産大臣がとうにこの削減命令はゼロ

○政府委員(豊田春樹君) 私どもの考え方には、い



と思うんです。この二つをどうやってはぐくんでいくかというのが今日的な課題だと思うんだけど、ともすれば社会政策的な側面が先に出て規制の方向に走る。規制の方向に走るということは、裏を返して言うと、消費者利便がその面において損なわれることにはならないか。今回の円高問題でも、円高のメリットが直接受け者に還元しないかじゃないか、どこが悪いんだ、結局、日本の流通機構が非近代的である、だからこいつをもつと簡略化するなり、こいつをもつと合理化を図るなら、メリットがストレートに消費者に入るじゃないか、という論が非常に多いことは御承知のとおりだと思います。その面から見ても、私は見失ってならない側面があるけど、何とかそれを避けて通ろうとしておるのが現在の政府の姿勢だらうと思うのです。このところは、私は大型店が来る来ると言つて騒いでおるところもたくさんあるけど、別な大型店をもつて見るなら、むしろ核テナントとしての大店を誘致する、そしてその顧客吸引力を利用して、在来の中小小売店も自助努力の中から売り上げを伸ばすということをやり、成功している事例もたくさんあるわけなんだから、この面はとかく目をふさいで、まだ来てないところが来るから死ぬんだ、来るから其倒れるんだという声がずっと出てきて、ともかく大は悪なりという形での論議が渦巻いておることは、これはやっぱり考え方なければならないことだと思うのです。だから、消費者の利益というものをどこに見詰めていくのか、そして消費者、物言わぬ消費者が何を求めておるのか、それにはどう小売業を対応せしめていくのか、そういう中で過剰な出店、集中出店によつてダメージを受ける中小企業があるなら、これは無利子の金を貸すすべだつて幾らもあるんだから、その出店機会を少しずらすなり、あるいは自助努力とともに生きる道を模索せしめるという方針に向に論議を発展せしめるべきであつて、いたずらに規制することは、それは革新でもなんでもない現状固定であつて、一定の商圏を奪われまいとすることで、私ははなはだ背を向ける行為だと思

うんです。消費者利益、流通近代化に背を向ける行為だと思う。だから、私はこの小売業こそは自由市場でなければいけない。そして、小売業の形態は消費者のニーズに伴うものであって、消費者が選択すべきものである。だから、自由競争を神外するということはいかがなものか。そういう中から社会的側面で中小小売業、生業はどうやって守っていくかという発想を導いていくべきだと私は思う。その辺について、とかく行政の面においても、法の審議の過程においても、あるいは通産省の答弁においても、いさざか本法施行の趣旨、あるいは消費者という視点を失った論議がまま行われ、答弁もそのように流れがきらいがあるのでも、私の考えを少し申し述べて大臣のお考えをお聞きしておきたいと思うんです。加えて、大臣は時あらば総理大臣になられる方なんだから、どうぞひとつその辺は勇気を持って答えておいていただきたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君)　お答え申します。

安定成長時代に入りまして片方に流通近代化の要請、それから消費者利益の保護という問題、片方でいわば中小小売商の事業活動の機会の確保という要請は、ともにそれぞれ強くなってきておりまして、その調和をどうやって図っていくかというのが非常に重要な政策課題であろうと思います。いずれにいたしましても、小売業というのは最終的には多様な消費者ニーズに対応して新しい時代の要請に対応した業態というかっこうで、それ各業態が発展をしていくというものであります。いすれにいたしましても、小売業というのは中で、特に私どもとしましても、小売業というのには本来小回りのきく中小企業に適した分野でもありますので、適切な調整策と振興策というものの組み合わせていくということによりまして、大店、中小の小売業というのがそれぞれ特色を發

うんです。消費者利益、流通近代化に背を向ける行為だと思います。だから、私はこの小売業こそは自由市場でなければいけない。そして、小売業の形態は消費者のニーズに伴うものであって、消費者が選択すべきものである。だから、自由競争を疎外するということはいかがなものか。そういう中から社会的側面で中小小売業、生業をどうやって守っていくかという発想を導いていくべきだと私は思う。その辺について、とかく行政の面においても、法の審議の過程においても、あるいは通産省の答弁においても、いさか本法施行の趣旨あるいは消費者という視点を失つた論議がまま行われ、答弁もそのように流れきらいがあるのです。私の考えを少し申し述べて大臣のお考えをお聞きしておきたいと思うんです。加えて、大臣は時あらば総理大臣になられる方なんだから、どうぞひとつその辺は勇気を持って答えておいていただきたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君) 問題の焦点は、いまお述べになつたようなところであります。今後の運営につきましては、いまお述べになつたような点を十分気をつけてまいります。

○政府委員(島田春樹君) お答え申します。

押しながら発展していくのを考えております。今回大店法、商調法というのを出しておきます。それは片方では法律にありますように、消費者利益の保護を配慮しながら中小の、要するに小売業の事業活動の適正な確保ということを図っていくという法律でございまして、私どもはその法律の趣旨に忠実に運用していきたいと考えております。

○柿沢弘治君 最後になりましたが、大店法改正法案に関して若干の質疑をいたしたいと思ひます。

ただいま藤井委員からも御指摘がありましたが、現在の大店法の趣旨というものが小売商業の調整であると同時に、やはり消費者の利益を十分配慮したものでなければいけないというふうに私も考えますが、その点についてまず大臣のお見えをお聞きしておきたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君) いまのお話は、小売業界の利益ももちろん気をつけねばならぬが、消費者の立場も当然考えなければならないという御意見でございますが、その点は全く同感でございます。

○柿沢弘治君 今までいろいろな議論を伺つておまりましても、ともすれば小売商業者間の調整という問題が重点になつていて、消費者の利益というものが陰に隠れてしまつて、政治といつます。これはわが国だけではなくて、政治といつもののがともすれば生産者本位、組織された有権者本位に動いているということの一つのあらわれだらうと思いますが、それが続していく限りは一般の有権者、国民の政治不信というものが改まらないのではないか。そういう意味では、私はこの一つの法律の改正という問題だけではなくて、この「国会の審議のあり方もしくは各政黨の見解」というものが、ある意味で日本の議会制民主主義の将来といつものにもかかわってくる重大な意味を持つているよう思うわけです。そういうといふと、か大きさに聞こえますけれども、やはり現在の仕組みというものが、大店法の第一條というものが

「消費者の利益の保護に配慮しつつ」とありながら、実際の運用面でなかなかその点が有効に機能をしていないといういら立ちを、多くの消費者は持っているのではないかどうかというふうに考えます。

その点で、先ほどから問題になっています商調協といいますか、調整の仕組みの問題についても伺いたいと思うわけですが、先ほどから第五条の届け出をする前の事前の手続としてのいわゆる事前商調協という話が何度も出ております。これについては、今後とも從来どおりやつていくんだなという意押しが何度もされておりますが、これはいま藤井委員からも御指摘がありましたように、法律に基づく手続ではない、慣行だというふうにおっしゃいましたけれども、私は、日本がやはり法治国家として存続する以上、法に基づいた権利というものを行政の手続において圧殺をしてしまうということは、決して好ましいことではないのではないかだろうか。ともすれば地域エゴと言われる状況の中では、そういう問題が出ております。これだけではなくて、公共事業の施行についても、日照権の問題についても、さまざまな分野で法律に基づかないいろいろな調整というものが必要になつてゐる。これも法律の不備であれば、法律を直して住民のいろいろな考え方、希望というものを取り入れなければいけませんけれども、同時に、そうしたものが一般化してしまっては法治国家としての日本のあり方にもかかわるのではないだろうかというふうに思つてゐるわけですが、通産省としてできる限り新しい法律で規制の強化をされてくれるわけでございますし、地元のさまざまな利害関係者の見解も今まで以上に十分に取り入れられるといいますか、調整をされる期間があるわけでございますから、法律以外の手続というものについてはできる限り簡素化をしていくといふ方向で考えるのが筋ではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○政府委員(島田春樹君) 商調協、大店法のいまの運用、商調協という一つのところで地元での調

「消費者の利益の保護に配慮しつつ」とありながら、実際の運用面でなかなかその点が有効に機能をしていないといういら立ちを、多くの消費者は持っているのではないかどうかというふうに考えます。

その点で、先ほどから問題になっています商調協といいますか、調整の仕組みの問題についても伺いたいと思うわけですが、先ほどから第五条の届け出をする前の事前の手続としてのいわゆる事前商調協という話が何度も出ております。これについては、今後とも從来どおりやつていくんだなという意押しが何度もされておりますが、これはいま藤井委員からも御指摘がありましたように、法律に基づく手続ではない、慣行だというふうにおっしゃいましたけれども、私は、日本がやはり法治国家として存続する以上、法に基づいた権利というものを行政の手続において圧殺をしてしまうということは、決して好ましいことではないのではないかだろうか。ともすれば地域エゴと言われる状況の中では、そういう問題が出ております。これだけではなくて、公共事業の施行についても、日照権の問題についても、さまざまな分野で法律に基づかないいろいろな調整というものが必要になってしまっている。これも法律の不備であれば、法律を直して住民のいろいろな考え方、希望というものを取り入れなければいけませんけれども、同時に、そうしたものが一般化してしまっては法治国家としての日本のあり方にもかかわるのではないだろうかというふうに思っているわけですが、通産省としてできる限り新しい法律で規制の強化をされてくれるわけでございますし、地元のさまざまな利害関係者の見解も今まで以上に十分に取り入れられるといいますか、調整をされる期間があるわけでございますから、法律以外の手続というものについてはできる限り簡素化をしていくといの方針で考えるのが筋ではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○政府委員(島田春樹君) 商調協、大店法のいまの運用、商調協という一つのところで地元での調

お尋ねのとおり、この間の運用は、やはり実際その小売商業の調整がござりますのは、やはり実際その小売商業の調整がござりますので、そういうところでは十分議論が闘わる所であります。それで、そういうふうに考えておるわけでございまして、この商調協の運用心でござりますが、調整を円滑に進める上に非常に重要な役割りを果たしているというふうに考えますので、私どもとしましては商調協という制度は今後も残していきたいというふうに考えておるわけでござります。ただ、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、法律施行後三年余、四年程度の運用の実績で、この商調協の運用心でござりますが、この委員会でもいろいろな角度からいろいろ御議論ございました。で、いろいろな御意見ござります。したがいまして、運営をより適切にする余地があるんではないかというふうに、そういう点につきまして今後関係者の意見も十分聞きながら、その改善について検討していくたいと考えておるわけでございます。

正が行われているわけでござい  
正との関係も考えまして、私ど  
たような意味で、商談という  
具体的にどういうふうにしていく  
適切な運用であるかということ  
と、こう思ふわけでござります  
○柿沢弘治君 今後検討してい  
で、ぜひ検討をお願いしたいと  
ごるまでに結論を出される予定  
○政府委員(島田春樹君) この  
めいただきました後、六ヵ月以  
行をすることになります。  
て、法の施行のときは、やは  
つきましての考え方を明らかに  
かと思いますので、それまでの  
たいというふうに思います。

○柿沢弘治君 それでは、法施  
か法律に基づかないさまざまなもの  
もしくは手続というるものについ  
ものをぜひ考えていただきたい  
ます。

それから同時に、三条の届け  
があるようにもうけですが、  
ては事前にやはりいろいろな意  
めている。通産局の窓口等では  
ているようです。それがさらに  
ききかけとしては、ことしの三  
達がございますけれども、この  
時に当然廃止をするということ  
ますが、そう考えてよろしくう  
○政府委員(島田春樹君) この  
するに新しい改正法ができると  
までの間いろいろ駆け込みがあ  
ば自粛するという意味で通達が  
ので、法律が施行されればその  
度運用が行われるということに  
す。

○柿沢弘治君 そうなれば、当  
調整というものは、窓口では要

ます。そういう改  
正法に従つて今  
なうかと思いま  
す。それがよりいいか  
で考へていきたい  
と思いますが、いつ  
でしようか。  
法律が国会でお認  
内ということとで施  
。したがいまし  
りいろんな運用に  
する必要があるう  
間に鈴木検討をし  
行の日までに何と  
現在の行政指導、  
ての簡素化といふ  
いうふうに思ひ  
出についても問題  
三条届け出につい  
味で地元調整を求  
そうしたことをして  
激化された一つの  
月の通産次官の通  
通達は法施行と同  
になるんだと思ひ  
ございますか。

うになりますね。

○政府委員(島田春樹君) 大店法の三条に基づく届け出というのは、建物がこの法律の調整対象である大規模小売店舗であるかどうかということを確認するために届け出が行われる。届け出がありますと、これを官報に公示いたしまして広く関係者に周知して、そして官報で大規模小売店舗の公示というのを行ふかつこうで、広く関係者に周知するというかつこうになるわけでございます。したがいまして、ただ私どもいたしましては、一応三条の公示がなされていわば調整が始まるといつかつこうになるわけでございますので、建物の概要が明らかでないようなることは困りますけれども、建物の概要も明らかである。それからもう一つは、商調協の審議体制というのが整つてないといふことは、やはりまずいということがございますが、そういったような情勢が整つておる場合には、速やかに届け出が行われるようにしていくのが筋だというふうに考えております。

いだらうか  
當といふの  
力的にいわ  
制、そい  
か、いろん  
用から見ま  
のもござ  
考えていく  
しかし、こ  
げましたよ  
行われると  
行はれると  
いうふうに  
より適切で  
す。そうい  
うかつこ  
行われるよ  
うふうに  
○柿沢弘治  
域の商譲協  
わけですね  
○政府委員  
は、従来も  
で、どうい  
いといけな  
ても考え方  
て、もし考  
は改めてそ  
にしたいと  
○柿沢弘治  
策局長通達  
うに伺いま  
れるのも当  
に考えてよ  
○政府委員  
ようなかつ  
ます。  
○柿沢弘治  
を機会に新  
関係の小売  
り消費者のひ  
いくという

というような問題あるいは商調協の運営を何といいますか、地元で積極的に精緻な話し合いで結めて行われるような体制をどう考えたらいいんだろうな点があるうかと思します。従来の運営でも非常に長くなっていますが、これは一面におきましては先ほど申し上げたように、地元で何とか円滑に話し合いかかという点につきましていろいろな点を参考までして、どううでその商調協の運営をしていくのが、いうことが必要だという点もございましょう点いろいろな点を考えまして、どうあるかということを検討したい、こう考えております。

君 そうした検討の結果は、当然各地に対し指導されるということになる。

(島田春樹君) 商調協につきまして通達を出しておるわけでございますのうかつこうにするか、もう少し考え方だと思いますが、いずれにいたしまして、関係者とも十分相談をいたしまして方がまとまれば、それにつきましての考え方を何らかのかつこうで明らかにうふうに思います。

君 従来も商調協については、産業政策いろいろ指導しておられるというふうなだけれども、そうした形でまとめられることは、この法律の施行日までというふうろしゅうございますね。

(島田春樹君) その施行に支障のないこうで準備をしたいというふうに思いましたが、その辺について、やはり法律改正新しい体制というものをつくり上げて、商業者の皆さんの納得と同時に、やはり納得も得られるような体制をつくってこれがからの行政の姿勢として

私は必要だというふうに考えておりますので、通常省といたしましても、ぜひこうした方向でお考えをいただきたいというふうに思います。

それから次の問題は、現在地方公共団体の条例でいろいろ規制が行われておりますが、その中には先ほどから他の委員からも指摘されておりますように、新しい改正法案以上の規制を課しているところもございます。その点については新法施行を機会に新法のあり方というものに合わせる、そうした形で指導されるというふうに伺っておりますが、どう理解してよろしくうございますか。

○政府委員(島田春樹君) 時間の関係もあると思いますので、先ほど御答弁しましたのを繰り返し

るに、私ども先ほど申し上げましたような考え方につきまして、各自治体に対しまして私の方としては要請していきたいというふうに思います。簡単に申し上げますと、私どもいたしましては、本法の今度の改正法が制定された場合、それに従つて自治体にも第二種については権限が移るという、県知事にお任せするという関係、それから五百平米以下につきましては、私どもいたしましては、届け出制というかつこうで一律に把握するというふうには調整の実態が從来の紛議の実態、それから顧客吸引力等の面から見ましても、そこまでの必要があるだらうか、問題がある場合には商調法で対処し得るのではないかというような考え方を持つておりますので、条例が直ちに、五百平米未満の条例が、その内容いかんによりましては、もちろん直ちにその条例が効力を云々という問題ではないわけでございます。これは条例個々について具体的に判断されるべき問題であろうかと思いますが、私どもの考え方いたしましては、いま申しましたような考え方から言いまして、今回の改正で小売業の調整につきましては、大店法、商調法によって実質的に十分対処ができるというふうに考えておりますので、そういうた考え方で都道府県に要請をしていきたいというふうに考えております。

○政府委員(島田春樹君) 大臣のお話になる前に一言私どもの考え方を申し上げさせていただきたいと思います。

いまお話をありましたように、今後いわば経済が安定成長路線になつていくといふような場合、この流通のあり方といふものは、いわば従来の量的な拡大といふものから質的な改善、それによつて一般の国民生活の安定あるいは経済の均衡ある発展といふものに資するといふ意味では、質的な改善を進めるといふことが非常に重要であるうういうふうに考えております。御指摘のように、流通の問題といふのは非常にむずかしい面がござります。しかしながら、私ども基本的には先ほどどちらよとお答えいたしましたけれども、本当に特に末端の小売部門になりますと、やはり消費者のニーズにいかに対応していくかということが必要であると思ひます。流通部門全体として考えた場合には、流通部門の近代化といふものを一層進めしていくという意味で、私ども從来もたとえば商取引、それから情報の流通、物的流通、こういった各段階につきまして流通機能の高度化を進めるために、微力ではございますが努力しておるわけでございます。

それからまた、業種別の流通実態といふやうな、流通といふのがまだそれによつて違つてしまりますので、そういうものにつきましても、業種別の流通実態に基づきまして流通近代化構想を策定するというようななかつこうで、現在いろいろ対策を講じつつあるわけでございます。いずれにいたしましても、私どもいたしましたは、今後さらに施策の充実を図つていきたいと考えております。

○国務大臣(河本敏夫君) 一言で言いますと、今後とも大店法による調整対策と振興対策とを総合的に推進することによりまして、中小小売商業の近代化を図つていく、このような考え方でござります。

○柿沢弘治君 通産大臣には、実はこれからも商業政策のあり方といいますか、重点の移行といたしまして、中小小売商業の近代化を図つていく、このよう考え方でござります。

(声) そういう意味で私は振興対策というものをもう少し通産省として重点的にやっていく必要があるのではないかと思います。流通近代化についての施策を努力していらっしゃるというお話をありました、大変結構なことでございますが、一層の充実をお願いいたしますけれども、特に大店法との関係で言えば、商店街の振興対策というものがそれ物の中に入っているというのと同じわけでございますから、そういう意味では商店街振興対策について一つのブロックとして振興をしていく、いわば大規模店舗というのは一つの商店街が一つの入射物になるのではないだろうか。関連の商店街については、現在そうした問題についてはどのようになりますか、現在そうした問題についてはどのようなり、将来についてどんな対策を講じようとしているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(左近友三郎君) 御指摘の商店街の振興対策につきましては、従来からも中小企業の近代化施策の重要な柱ということで推進をしておるわけでございます。中小企業振興法に基づきます認定を受けました商店街近代化事業に對しましては、中小企業振興事業団から県へ資金を貸し、県から融資するという高度化資金の融資を初め、そのほか中小関係三機関からの助成制度というようなものも十分充実をしておるわけでござります。

そのほか、商店街振興組合が行います各種活動に関する助成あるいは商店街改造計画の策定をする場合の補助というふうな、各種の振興策を講じておるわけでございます。しかしながら、まだ対策が十分であるとは確かに言えないといふことでございますので、来年度につきましては、商業対策に関する予算を飛躍的に拡充をさせたいということで、商店街対策にいたしましても、いま申し上げました高度化資金の助成の方法

〇柿沢弘治君 私は、実は東京の下町に住んでおりますが、近くの商店街、この繁盛ぶりはなかなか大したものでございます。それから縁日のときの雜踏ぶり、これも数年前から比べると非常に顕著な状況です。そういう意味で、私は魅力のある商店街づくり、それからそこで何らかの縁日とか、祭りとか、イベンントをつくっていくといううなことをやつていけば、かなりの吸引力があるのではないかと思うのです。その意味で、小売り商業の皆さんの一層の努力と、集団としてのいろんな創意工夫というものが私はあつていいのではないかと。封建時代の町の顔というのはお城だったと思ふけれども、現在やはりそれの町を特徴づけるものは、商店街のあり方だと思うわけですね。そういう意味で、最近地域主義、地域社会の振興ということが言われておりますが、どこへ行くとも何々銀座というような画一的な非個性的な商店街をつくるのではなくて、その地域に特徴的な魅力的な町づくり、商店街づくりをしていくことです。私は商店街の皆さんにもときどきそういうことを申し上げるわけですけれども、それに比べてはどうもわが國のそうした対策、非常に立ちおくられており、まだまだ十分でないということは事實だと思います。それは先ほど申しましたように、そして通産大臣に質問を投げかけましたたよ

今までの産業政策というものがともすれば製造業中心、素材産業中心であったことのあらわれではないだろうか。中小企業対策というのも中小製造業中心であつたという点が、やはり流通部門、小売り部門の魅力ある発展というものを阻害してきたといいますか、足踏みをさせてきたんだと思いますので、ぜひ中小企業庁、通産省のその分野での一層の充実をお願いをしたいと思います。

それから最後に、こうした振興対策というものをこの大店法の運用の中に何とかつなげられないだろうか、つまり大規模店舗の進出で被害を受ける、困るという形で苦情の出てきている、その地域の商店街もしくは地域社会というものに、いま言つたような商店街の振興対策もしくは小売り商業の振興対策というものを重点的に行つていく、そういう形で何らかの調整を容易にしていく、お互いに満足をし、大規模店舗の吸引力を同時にその地域の商店街にも引っ張つてこられるような、そして共存共榮できるような振興対策というものがあつていいんじゃないかと思いますが、この大店法の運用と、商店街振興対策の拡充というものを何とか結びつけて施策が組めないものか、その点についての御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(左近友三郎君) 先ほど大臣もお答えいたしましたように、やはり調整と振興というのは車の両輪のごとく、両方がうまく機能しなければいけないということとござりますので、われわれれといたしましてもこの調整をやると同時に、周辺の小売商の近代化施策が進むということを進めたいと思っております。そういう意味で、本年度から大型店舗進出対策融資制度というものを設けまして、この大型店舗が進出しているところには低利の資金を貸し付ける。そうして、近代化を推進するという制度をこの十月から発足させましたので、これをまた来年度以降さらに拡充して、有効に働くようにいたしたいというように考えております。

○委員長(福岡日出麿君) 御異議ないと認めます。  
それでは、これより討論に入ります。  
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福岡日出麿君) 御異議ないと認めます。  
それでは、これより採決に入ります。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(福岡日出麿君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきだと決定いたしました。

ただいま可決されました法律案に対し、各会派からそれぞれ附帯決議案が提示され、その取り扱いを理事会で協議いたしました結果、次のような決議を付することに意見が一致いたしましたので、私から案文を朗読することにいたします。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、本法の重要性にかんがみ、改正点の趣旨を関係方面に周知徹底すること。

二、中小小売業の事業活動の機会が適正に確保されるよう、物品の販売事業を行う各種協同組合の活動についても、各協同組合法の趣旨に則り、所要の改善が行われるよう措置すること。

三、本法が施行されるまでの間、大規模小売店

<p>○委員長(福岡日出麿君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。</p>
<p>○委員長(福岡日出麿君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。</p>
<p>○委員長(福岡日出麿君) 次に、特定不況地域中小企業対策臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。</p>
<p>○国務大臣(河本敏夫君) 特定不況地域中小企業対策臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。</p>
<p>○委員長(福岡日出麿君) 次に、特定不況地域中小企業対策臨時措置法案を議題といたします。まず政府から趣旨説明を聴取いたします。河本通産大臣。</p>
<p>河本通産大臣は、本附帯決議案を委員会の決議とすることに御異議ございませんか。</p> <p>〔異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○委員長(福岡日出麿君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。</p> <p>ただいまの決議に対し、河本通産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。河本通産大臣。</p> <p>○国務大臣(河本敏夫君) ただいまの御決議の趣旨を尊重し、小売商業行政に遺憾なきを期する所存でございます。</p> <p>○委員長(福岡日出麿君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>○委員長(福岡日出麿君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。</p> <p>最近の経済情勢は、全体として、緩やかな景気回復傾向が続いているものの、一部の地域におきましては、構造的な不況にある業種に属する事業所に対する依存度が大きく、これらの事業所において事業規模の縮小等が行われているため、中小企業の経営の悪化、雇用不安が見られるなど、地域経済の疲弊が見られます。</p> <p>始後の商品構成の大変な変更により生じた紛争については、小売商業調整特別措置法の運用等により適切に対処するよう努めること。右決議する。</p> <p>それでは、本附帯決議案を委員会の決議とすることに御異議ございませんか。</p>

政府といたしましては、このような事態に対し、去る八月、特定不況地域中小企業対策緊急融資制度の創設など法律的措置または予算措置を要しない事項を内容とする当面の緊急対策を講じることとしたところであります。中小企業信用保険法における特定不況地域関係保証の特例等の対策につきましては、法律的措置を要するため、本法案を立案したものであります。その概要是次のとおりであります。

まず、本法案の目的は、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、特定の地域において、中小企業者の経営が著しく不安定になり、かつ、雇用状況が著しく悪化している状況にかんがみ、これらの中小企業者の経営の安定を図るために、別に講ぜられる失業の措置を講ずることにより、別に講ぜられる失業の予防、再就職の促進等の措置と相まって、これらの地域における経済の安定等に寄与することです。

次に、本法案においては、第一に、構造的な不況にある業種を特定不況業種として政令で指定し、これら特定不況業種に属する事業を行う事業所が地域の中核的事業所であるため、これらの事業所における事業規模の縮小等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域を特定不況地域として政令で指定します。この特定不況地域の指定に当たっては、この法律に基づく中小企業者の経営の安定を図るために、別に講ぜられる失業の予防、再就職の促進等の措置と別に雇用に関する状況を考慮するものとしております。

第二に、特定不況地域またはその関連市町村の区域内に事業所を有する中小企業者であつて特定不況地域内に特定不況業種に属する事業所における事業規模の縮小等により事業活動に支障を生じているものは、市町村長によるその旨の認定を受けることができるとしております。

第三に、認定を受けた中小企業者に対し、種々の助成を講ずることとしております。助成の内容

は具体的には(1)認定中小企業者がその経営の安定を図るために必要な資金の確保、(2)設備近代化資金の返済猶予を行うこととのほか、(3)中小企業信用保険につき保険限度の別枠の設定、保険料率の引き下げ、(4)補率の引き上げ等の特例措置を講じ、認定中小企業者に対する金融の円滑化を図ることとしております。また、(5)として認定中小企業者につき法人税、所得税上の欠損金の繰り戻し制度による還付及び地方税における欠損金の繰り越しについてそれぞれ特別の措置を講ずることとしております。

第四に、特定不況地域における工場の新增設の促進により中小企業者の経営の安定を図るため、必要な財政上の措置、税制上の措置を講ずることとともに、公共事業の実施に関し特定不況地域における経済の安定の見地から必要な配慮を加え、また、認定中小企業者のための下請取引のあっせんの広域にわたる効率的な実施のための助成の強化等に配慮することとしております。このほか、関係地方公共団体においても国の施策と相まって所要の施策を実施するよう努めることとしています。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(福岡日出磨君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員山下徳夫君から説明を聴取いたします。

○委員長(福岡日出磨君) 特定不況地域中小企業対策臨時措置法案に対する衆議院の修正について、その趣旨を御説明申し上げます。

修正点の第一は、認定中小企業者の事業の転換に必要な資金の確保に努める旨の規定を加えたこと。

第二は、中小企業信用保険の特例措置のうち、無担保保険については別枠の保険限度額を千万円としたことであります。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○委員長(福岡日出磨君) 次に、補足説明を聽取いたします。左近中小企業庁長官。

○政府委員(左近友三郎君) ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

構造的な不況にある業種に属する事業所が中核的事业所となつております。また、(2)として認定中小企業者につき法人税、所得税上の欠損金の繰り戻し制度による還付及び地方税における欠損金の繰り越しについてそれぞれ特別の措置を講ずることとしております。

このようないくつかの視点から、去る八月二十八日には、通商産業省において、特定不況地域中小企業対策緊急融資制度の創設、既往貸付金の返済条件の弾力化等法律的措置または予算措置を要しない事項からなる当面の特定不況地域中小企業対策を講ずることとしたところであります。

本法案は、さらに中小企業信用保険法における特定不況地域関係保証の特例等法律的措置を要する対策を講ずる必要があるところから立案したものです。

本法案のあらましは、次のとおりであります。

第一に、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、供給能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるため、その業種に属する事業所の相当部分において事業規模の縮小等を余儀なくされている

度依存しているため、その特定不況業種に属する事業所における事業規模の縮小等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域を特定不況地域として市町村単位で政令で指定いたしました。

第一に、特定不況業種に属する事業所の事業活動にその地域内の他の事業所の事業活動が相当程度依存しているため、その特定不況業種に属する

度依存しているため、その特定不況業種に属する事業所における事業規模の縮小等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域を特定不況地域として市町村単位で政令で指定いたしました。

次に、税制上の措置としては、純損失または欠損金を生じた場合は、所得税または法人税の還付並びに道府県民税、事業税及び市町村民税に係る純損失または損金の繰り越しについて特別の措置を講ずることとしております。

第五に、このほか、特定不況地域における工場の新增設の促進により中小企業者の経営の安定を図るため、必要な財政上の措置、機械、建物についての特別償却等の税制上の措置を講ずるとともに、公共事業の実施に関し特定不況地域における経済の安定の見地から必要な配慮を加え、また、認定中小企業者のための下請取引のあっせんの広域にわたる効率的な実施のための助成の強化等に配

處することとしております。また、関係地方公共団体も国の施策と相まって所要の施策を実施するよう努めることとしております。

第六に、本法案の施行日は、公布の日としており、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとしております。

以上、この法律案につきまして、補足説明をいたしました。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(福岡日出麿君) 本案の質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

九月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引下げに関する請願(第三九号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第四〇号)(第四九号)(第五〇号)(第六五号)

一、水素エネルギーの実用化促進に関する請願(第八五号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第四九号)昭和五十三年九月十九日受理

一、中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引下げに関する請願(第三九号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第八五号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第八九号)

一、中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引

下げに関する請願

紹介議員 井上 計君

中小企業向け政府系金融機関の既往貸付けん金利を、国庫からの利子補給などの措置によつて、業種や経営状態に關係なく速やかに引き下げられたい。

理由

日本経済の長期にわたる不況を背景に、公定歩合

は再三にわかつて引き下げられ、それに従つて民間金融機関の貸付金利も下げられている。しかるに、中小企業向け政府系金融機関が数年前に貸付けた長期資金の金利は、一部引き下げられても、最高九パーセント、昨年度前半の貸付でも八パーセント台となつておらず、一部業種の欠損企業以外はこの高金利が当然ということになつてゐる。政府系金融機関の原資など理由は理解できるが、一般の民間金融機関の利用に困難を感じて、政府系金融機関に融資をおあいだ者が今日、大きな金利格差による不利な経営を強いられていることは不合理であり、ひいては國に対する信頼を失うことにもなりかねない。

第四〇号 昭和五十三年九月十九日受理

北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願(三通)

請願者 北海道中川郡池田町大通五ノ一二  
菅田博文外三百二十六名

紹介議員 丸谷 金保君

北海道・九州・沖縄並びに離島の書店が負担させられている書籍・雑誌の運賃一部負担を完全に撤廃されたい。

理由

全国書店の運賃負担の完全撤廃という大原則が確立されているのに、北海道・九州・沖縄並びに離島の書店は、今日なお多額の運賃を負担させられてい。戦前戦後の早い時期における出版物の主たる輸送形態は、国鉄による輸送で、雑誌は特に全国ブール制の「特運扱い」であった。それが現在は、本州はトラック輸送による書店の店頭渡しで無料配達となつた。しかし、鉄道運賃よりトラック便が高額の地域、北海道・九州・沖縄・離島はとり残され、依然国鉄依存となつたが、我々遠隔地書店が要求したものは、国鉄のストや災害による輸送の遅れがひん発かつ慢性化するにおよんで、迅速、安定な輸送形態への切替え、つまり国鉄コンテナ、フェリー輸送、トラック輸送への改善であつて、「運賃負担」ではなかつた。しかるに

この請願は、国鉄運賃との差額分を書店に負担させることとしております。また、関係地方公共団体も国の施策と相まって所要の施策を実施するよう努めることとしております。

第六に、本法案の施行日は、公布の日としており、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとしております。

以上、この法律案につきまして、補足説明をいたしました。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

九月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引下げに関する請願(第三九号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

第四〇号 昭和五十三年九月十九日受理

北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願(三通)

請願者 北海道中川郡池田町大通五ノ一二  
菅田博文外三百二十六名

紹介議員 丸谷 金保君

北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願(三通)

請願者 北九州市戸畠区千防二ノ一ノ九  
柴田憲一郎外二百十名

紹介議員 小柳 勇君

北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願(三通)

請願者 北九州市戸畠区千防二ノ一ノ九  
柴田憲一郎外二百十名

紹介議員 吉田忠三郎君

北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願(三通)

請願者 札幌市中央区南一条東二丁目和興  
ビル内北海道書店商業組合札幌支  
部内 三留栄三外三百二十八名

紹介議員 吉田忠三郎君

北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願(二十三通)

請願者 東京都千代田区神田駿河台一ノ二  
日本書店組合連合会内 松信泰輔  
外二百二十九名

紹介議員 中村 植二君

北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願(二十三通)

請願者 東京都千代田区神田駿河台一ノ二  
日本書店組合連合会内 松信泰輔  
外二百二十九名

紹介議員 井上 計君

北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願(二十三通)

請願者 東京都千代田区神田駿河台一ノ二  
日本書店組合連合会内 松信泰輔  
外二百二十九名

紹介議員 井上 計君

北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願(二十三通)

この転換は、国鉄運賃との差額分を書店に負担させることとしております。また、関係地方公共団体も国の施策と相まって所要の施策を実施するよう努めることとしております。

第六に、本法案の施行日は、公布の日としており、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとしております。

以上、この法律案につきまして、補足説明をいたしました。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(福岡日出麿君) 本案の質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

九月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引下げに関する請願(第三九号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第四〇号)(第四九号)(第五〇号)(第六五号)

一、水素エネルギーの実用化促進に関する請願(第八五号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第八九号)

一、中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引

下げに関する請願

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第八五号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第八九号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

紹介議員 井上 計君

中小企業向け政府系金融機関の既往貸付けん金利を、国庫からの利子補給などの措置によつて、業種や経営状態に關係なく速やかに引き下げられたい。

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、国鉄運賃との差額分を書店に負担させることとしております。また、関係地方公共団体も国の施策と相まって所要の施策を実施するよう努めることとしております。

第六に、本法案の施行日は、公布の日としており、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとしております。

以上、この法律案につきまして、補足説明をいたしました。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(福岡日出麿君) 本案の質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

九月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引下げに関する請願(第三九号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第四〇号)(第四九号)(第五〇号)(第六五号)

一、水素エネルギーの実用化促進に関する請願(第八五号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第八九号)

一、中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引

下げに関する請願

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第八五号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第八九号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

紹介議員 井上 計君

中小企業向け政府系金融機関の既往貸付けん金利を、国庫からの利子補給などの措置によつて、業種や経営状態に關係なく速やかに引き下げられたい。

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、国鉄運賃との差額分を書店に負担させることとしております。また、関係地方公共団体も国の施策と相まって所要の施策を実施するよう努めることとしております。

第六に、本法案の施行日は、公布の日としており、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとしております。

以上、この法律案につきまして、補足説明をいたしました。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(福岡日出麿君) 本案の質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

九月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引下げに関する請願(第三九号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第四〇号)(第四九号)(第五〇号)(第六五号)

一、水素エネルギーの実用化促進に関する請願(第八五号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第八九号)

一、中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引

下げに関する請願

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第八五号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第八九号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

紹介議員 井上 計君

中小企業向け政府系金融機関の既往貸付けん金利を、国庫からの利子補給などの措置によつて、業種や経営状態に關係なく速やかに引き下げられたい。

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、国鉄運賃との差額分を書店に負担させることとしております。また、関係地方公共団体も国の施策と相まって所要の施策を実施するよう努めることとしております。

第六に、本法案の施行日は、公布の日としており、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとしております。

以上、この法律案につきまして、補足説明をいたしました。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(福岡日出麿君) 本案の質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

九月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引下げに関する請願(第三九号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第四〇号)(第四九号)(第五〇号)(第六五号)

一、水素エネルギーの実用化促進に関する請願(第八五号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第八九号)

一、中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引

下げに関する請願

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第八五号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第八九号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

紹介議員 井上 計君

中小企業向け政府系金融機関の既往貸付けん金利を、国庫からの利子補給などの措置によつて、業種や経営状態に關係なく速やかに引き下げられたい。

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、国鉄運賃との差額分を書店に負担させることとしております。また、関係地方公共団体も国の施策と相まって所要の施策を実施するよう努めることとしております。

第六に、本法案の施行日は、公布の日としており、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとしております。

以上、この法律案につきまして、補足説明をいたしました。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(福岡日出麿君) 本案の質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

九月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引下げに関する請願(第三九号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第四〇号)(第四九号)(第五〇号)(第六五号)

一、水素エネルギーの実用化促進に関する請願(第八五号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第八九号)

一、中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引

下げに関する請願

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第八五号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

(第八九号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられてい

る書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

紹介議員 井上 計君

中小企業向け政府系金融機関の既往貸付けん金利を、国庫からの利子補給などの措置によつて、業種や経営状態に關係なく速やかに引き下げられたい。

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

紹介議員

れを実現しなければならない。そのためには前記の三項について次のようにすることが肝要であると考える。(1)我が国は国連大学の説教に極めて熱心であったが、それ以上の熱意をもつて、人類の福祉増進のため、水素エネルギー研究機関の充実につとめるべきである。(2)水素エネルギーを早期実用化するためには、国際協力により世界中の学者が東西の壁を越え、知恵を寄せあつて協力し、国際分業により効率的に作業することを国連に提案する。国連にアールした国際的資金から必要経費を支出する。我が国は率先してこれに出資すべきである。(宇宙開発において米、ソが無益な競争をした恩を繰り返さないこと。)(3)我が国は水素エネルギーの重要性を提唱し、国際協力を国際分業の推進について国際的にイニシアチブをとるべきである。

(第一七九号)

一、中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引下げに関する請願(第一八一号)(第二〇二号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願(第二二一号)(第二二九号)

一、中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引下げに関する請願(第二三〇号)

一、水素エネルギーの実用化促進に関する請願(第二四九号)

一、水素エネルギーの実用化促進に関する請願(第二三〇号)

第一八一号 昭和五十三年九月二十五日受理  
中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引下げに関する請願  
請願者 名古屋市中村区弥富町四ノ四八  
紹介議員 三治 重信君  
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第二〇二号 昭和五十三年九月二十六日受理  
中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引下げに関する請願  
請願者 江崎信雄  
紹介議員 三治 重信君  
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第二二一号 昭和五十三年九月二十六日受理  
北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願  
請願者 札幌市中央区南一条西二三丁目北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍  
紹介議員 北 修三君  
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二二九号 昭和五十三年九月二十六日受理  
北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願  
請願者 札幌市中央区千種区富士見台四ノ一二  
道書店商業組合理事長 浪花剛外  
三百四十七名  
紹介議員 森下 旧司君  
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第二三〇号 昭和五十三年九月二十六日受理  
北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願  
請願者 佐賀県名護市名護一、八一九ノ三  
中村誠司外百五名  
紹介議員 喜屋武 真榮君  
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二四九号 昭和五十三年九月二十二日受理  
北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願  
請願者 佐賀県鳥栖市宿町一、二九八 山下知彦外三十九名  
紹介議員 古賀雷四郎君  
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二四九号 昭和五十三年九月二十二日受理  
北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願  
請願者 札幌市西区手稲稲穂五一八ノ二八  
高橋伸之外三百二名  
紹介議員 中村 啓一君  
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二四九号 昭和五十三年九月二十六日受理  
北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願  
請願者 札幌市西区手稲稲穂五一八ノ二八  
高橋伸之外三百二名  
紹介議員 中村 啓一君  
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二三〇号 昭和五十三年九月二十六日受理  
中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引下げに関する請願  
請願者 京都市右京区西院東中水町一七  
都中小企業家同友会内 橋本嘉雄  
外五十四名  
紹介議員 植木 光教君  
この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第二四九号 昭和五十三年九月二十七日受理  
水素エネルギーの実用化促進に関する請願  
請願者 広島市横川町一ノ八ノ二一 加藤新一  
紹介議員 稲山英太郎君  
この請願の趣旨は、第八五号と同じである。

第二四九号 昭和五十三年九月二十八日受理  
台所に直結した小売市場・商店街づくりのため小売商業調整特別措置法改悪反対等に関する請願  
請願者 遠山昌夫  
紹介議員 森下 旧司君  
古川浩嘉外五千十一名  
紹介議員 市川 正一君  
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第二四九号 昭和五十三年九月二十八日受理  
台所に直結した小売市場・商店街づくりのため小売商業調整特別措置法改悪反対等に関する請願  
請願者 大阪市生野区鶴橋二ノ一五ノ二八  
紹介議員 森下 旧司君  
古川浩嘉外五千十一名  
紹介議員 市川 正一君  
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第二四九号 昭和五十三年九月二十八日受理  
「商調法」改正については、現実に台所に直結している「小売市場の乱立過当競争を防止する目的」、「知事の許可制」等を削除せず、逆に、(1)第三条規定の市場規定を免れる「販売契約」「区分所有等」を法対象とすること。(2)第十六条の二の申し出団体に商店街・市場などの団体を加えるよう強化すること。

二、「大店法」改正は、「自治体首長の許可制」、「資本による規制」、「コンビニエンス・ストア等小型店も法対象とする」などの抜本改正を行うこと。

理由  
第一に、「商調法」については、現在も引き続き、住民の消費生活に重要な機能を提供している「小売市場」の新設を、知事の「許可制」から「届け出制」にするとともに、現行法の「生命」である「小売市場の乱立による過当競争の防止」という目的を削除するということである。これでは、「商調法」がなくなるほどの大改悪の内容になつていい。これが成立すると、現在でも小売市場の新設が相次いでいるうえに「届け出」だけの調整で、自由にお店を開くことから、乱立による過当競争を招き、「市場どおりのしのし合い」が一層激化すること必至である。第二に、「大店法」について

も、若干の改善（届出面積の引下げ、知事の権限の一定の付与など）は、現在でも政府及び自治体の行政措置を法律化したものにとどまり、国民的世論のすう勢であり、第八十回国会の決議にもなつた「抜本的改正」から程遠い内容となつてゐる。また、全国の中小小売商店はもちろん、地域消費生活、住民本位の街づくりの安定・振興に責任を負う地方自治体の要望にこたえたものとはなつていらない。

第四八六号 昭和五十三年九月二十九日受理  
北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍  
雑誌の運賃一部負担撤廃に關する請願(十六通)  
　請願者 佐賀市今宿町八ノ二 德重敷外百  
　紹介議員 福岡日出麿君  
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第七六二号 昭和五十三年十月五日受理  
中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引  
下げに関する請願  
　　請願者 札幌市中央区北四条西一六丁目管  
　　紹介議員 中村 啓一君  
　　井上良次  
二の請願の趣旨は、第三九号と同様である。

自次中「第三章 雜則(第十五条～第十七条)」を  
「第二章の二 大規模小売店舗調整協議会(第十五条～  
第三章の雜則(第十六条～第十七条の三))」  
条一第十五条の五)]に改める。

第四一七号 昭和五十三年九月二十八日受理  
台所に直結した小売市場・商店街づくりのため小  
売商業調整特別措置法改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府高槻市井川町二ノ一五〇七  
大川健吾外二千三百五十八名

十月十三日本委員会に左の案件が付託された。

ため小売商業調整特別措置法改悪反対等に關する請願(第四四六号)

一、北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍雑誌の運賃一部負担撤廻に關する請願(第四八六号)(第五四八号)(第五四九号)

一、中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引下げに關する請願(第六三八号)(第六五七号)(第七六二号)

一、水素エネルギーの実用化促進に關する請願(第七八五号)

第四四六号 昭和五十三年九月二十九日受理  
台所に直結した小売市場・商店街づくりのため小  
売商業調整特別措置法改悪反対等に關する請願

金子光久外四千八百六十二名  
紹介議員 橋本 敦君

第四八六号 昭和五十三年九月二十九日受理  
北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍  
雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願(十六通)  
請願者 佐賀市今宿町八ノ二 德重勘外百  
紹介議員 福岡日出麿君  
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。  
第五四八号 昭和五十三年九月三十日受理  
北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍  
雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願(三通)  
請願者 沖縄県那覇市権川三七 与儀清風

紹介議員 伊江 朝雄君  
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第五四九号 昭和五十三年九月三十日受理  
北海道等遠隔地の書店が負担させられている書籍  
雑誌の運賃一部負担撤廃に関する請願

紹介議員 稲嶺 一郎君  
この講題の趣旨は、第四〇号と同じである。

第六三八号 昭和五十三年十月三日受理  
中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引下げに関する請願

講 題 者 群馬県高崎市京町二六二 反町  
紹介議員 山本 富雄君  
この講題の趣旨は、第三九号と同じである。

第六五七号 昭和五十三年十月四日受理  
中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引  
下げに関する請願(三通)

石川伸英外二名  
紹介議員 塩出 啓典君

第七六二号 昭和五十三年十月五日受理  
中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引下げに関する請願

請願者 札幌市中央区北四条西一六丁目答  
ビル内北海道中小企業家同友会会員

紹介議員 中村 啓一君

井上 良次

この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第七八五号 昭和五十三年十月五日受理  
水素エネルギーの実用化促進に関する請願

請願者 東京都町田市本町田三、五三九

の告白地二ノ三ガノ三〇  
黙 紹介議員 峰山 昭範君

十月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律(安武洋子君外四名発議)

一、小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(安武洋子君外四名発議)

一、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(第八十四回会提出、衆議院継続審査)

一、金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は九月二十九日)

大規模小売店舗における小売業の事業活動の規制  
整に関する法律の一部を改正する法律案  
大規模小売店舗における小売業の事業活動の規制  
調整に関する法律の一部を改正する法律案  
大規模小売店舗における小売業の事業活動の規制  
整に関する法律(昭和四十八年法律第二百九号)の  
一部を次のように改正する。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の規制に関する法律の一部を改正する法律案

〔第二章の二 大規模小売店舗調整協議会（第十五章）〕

〔第三章 雑則（第十六条—第十七条の三）〕

条 第十五条の五)」に改める。

第三条第一項中「一千五百平方メートル(都の特別区及び地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内においては、三千平方メートル。)」を「五百平方メートル〔に、「通商産業大臣」を「都道府県知事」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「通商産業大臣」を「都道府県知事」と、「行なわれる」を「行なわれる」に改め、同条第三項から第六項まで中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

第四条から第九条までを次のように改める。

(大規模小売店舗における小売業者の営業の許可)

第四条 大規模小売店舗において小売業を営もうとする者は、大規模小売店舗ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前条第二項又は第三項の公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、当該公示がされた際現に販売する物品の種類及び小売業の用に供している店舗面積に係る営業については、前項の許可を受けた者とみなす。

3 前項に規定する者は、通商産業省令で定めるところにより、その公示の日から二月以内に次条第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。この場合においては、同条第二項の規定を準用する。(許可の申請)

第五条 前条第一項の許可を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 大規模小売店舗の所在地

三 販売する物品の種類



響を及ぼすと認められる地域に住所を有する消費者又はその団体、当該地域において小売業者を嘗む者又はその団体その他のもので通商産業省令で定めるところにより申出をしたもの意見を聽かなければならぬ。

〔采訪への委任〕

**第十五条の五** この章に定めるもののはか、大規模小売店舗調整協議会の組織及び運営に関する重要な事項は、当該都道府県又は当該市町村の条例で定める。

**第十六条** 「通商産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

項中「通商産業大臣は、第八条第一項(第九条第四項)において準用する場合を含む。」又は「都道府県知事は、「に」「命令についての異議申立てがあつたときは、異議申立人」を「処分をしようとするときは、その処分に係る小売業者に、「行なわ」を「行わ」に改め、同条第三項中「異議申立人」を「当該小売業者」に改め、第三章中同条の次に次の二条を加える。」

(異議申立て)

第十七条の二 この法律の規定によつてした処分に對して不服のある者は、異議申立てをすることができる。

(國等の責務)

第十七条の三 國及び地方公共団体は、中小売業の事業活動の機会を適正に確保し、住民の生活環境を保全するためこの法律の施行に伴い必要となる措置を講ずるように努めなければならぬ。

第十八条を次のように改める。

第十八条 次の各号の一に該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の許可を受けないで大規模小売店舗において小売業を営んだ者

二 第十四条の規定による命令に違反した者

第十九条を次のように改める。

二 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第七項の規定に違反した者

二 第四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第五条第一項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書に虚偽の記載をした者

第三十条第一号中「第十二条」を「第八条」に改め

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、この法律の施行の日から起算して四月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際、改正後の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（以下「新法」という。）第三条第一項に規定する建物であつて、その建物内の店舗面積（新法第二条第一項に規定する店舗面積をいう。以下同じ。）の合計が五百平方メートル以上一千五百平方メートル（都の特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内においては、三千平方メートル）未満であるものを設置している者（小売業（新法第二条第一項に規定する小売業をいう。以下同じ。）を営むための店舗以外の用に供し、又は供せざるためその建物の一部を設置している者を除く。以下本条において同じ。）は、この法律の施行の日から起算して一月以内に、その建物の見やすい場所に通産省令で定めるところにより新法第三条第一項の表示を掲げるとともに、通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただ

なければならぬ事項を許可を受けないでした  
者又は第九条の規定に違反した者は、百万円以  
下の罰金に処する。  
二 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下  
の罰金に処する。  
一 第三条第七項の規定に違反した者  
二 第四条第三項の規定による届出をせず、又  
は虚偽の届出をした者  
三 第五条第一項（第七条第二項において準用  
する場合を含む。）の規定による由請書に虚偽  
の記載をした者

第二十条第一号中「第十二条」を「第八条」に改め

第三。  
。

（施行期日）  
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月  
を経過した日から施行する。ただし、附則第十  
六条の規定は、この法律の施行の日から起算し  
て四月を経過した日から施行する。

し、当該建物を設置している者が二人以上である場合においては、これらの者の全部が、又はその一部が共同して当該表示を掲げるとともに、当該届出を行うことができる。

2 前項の規定による届出は、新法第三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による届出とみなす。

3 この法律の施行の際第一項に規定する建物を設置している者は、新法第三条第二項又は第三項の公示があつた後でなければ、その建物の全部又は一部を、この法律の施行の際供し、又は供させている店舗面積を超えて小売業を営むための店舗の用に供し、又は供させてはならない。

による届出をしてこの法律の施行の際旧大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、新法第四条第一項の許可を受けたものとみなす。  
**第六条** この法律の施行の際旧法第六条第二項に文又は第九条第三項の規定により届出をしてる者(この法律の施行の際旧大規模小売店舗において小売業を営んでいる者に限る。)の当該届出に関する旧法第七条、第八条、第九条第四項第十一条、第十四条第一項及び第十五条から第二十二条まで(第十九条第一号を除く。)の規定に係る事項については、新法の規定にかかわらず、なお從前の例による。

**2** 前項に規定する者は、当該届出に係る事項については、当該届出の日から四月を経過した日に新法第七条第一項の変更の許可又は新法第六条第一項ただし書若しくは同条第二項ただし書の許可を受けたものとみなす。

**第七条** この法律の施行の際旧法第五条第一項、第九条第一項本文告じくは第二百又は第六百五十五

第四条 この法律の施行前六月以内にされた旧法第三条第二項又は第三項の公示に係る建物における小売業の営業の開始又は店舗面積の増加に関する旧法第四条、第十四条第一項、第十六条から第十八条まで、第十九条第一号、第二十条第二号及び第二十一条の規定に係る事項については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の日の四月前までに旧法第五条第一項の規定による届出をし、並びに旧法第九条第一項本文の規定による届出をし、又は同項の規定に該当し、及び同条第三項本文の規定による届出をし、又は同項ただし書の規定に該当して、この法律の施行の際旧法第三条第二項又は第三項の公示に係る建物(以下「旧法第五条第一項の規定による届出をした者又は同項ただし書の規定に該当する者」において「小売業者」といふ)を受けたものとみなす。

この法律の施行前に旧法第五条第二項の規定

二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。において小売業を営もうとする者に限る。)の当該届出に關する旧法第七条、第八条、第九条第四項、第十一条、第十四条第一項及び第十五条から第二十一条まで、(第十九条第一項を除く。)の規定に係る事項については、新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この法律の施行の際旧法第五条第一項の規定により届出をしている者(この法律の施行後大規模小売店舗において小売業を営もうとする者に限る。)で、旧法第九条第一項本文の規定による届出をし、又は同項ただし書の規定に該当し及び同条第二項本文の規定による届出をし、又は同項ただし書の規定に該当するものは、(旧法第五条第一項の届出の日から四月を経過した日)に新法第四条第一項の許可を受けたものとみなす。

による届出をしてこの法律の施行の際旧法第六条第二項大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、新法第四条第一項の許可を受けたものとみなす。

第六条 この法律の施行の際旧法第六条第二項大規模小売店舗において小売業を営んでいる者(この法律の施行の際旧法第七条、第八条、第九条第四項において小売業を営んでいる者に限る。)の当該届出に関する事項については、新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、当該届出に係る事項については、当該届出の日から四月を経過した口に新法第七条第一項の変更の許可又は新法第五条第一項ただし書若しくは同条第二項ただし書の許可を受けたものとみなす。

第七条 この法律の施行の際旧法第五条第一項、第九条第一項本文若しくは第二項又は第六条第二項若しくは第二項の規定により届出をする者(この法律の施行後大規模小売店舗新法第五条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。)において小売業を営もうとする者に限る。)の当該届出に関する事項については、新法第九条第四項、第十一条、第十四条第一項及び第五条第一項から第二十一条まで(第十九条第一項を除く。)の規定に係る事項については、新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際旧法第五条第一項の規定により届出をしている者(この法律の施行後大規模小売店舗において小売業を営もうとする者に限る。)で、旧法第九条第一項本文の規定により届出をし、又は同項ただし書の規定に該当し及び同条第二項本文の規定による届出をし、これは同項ただし書の規定に該当するものは、旧法第五条第一項の届出の日から四月を経過した口に新法第四条第一項の許可を受けたものとみなす。



事の許可を受けなければならない。ただし、休業日数については、当該都道府県における大企業者以外の者が営む小売業の実情に応じ、都道府県の条例で別段の定めをすることができる。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る店舗の周辺の小売業の実情から判断して、その申請に係る店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売商の経営の安定に相当程度の影響を及ぼすと認めるときは、小売商業調整協議会及び関係市町村（第十三条の四第一項に規定する市町村をいう。）の長の意見を聽かなければならない。

3 前項の規定は都道府県知事が、第十三条の四第三項の規定は市町村長が、それぞれ、前項の規定により意見を聽かれた場合に準用する。この場合において、第十三条の四第三項中「第一項（前項）」とあるのは、「第十三条の七第二項（同条第三項）」と読み替えるものとする。

（改善命令）

第十三条の八 都道府県知事は、大企業者の大企業店舗における営業に関する行為が当該店舗の周辺の中小小売商の経営の安定に著しい悪影響を及ぼすと認められる場合には、小売商業調整協議会及び当該市町村が他の都府県内にあるときは、当該都道府県の長の意見を聽いて、当該大企業者に対し、その営業に関する行為をしないように命ずることができる。

2 前項の規定は都府県知事が、第十三条の四第三項の規定は市町村長が、それれ、前項の規定により意見を聽かれた場合に準用する。この場合において、前項中「市町村（当該市町村が他

の都道府県内にあるときは、当該都府県」とあるのは「市町村」と、第十三条の四第三項中「第一項（前項）」とあるのは「第十三条の八第一項（同条第二項）」と読み替えるものとする。

3 大企業者の大企業店舗における営業に関する行為がその経営の安定に著しい悪影響を及ぼすとおそれがあると認める中小小売商は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し第一項の命令をするよう申し出ることができる。

（消費者に対する配慮）

第十三条の九 都道府県知事は、第十三条の七第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可又は前条第一項の規定による命令をしようとするときは、消費者の利益の保護について配慮しなければならない。

（承認）

2 前項の規定により第十三条の二の許可を受ける者は、その地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（許可の取消等）

第十三条の十 第十三条の二の許可を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その許可を受けた者の地位を承継する。ただし、これらの者が大企業者でないときは、この限りでない。

2 前項の規定により第十三条の二の許可を受ける者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（小売商業調整協議会の権限）

第十三条の十一 都道府県知事は、第十三条の二の許可を受けた者が第十三条の五第一項若しくは第十三条の七第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定、許可に付した条件又は第十三条の八第一項の規定による命令に違反したときは、第十三条の二の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（小売商業調整協議会の設置）

第十三条の十二 都道府県に都道府県小売商業調整協議会を置くものとし、市町村に、必要に応じ、条例で定めるところにより、市町村小売商業調整協議会を置くものとする。

（小売商業調整協議会の組織）

第十三条の十三 都道府県小売商業調整協議会及び市町村小売商業調整協議会（以下「小売商業調整協議会」と総称する。）は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる者たちから、都道府県知事又は市町村長が任命する委員各同数をもつて組織する。

一 当該都道府県又は当該市町村内に住所を有する者で学識経験のあるもの

二 当該都道府県又は当該市町村の区域内の中大小売商

三 当該都道府県又は当該市町村内に住所を有する者で一般消費者であるもの

前項及び第十三条の十五に定めるもののほか、小売商業調整協議会の組織及び運営に関する重要な事項は、当該都道府県又は当該市町村の条例で定める。

（小売商業調整協議会の権限）

第十三条の十四 小売商業調整協議会は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事又は市町村長の諮問に応じ、大企業者の大企業店舗における事業活動の調整に関する重要な事項を調査審議する。

2 小売商業調整協議会は、前項に規定する事項に関し、都道府県知事又は市町村長に意見を述べることができる。

（関係者の意見聴取）

第十三条の十五 小売商業調整協議会は、第十三条の四第一項から第三項まで（第十三条の五第三項、第十三条の七第三項及び第十三条の八第二項、第十三条の七第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聽かれた場合は、当該都道府県の長の意見を反したときは、第十三条の二の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（小売商業調整協議会の設置）

第十三条の十二 都道府県に都道府県小売商業調整協議会を置くものとし、市町村に、必要に応じ、条例で定めるところにより、市町村小売商業調整協議会を置くものとする。

（もので主務省令で定めるところにより申出をしたものとの意見を聽かなければならない。）

第十四条中「當む者」の下に「（大企業者を除く。）」を加える。

第十九条第一項中「若しくは第三条第一項の許可に係る建物内の小売商」を、第三条第一項の許可に係る建物内の小売商若しくは第十三条の二の許可に係る大企業者に、「帳簿書類」を「帳簿、書類その他の物件」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十条第二項中「主務大臣又は」を削る。

第二十条の二中「第十六条の六、第十八条、第十九条第二項及び第二十条第二項」を「第十八条」に、「第十六条の六第一項の規定によりその例によることとされる第十六条の三から第十六条の五までの規定による措置又は第十八条第一項」を「同条第一項」に改める。

第二十一条中「第十四条、第十四条の二第一項、第十六条の二第一項及び第十六条の三第三項（第十六条の五第二項において準用する場合を含む。）」を「第十三条の二第三項、第十三条の三、第十三条の五第一項本文、第十三条の六、第十三条の八第三項、第十三条の十五及び第十四条」に改める。

第二十二条中「第十二条第四号を次のように改める。」を「第十三条の二第二項の許可を受けないで小売業を営んだ者」に改める。

第二十二条中「第一号を加える。」

五 第十三条の二第一項の許可を受けないで小売業を営んだ者

規定による命令に違反した者

第二十二条の次に次の二条を加える。

第二十二条の二 第十三条の五第一項本文又は第十三条の七第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないでした者は、

百万円以下の罰金に処する。

第二十三条第一号中「又は第九条第三項」を、「第六又は第十三条の二第二項、第十三条の六又は第十三条の十二第二項」に改め、同条第二号中「又は第二項」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 大企業者(改正後の小売商業調整特別措置法(以下「新法」という)第一条の二第三項に規定する大企業者をいう。)は、その営む飲食店業以外の小売業(この法律の施行の際現に販売する物品の種類並びに当該小売業の用に供してゐる店舗(大規模小売店舗(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第百九号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。)及び小売市場新法第三条第一項に規定する小売市場をいう。)以外の場所に存する店舗に限る。)及びその面積に係る営業に限り、次に掲げる営業を除く。)については、新法第十三条の二第一項の許可を受けたものとみなす。

一 この法律の施行の際都道府県知事が改正前の小売商業調整特別措置法(以下「旧法」という)第十六条の二の規定による申出(旧法第十六条の三第一項、第十六条の四第一項又は第十六条の六第一項の規定によりしたとときは、行為者を罰するほか、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し同項の刑を科する。

二 この法律の施行の際大企業者が旧法第十六条の三第一項、第十六条の四第一項又は第六条の六第一項の規定により受けている勅告に係る営業

営業については、次条の規定により從前の例によることとなる。旧法第十六条の五第一項又は第九条第三項、第十三条の二第二項、第十三条の六又は第十三条の十二第二項に改め、同条第三項中「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行うことができる。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 大企業者(改正後の小売商業調整特別措置法(以下「新法」という)第一条の二第三項に規定する大企業者をいう。)は、その営む飲食店業以外の小売業(この法律の施行の際現に販売する物品の種類並びに当該小売業の用に供してゐる店舗(大規模小売店舗(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第百九号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。)及び小売市場新法第三条第一項に規定する小売市場をいう。)以外の場所に存する店舗に限る。)及びその面積に係る営業に限り、次に掲げる営業を除く。)については、新法第十三条の二第一項の許可を受けたものとみなす。

二 この法律の施行の際都道府県知事が旧法第十六条の二第一項の規定により受けている申出及びこれに対する措置に関する旧法第十六条の三から第十六条の六まで、第十九条第二項、第二十条、第二十一条の二、第二十二条第四号、第二十三条第二号及び第二十四条の規定に係る事項については、なお從前の例による。

第三条 この法律の施行の際都道府県知事が旧法第十三条の三第二項の規定を準用する。

第四条 附則第二条第三項の規定による届出をせ

ず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第五条 附則第三条の規定によるもののほか、こ

の法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお從前の例による。

第六条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關係する必要な経過措置は、政令で定める。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の

一部を改正する法律案

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第百九号)の一部を次のよう改定する。

第一条 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第百九号)の一部を次のよう改定する。

目次中「第十四条」を「第十四条の二」に、「第十五」を「第十四条の三」に改める。

第二条 第二項中「次条第二項又は第三項の公示に係る建物」を「第一種大規模小売店舗及び第二種大規模小売店舗」に改め、同条に次の二項を加える。

第三条 この法律で「第一種大規模小売店舗」とは、

次条第二項若しくは第三項又は第三条の二第三項の規定による通商産業大臣の公示に係る建物をいう。

第四条 附則第二条第三項の規定による届出をせ

ず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し同項の刑を科する。

第六条 附則第三条の規定によるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお從前の例による。

第七条 第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内においては、三千平方メートル以下

「基準面積」といふ以上であるを「五百平方メートルを超える」に、「通商産業大臣」を「その建築物の面積未満」とし、又

は第二種大規模小売店舗内の店舗面積の合計を五百平方メートルを超える種別境界面積未満とし、又

は第二種大規模小売店舗内の店舗面積の合計を五百平方メートルを超えてとする者は、通商産業省

令で定める事項を通商産業大臣及び都道府県

知事に届け出なければならない。

第八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その調

整の公示に係る第一種大規模小売店舗又は第

二種大規模小売店舗について前項の規定によ

る届出(以下「種別変更の届出」という)があ

つた場合において、次の各号の一に該當する

ときは、通商産業省令で定めるところにより、

その調整の公示に係る第一種大規模小売店舗

都道府県知事」を加え、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三項中「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第二条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第三条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第四条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第五条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第六条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第七条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第八条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第九条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第十条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第十一条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第十二条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第十三条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第十四条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第十五条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第十六条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第十七条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第十八条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第十九条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第二十条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第二十一条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第二十二条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第二十三条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第二十四条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第二十五条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第二十六条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第二十七条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第二十八条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第二十九条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第三十条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第三十一条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第三十二条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

第三十三条 第二項中「通商産業大臣又は都道府県知事を」「場合において」の下に「までの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行なうことができる。

又は第二種大規模小売店舗について次項の公示をして差し支えない旨を都道府県知事又は通商産業大臣に通知しなければならない。前項の規定による届出を要する場合において、同項の規定による届出がない場合も、同様とする。

第五条第一項中「大規模小売店舗」を「第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」に、「四月」を「五月」に「通商産業大臣」を「当該第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗につき調整の公示をした通商産業大臣又は都道府県知事(以下単に「通商産業大臣又は都道府県知事」と

定する開店日等の届出がされている場合にあつては、それらの開店日等の届出及びその時以後にされた同号に規定する開店日等の届出について、第七条第一項第九条第四項において準用する場合を含む。の規定による勧告又は第八条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条第一項の規定による命令をする必要がないと認められるとき。

通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る建物につき前条第二項の規定の例により

4  
公示をしなければならない。  
前項の公示があつたときは、その公示がされた日に、当該第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗につきその公示前にされた調整の公示は、その効力を失う。

3 第一項の場合において、通商産業大臣又は都道府県知事は、当該届出について、広域にわたる調査を行うことが必要であるときその

他同項の期間内に同項の規定による勧告をする  
ことができない合理的な理由があるとき

月」とする。

「商店舗」に改め、「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条第三項中「大規模小売店舗」を第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗に、「減少」を削減に改め、「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条第四項中「第七条」を第七条第一項及び第二項に、「前条」を「前条第一項及び第二項」に、「減少すべき」を「削減すべき」に改める。

第一項の総合において、通商産業大臣又は都道府県知事は、同項の期間が満了する日前に、当該届出に係る事項が直ちに実施されてもその届出に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中大小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがないことが明らかであると認めるときは、当該届出に係る事項について同項の規定による勧告をしないことを決定し、その旨を当該届出した者に

5 前項の規定による通知を受けた者が、その通知することができる。

第十一條中「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「大規模小売店舗」を「第一種大規模小売店舗」に改める。

第十二条及び第十三条第二項中「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事」を加える。

一項又は第二項の規定は、適用しない。

「削減すべき」に改め、同条第一項中「大規模小売店舗等議会の下で「又は都道府県大規模小売店

「原創者説」の「はるかに古くから既存の書籍を以てしたる者達が其の著者としての名前を「原創者」として記すことを「原創者説」といふ。この説を支持する者は、著者の名前を「原創者」として記すことを「原創者説」として支持する者である。

3 前条第三項の規定により同条第一項の期間が延長された場合における第一項の規定の適用については、同項中「その届出を受理した日から五月」とあるのは、「同条第三項の規定

(種別変更前にされた届出)  
第十四条の二 第三十一条の二

する場合において同項の

第十四条の二 第三条の二第二項第二号に該当する場合において同項の規定による通知をし



する者（当該貸付け又は譲渡しの一部をした者を含む。）及び指定地域内の小売市場の全部又は一部をその店舗の用に供させるため小売商に貸し付けている者をいう。以下同じ。）は、その建物をその店舗の用に供させるため貸し付け、又は譲り渡す小売商に適用する当該建物に係る貸付条件又は譲渡条件を変更しようとするときは、その変更後の貸付条件又は譲渡条件を適用して最初に貸付契約又は譲渡契約を締結し又は変更する日の一月前までに、その変更後の貸付条件又は譲渡条件をそなへて届け出なければならない。

小売市場開設者は、第三条第一項、前条第一項又は前項の規定による届出をした場合において、その届出に係る貸付条件又は譲渡条件を適用しないで、その届出に係る建物をそなへて、その貸付契約又は譲渡契約（変更の場合においては、変更後のもの）の内容（主務省令で定めで定めるものに限る。）を当該都道府県知事に届け出なければならない。

前二項の規定による届出には、当該貸付契約書又は譲渡契約書案その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（変更報告等）

六条 都道府県知事は、第三条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る第三条第一項第四号の貸付条件若しくは譲渡条件又は前条第一項の変更後の貸付条件若しくは譲渡条件若しくは同条第二項の貸付契約若しくは譲渡契約の内容（以下「貸付条件等」という。）が建物の位置及び構造、土地及び建物の取得、維持管理等に要する費用並びに類似店舗の貸付条件又は譲渡条件その他の経済事情

を參照して主務省令で定める基準に適合せず、かつ、その届出に係る建物をその店舗の用に供せるため貸し付け、又は譲り渡しする場合の賃料の定額に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、主務省令で定めるところによりその届出をした者に対し、その届出に係る貸付条件等を変更すべきことを勧告することができる。第三条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により届出をする場合において、これを怠つて締結され又は変更された同項の貸付契約又は譲渡契約の内容につき、その締結し又は変更した者に対しても、同様とする。

第七条 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第七条を次のように改める。

(氏名等の変更の届出等)

第七条 小売市場開設者は、第五条第一項又は次項の規定による届出を要する場合を除き、その届出に係る第三条第一項各号に掲げる事項(第四条第一項の規定による届出をした小売市場開設者にあっては、その届出に係る第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び第四条第一項に規定する貸付条件)を変更したときは、運営なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

第八条を削る。

第九条第一項中「第三条第一項の許可」を「第三条第一項又は第四条第一項の規定による届出」に、「譲渡、貸付」を「譲渡し、貸付け」に、「前項に規定する届出をした者について」に、「政令で定めるところにより当該建物に係る小

売市場開設者の「を」当該建物の全部又は一部で  
その届出に係るものに「きそとの届出をした者  
の」に改め、同条第三項中「小売市場開設者」を  
「第一項に規定する届出をした者」に改め、同条  
を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。  
  
(経過措置の政令への委任)  
  
**第九条 第四条に定めるもののほか、第三条第  
一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃  
する場合においては、その政令で、その制定  
又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範  
囲内において、所要の経過措置(罰則に関する  
経過措置を含む)を定めることができる。**  
  
**第十条及び第十二条を次のように改める。**  
  
**第十一条 第六条に定めるもののはが、第三条第一項の規定に基  
づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令  
で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範  
囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を  
定めることができる。**  
  
**第十四条の二を削る。**  
  
**第十五条中「すみやかに」を「速やかに」に改  
め、同条第四号を削る。**  
  
**第十六条の二から第十六条の六までを削る。**  
加える。  
  
(商店街振興組合等による調査の申出等)  
  
**第十六条の七 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、事業  
協同組合又は協同組合連合会であつて商店街振興組合又は商店  
街振興組合連合会の設立の権利に準ずるものとして政令で定め  
る要件に該当するもの並びに審査に係る第一項の許可に係る一小  
売市場内の小売商であることを第三条第一項の許可に係る一  
当該小売市場内の小売商の大部が組合員である事業協同組合  
及び当該事業協同組合であることをその直轄会は開設の会員の  
資格とする協同組合連合会(以下この条において「商店街振興組  
合等」という。)は、この法律の適用については、中小小売商団  
体とみなす。この場合において、第十四条の二第一項に特定位  
品販売事業と同種の事業とあり、第十六条の二第一項中「中小  
小売商店団体の構成員の資格に係る特定物品販売事業と同種の事  
業」とあるのは「商店街振興組合等の構成員たる中小小売商が要  
に販売する物品と同種の物品の販売事業」と、第十四条の二第一  
項中「中小小売商店、当該同種の  
物品の販売事業を行なう中小小売商店」とあるのは「中小小売商店、当該同種の  
物品の販売事業を行なう中小小売商店」という。以上第十六条の二第二  
項、第十六条の三第一項及び第十六条の五第一項において同**

第十八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の主務大臣は、その勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣（その勧告の対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又は連合会であるときは、その勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣とする。）

第十九条第一項中「第三条第一項の許可に係る建物」を「指定地域内の小売市場」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十条の見出しを「（不服申立て）」に改め、同条第二項中「主務大臣又は都道府県知事は、前項の異議申立てがあつたときは、「」を審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、審査請求人又は「に、「行わなければ」を「行つた後にしなければ」に改め、同条第四項中「際しては、「」の下に「審査請求人又は」を加える。

第二十一条の二を削る。

第二十二条の二を削る。

第二十三条第一項第三号及び第二十条第二項を、及び第十九条第三項に改める。

第二十四条第一項第三号及び第二項、第五条第二号、第六条第三項じだ、「及び」並びに「に改める。

第二十五条第一項第三号及び第二項、第五条第二号、第六条第三項じだ、「及び」並びに「に改める。

第二十六条第一項第三号及び第二項、第五条第二号、第六条第三項じだ、「及び」並びに「に改め、「及び第三項、第六条第一項、第五条第二号、第六条第三項じだ、「及び」並びに「に改め、「第十四条第二項第一項、第十六条第二項及び第十六条第三項（第十六条の五第二項にお



(割賦販売法の一部改正)

第十五条 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第二条第二項に規定する

大規模小売店舗」を「第二条第三項に規定する第一種大規模小売店舗」に改める。

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律

金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項中「第十八条第一項」の下に

「及び附則第九条第一項」を加え、「行なつた」を「行つた」に改める。

附則第九条を次のように改め、附則第十条から第十五まで削る。

(臨時の業務)

第九条 事業団は、当分の間、第十八条第一項に規定する業務のほか、通商産業大臣の認可を受けて、通商産業省令で定める金属鉱業を営む者の経営の安定を図るために必要な資金の貸付けを行なう者として通商産業大臣が指定する者に対し、当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができる。

2 第三十二条の規定は、前項の通商産業省令を定める場合に準用する。

この法律は、公布の日から施行する。

十月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引下げに関する請願(第九七六号)

二、中小企業向け政府系金融機関の既往貸付金利の引下げに関する請願(第九七六号)

三、中小企業同友会内川村

紹介議員 藤井 恒男君 勝美

この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

十月十九日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は十月十六日)

十月十九日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は十月十六日)

十月十九日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は十月十六日)

四 協業組合

五 事業協同組合又は協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合又はその連合会であつて、政令で定めるもの

この法律において「特定不況業種」とは、最近における内外の経済的状況の著しい変化により、その業種に属する事業の目的物たる物品又はその業種に属する事業の目的たる役務の供給能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるため、その業種に属する事業を行う事業所の相当部分において事業の廃止又は事業規模の縮小(以下「事業の廃止等」という。)を余儀なくされている業種であつて、政令で定めるものをいう。

この法律において「特定不況地域」とは、次の各号に掲げる要件に該当する市町村(特別区を含む。以下同じ。)であつて政令で定めるものの区域をいう。

一 特定不況業種に属する事業を主たる事業として行なう事業所(以下「特定事業所」という。)であつてその市町村の区域内に所在するものにおいて、事業の廃止等が相当の規模で行われていること。

二 その市町村の区域内に所在する事業所(特定事業所を除く。)の事業活動がその市町村の区域内に所在する特定事業所の事業活動に相

当程度依存しているため、前号に規定する事

業の発生に起因して、その市町村の区域内に

事業所を有する相当数の中企業者の事業活

動に著しい支障が生じていること。

前項の政令は、この法律に基づく中小企業者

の経営の安定を図るために必要な資金

の供給に実施されることを確保するた

め、その定めによる市町村の区域及びそ

の区域における離職者の発生の状況、雇用

の機会の水準その他の雇用に関する状況を考慮して定めるものとする。

(認定)

第三条 特定不況地域内に事業所を有する中小企

業者であつて、その事業所における主たる事業の目的物たる物品又はその事業所における主たる事業の目的たる役務に係る取引額が減少し、又は減少する見通しが生じたため、その事業活動に支障を生じているものは、その特定不況地

域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けることができる。ただし、当該取引額の減少又はその減少の見通しがその特定不況地域内に所在する特定事業所における事業の廃止等に起因するものでないと認められるときは、この限りでない。

2 特定不況地域内に所在する特定事業所の行う事業と密接な関連を有する事業を行う事業所が相当数所在する等特定不況地域と密接な経済的関連を有するその周辺の市町村で特定不況地域ごとに政令で定めるもの(以下「関連市町村」という。)の区域内に事業所を有する中小企業者であつて、その特定不況地域内に所在する特定事業所における事業の廃止等に起因して、その事業所における主たる事業の目的物たる物品又はその事業所における主たる事業の目的たる役務に係る取引額が減少し、又は減少する見通しが生じたため、その事業活動に支障を生じているものは、その事業所の所在地を管轄する市町村長の認定を受けることができる。

3 一 特定不況業種に属する事業を主たる事業として行なう事業所(以下「特定事業所」という。)であつてその市町村の区域内に所在するものにおいて、事業の廃止等が相当の規模で行われていること。

二 その市町村の区域内に所在する事業所(特定事業所を除く。)の事業活動がその市町村の区域内に所在する特定事業所の事業活動に相

当程度依存しているため、前号に規定する事

業の発生に起因して、その市町村の区域内に

事業所を有する相当数の中企業者の事業活

動に著しい支障が生じていること。

前項の政令は、この法律に基づく中小企業者

の経営の安定を図るために必要な資金

の供給に実施されることを確保するた

め、その定めによる市町村の区域及びそ

の区域における離職者の発生の状況、雇用

の機会の水準その他の雇用に関する状況を考慮して定めるものとする。

(資金の確保)

第四条 国は、前条第一項又は第二項の認定を受けた中小企業者(以下「認定中小企業者」といふ。)がその経営の安定を図るために必要な資金

の供給に努めるものとする。

(中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長)

第五条 都道府県は、中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する貸付けに係る貸付金であつて、特定

不況地域内又は関連市町村の区域内に事業所を有する中小企業者で当該特定不況地域を指定す

市町村を指定する第三条第二項の政令の施行の日(以下「指定日」という)の前にその貸付けを受けたものが同条第一項又は第二項の認定を受けた場合における当該中小企業者に対するもの(特定不況地域内又は関連市町村の区域内に事業所を有する中小企業者で同法第三条第一項第二号の貸与機関から指定日の前にその事業の用に供する設備の譲渡し又は貸付けを受けたもの)が第三条第一項又は第二項の認定を受けた場合における当該設備の譲渡し又は貸付けに充てるため貸与機関に貸し付けたものを含む)については、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を三年を超えない範囲内において延長することができる。

#### (中小企業信用保険法による特定不況地域関係保証の特例)

第六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という)の保険関係であつて、特定不況地域関係保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定中小企業者がその経営の安定を図るために必要な資金(第三条第一項又は第二項の認定に係る事業所において事業を継続することが困難となつたためその事業所を移転する場合における当該移転に必要な資金を含む。以下の項において同じ。)に係るもの又は第二条第一項第五号に掲げる者(認定中小企業者であるもの又はその構成員の三分の二以上が認定中小企業者であるものに限る。)がその構成員たる認定中小企業者に対してその経営の安定を図るために必要な資金を貸し付けるために必要な資金に係るもので、特定不況地域及び関連市町村の区域ごとに政令で定める日までに受けたもの)をいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについて

(第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険金額の合計額が」とあるのは「特定不況地域中保証」という)に係る保険関係の保険金額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第一項中「保険金額の合計額が〇(八百万円)あるのは「特定不況地域関係保証に係る保険関係の保険金額の合計額と他の保険関係の保険金額の合計額」とがそれぞれ〇(八百万円及び八百万円)と、同法第三条中「当該保証をした〇」とあるのは「特定不況地域関係保証に係る保険関係の保険金額の合計額」とその他の保険関係の保険金額の合計額が」とあるのは「それぞれ〇(八百万円及び八百万円)から一〇(八百万円)」と、「当該保証をした〇」とあるのは「特定不況地域関係保証をして借入金〇(八百万円)の額が八百万円(当該債務者から第一項の政令で定める日までの間に、その経営の安定を図るために必要な資金につき中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証を受けた場合において、その中小企業者が第三条第一項又は第二項の認定を受けたときは、その債務の保証を特定不況地域関係保証とみなし、前項の規定を適用する。

(認定中小企業者についての課税の特例)

第七条 認定中小企業者について純損失又は欠損金を生じた場合は、租税特別措置法(昭和二年法律第二十六号)で定めるところにより、所得税又は法人税の還付について特別の措置を講ずる。

2 前項に規定する所得税又は法人税の還付についての特別の措置の適用を受ける認定中小企業者については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)で定めるところにより、道府県民税、事業税及び市町村民税に係る純損失又は欠損金の繰越しについて特別の措置を講ずる。

(特定不況地域における工場の新増設の促進等)

第八条 国は、特定不況地域における工場の新増設を促進することにより認定中小企業者の経営の安定に資するため、特定不況地域における工場の新増設の円滑な推進のための財政上の措置その他必要な措置を講ずるとともに、必要な資金の確保に努めるものとする。

2 普通保険の保険関係であつて、特定不況地域関係保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険及び公害防止保険にあつては、百分の八十一)とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保証の特例)

第六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項第七号の六の次に次の一号を加える。

七の七 特定不況地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第六号)の施行に關すること。

第三条第一項第七号の六の次に次の一号を加える。

七の七 特定不況地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第六号)及び第七号の五から第七号の七まで」に改める。